



第2次上里町環境基本計画 (中間見直し)

**令和 4年 3月
上 里 町**

～ 縁、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと～ の実現を目指して

私たちの上里町は、埼玉県の最北端に位置し、烏川・神流川の恩恵を受け、豊かな実りをもたらす農地などの自然環境に恵まれ、多くの歴史や文化を育んでいます。

この豊かな自然環境を守り、継承していくため、町では、平成12年9月に「上里町環境基本条例」を策定し、その基本理念を実現するため、平成15年3月に第1次となる「上里町環境基本計画」、平成29年3月には「第2次上里町環境基本計画」を策定し、様々な環境施策に取り組んできました。

近年、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化の影響とも考えられる異常気象や集中豪雨などによる甚大な被害が頻繁に発生しているほか、プラスチックごみによる海洋汚染や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

このような状況の中、平成27(2015)年に開催されたCOP21において、「パリ協定」が採択され、先進国、発展途上国の区別なく、世界が一丸となって地球温暖化に取組むこととなりました。政府も、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指します。さらに、令和3(2021)年のCOP26を経て、地球温暖化に対する意識が世界的に高まる中、町としましてもこの環境問題の解決に向き合っていく必要があります。

このたび、第2次上里町環境基本計画の中間年度にあたり、環境の動向や計画の進捗状況を踏まえ、より実効的な取組を推進していくため、計画の見直しを行いました。

計画の推進にあたっては、町民、事業者、町が協働・連携しながら環境に対する理解を深め、一歩ずつ積み重ねていくことが重要と考えております。町はその先頭に立ち、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も取り入れ、望ましい環境像である「縁、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと」の実現に向け、積極的に計画を推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しに当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました上里町環境審議会委員の皆様をはじめ、関わっていただいた全ての皆様に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

上里町長 山下 博一



【世界で起きていること】



大規模な氷河の融解が続く



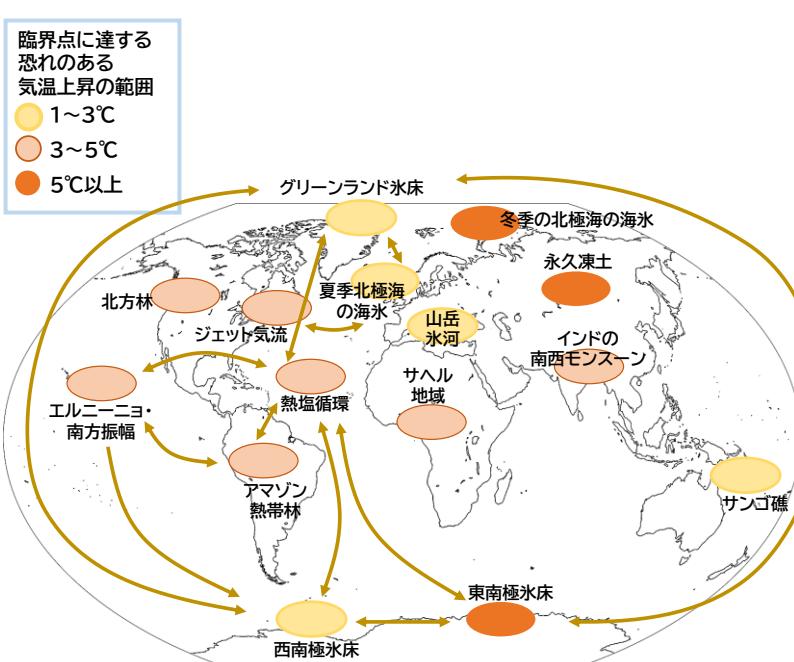
沈むツバルの島



写真提供：絶のサヘル／ブルキナファソ
降雨不足で干上がる沼



写真提供：埼玉県地球温暖化防止活動推進員 松岡壽賀子
激甚化する豪雨災害



出典：Will Steffen et al. [2018] Trajectories of the Earth System in the Anthropocene
Proceeding of the National Academy of Sciences 115, no. 33:8252-59. を基に作成

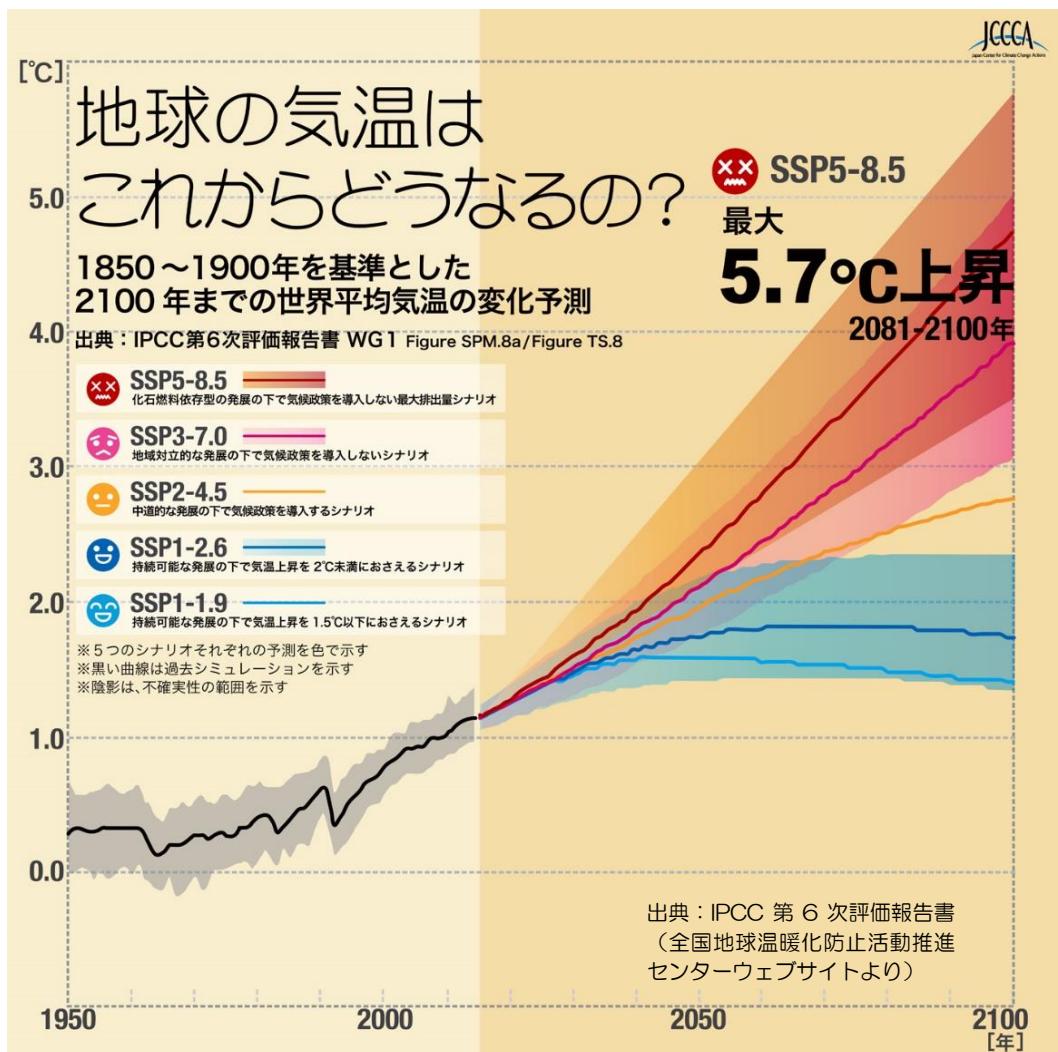
このまま温暖化が続くと
ドミノ倒しが発生？

グリーンランドや南極の氷が解け、
光を反射せず温度が上がる ⇒ 森林
の木が枯れ、二酸化炭素を吸収しな
くなる ⇒ 永久凍土が解け、出てきた
メタンがまた気温を上げる/など。

引き返せなくなる？

【地球温暖化への対策をしないと起こること】

地球上の人々がこのまま、温室効果ガスを出し続け、地球温暖化が続くとどうなるのでしょうか。何も対策をしない最悪のシナリオにおいて、2100年までの平均気温は、最大5.7°C上昇していると予測されています。



【地球温暖化による世界への影響】

このような気温上昇が起こると、地球上において、さまざまな影響が出ます。右の表は、地球温暖化により懸念される将来の主要な世界のリスクです。

このようなリスクに対し、日本も無関係ではありません。

出典：IPCC 第 5 次評価報告書（全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより）

1 海面上昇 高潮 (沿岸、島しょ)	2 洪水 豪雨 (大都市)	3 インフラ 機能停止 (電気供給、医療などのサービス)
4 熱中症 (死亡、健康被害)	将来の 主要なリスク とは? 複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典)IPCC第5次評価報告書 WGII	5 食糧不足 (食糧安全保障)
6 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)	7 海洋生態系 損失 (漁業への打撃)	8 陸上生態系 損失 (陸域及び内水の生態系損失)

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的	1
2. 基本理念	1
3. 地球温暖化対策に対する国内外の動向	2
4. 国及び県の環境基本計画	3
5. SDGs	3
6. 計画の位置づけ	4
7. 計画が対象とする環境の範囲	5
8. 計画の期間	5
第2章 上里町の現状と課題	7
1. 上里町の概況	7
(1) 地域概況	7
(2) 本町の環境	9
(3) 本町の気候	16
2. 環境に関する意識調査	20
3. 計画の達成状況と評価	22
4. 第2次上里町環境基本計画（中間見直し）における主な課題	28
第3章 計画の方向	29
1. 望ましい環境像	29
2. 基本方針	29
第4章 施策の展開	30
1. 施策の体系	30
2. 環境施策	32
基本方針1 生活環境の保全と創出	32
基本方針2 地球温暖化対策の推進	38
上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	40
上里町地域気候変動適応計画	50
基本方針3 ごみの減量化・リサイクルの推進	53
基本方針4 田園環境の保全と歴史・文化の継承	55

第5章 環境配慮指針.....	60
1. 町民の環境配慮指針	60
2. 事業者の環境配慮指針	68
第6章 計画の推進体制と進行管理.....	75
1. 計画の推進体制.....	75
2. 計画の進行管理.....	76
資料編.....	77
1. 地球温暖化関連の情報.....	77
◇ 地球温暖化とは?.....	77
◇ 温室効果とその原因.....	77
◇ 1.5°C目標の意味 ~1.5°C特別報告書	78
◇ ティッピングポイント（転換点）について	78
◇ 気候変動についての新しい情報（2021年末時点）	79
◇ 一人ひとりの意識を変える意味 ~ ライフスタイルを変える.....	80
◇ COOL CHOICE（クール チョイス）とゼロカーボンアクション30	81
◇ 家庭における温暖化対策と二酸化炭素（CO ₂ ）削減量	82
◇ 省エネ設備の効果について	83
◇ エコドライブについて	84
◇ 食品ロスを減らそう	85
◇ 1トンの二酸化炭素（CO ₂ ）ってどのくらい?	86
2. 地球温暖化対策・施策の削減効果一覧	87
3. 国の気候変動影響評価結果（上里町地域気候変動計画関連資料）	98
4. 環境用語集	102
5. 計画策定の経緯.....	110
6. 質問書	111
7. 答申書	112
8. 上里環境基本条例	113
9. 上里町環境審議会条例	117
10. 上里町環境審議会委員名簿	119
11. 上里町環境基本計画等策定委員会設置要綱	120
12. 上里町環境基本計画等策定委員会委員名簿	121

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本町では、豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくために、平成12（2000）年9月に「上里町環境基本条例」を制定しました。その基本理念に基づき、平成29（2017）年3月、10年計画となる「第2次上里町環境基本計画」を策定し、町民・事業者・町が協働して環境保全の取組を進めてきました。

現在、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。気候変動がもたらす影響は深刻さを増し、地球温暖化対策の重要性が増していく中、国は、平成27（2015）年のパリ協定を踏まえ、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルや脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、海洋汚染において最も問題視されているマイクロプラスチック問題や食品ロス問題など地球規模で環境問題に対する国際的な取組が進められています。国や世界が非常に高い目標を掲げて進むなか、私たち一人ひとりも、今まで以上に、環境を保全する意識を持って行動することが求められます。

これらの状況を踏まえ、計画前半の取組の進捗状況を振り返るとともに、令和4（2022）年度から新たな基本計画として実践するため、「上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「上里町地域気候変動適応計画」を包括し、当計画の中間見直しを行い、これからの時代に向けた望ましい環境像を実現すべく取組を推進します。

2. 基本理念

本計画は、「上里町環境基本条例」の基本理念（第3条）に基づき、以下の3つを基本理念として掲げます。

上里町環境基本条例 第3条（基本理念）

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることかんがみ、全ての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。



上里町環境基本計画の基本理念

- 良好な環境の確保と、将来への継承
- 町民、事業者、滞在者、町の公平な役割分担の下、持続的に発展できる社会の構築
- 事業活動及び日常生活における地球環境保全への取組

3. 地球温暖化対策に対する国内外の動向

（1）地球温暖化対策に対する国際的な動向

平成4（1992）年に国連にて「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、気候変動対策に世界全体で取り組んでいくことが合意されました。同条約に基づき、平成7（1995）年から毎年（令和2（2020）年を除く）、COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）が開催されています。

一方、COP開催に先立ち、昭和63（1988）年に世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が設立されました。IPCC設立の目的は、気候変動に関する最新の文献をとりまとめた報告書を作成し、各国政府が気候変動に関する政策を講ずることができるよう、科学的情報を提供することです。報告書では、気温上昇、海面上昇の予測など、気候変動の脅威について報告されています。

IPCC評価報告書は、5～7年ごとに公表され、世界の気候変動対策の検討推進の基礎となり、平成27（2015）年には、フランスのパリで開催されたCOP21において、京都議定書以来の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。世界177カ国・地域が締結したパリ協定においては、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2°Cより十分下方に抑えることを世界共通の長期目標として掲げるとともに、1.5°Cに抑える努力を継続することとしました。また、先進国だけでなく、途上国を含めたすべての国に対して、削減目標を設定し、目標達成に向けた国内対策を進めることを義務付けています。

さらに、このCOP21において、温暖化の影響を強く受ける国々から、1.5°Cと2.0°Cの地球温暖化による影響の違いの調査が要求され、平成30（2018）年にIPCCから「1.5°C特別報告」が提出されました。この報告書によって、1.5°Cと2°C上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

この後、世界の1.5°C目標に向けた意識が高まり、令和3（2021）年に開催されたCOP26においては、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求することが、世界の目標となりました。

（2）地球温暖化対策に対する国や県の動向

国では、「パリ協定」を受け、平成28（2016）年5月に地球温暖化対策計画を策定し、平成30（2018）年11月に気候変動適応計画を策定しました。

その後、国際的な地球温暖化対策を加速する機運の中、令和2（2020）年10月に、2050年カーボンニュートラルを宣言し、2016年の地球温暖化対策計画では、「2030年度に2013年度比で26%の水準」としていた温室効果ガス排出量の削減中期目標を、令和3（2021）年4月には、「46%減、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていく」と修正しました。

そして、令和3（2021）年10月に、新たな数値目標に沿った地球温暖化対策計画、気候変動適応計画を閣議決定しています。県も、国の動きに沿った計画策定を予定しています。

4. 国及び県の環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、次の 2 つを通じた持続可能な循環共生型の社会の実現を掲げています。

- ①地域の強みを生かし、地域の特性に応じて支え合う「地域循環共生圏」
- ②公害を克服し、優れた環境技術を持ち、循環の精神を持つ「世界の範となる日本」

方向性としては、SDGs の考え方も活用し、社会・経済・環境の統合的向上を具体化、地域資源を持続可能な形で最大限活用していくとしています。そして、環境政策の根幹となる環境保全の取組については、搖るぎなく着実に推進するとしています。

県の環境基本計画については、国の方針を踏まえ令和 4（2022）年度を初年度とする次期計画の策定が進められています。

5. SDGs

SDGs は、「持続可能な開発目標」を意味し、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された合意文書「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれている平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールなどが設定されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

そのために、関わりのあるすべての人が、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むことが求められており、本町においても、本計画に SDGs 理念を取り込み、環境保全に取り組むこととします。第4章の体系図には、各施策方針に対応する目標を示します。

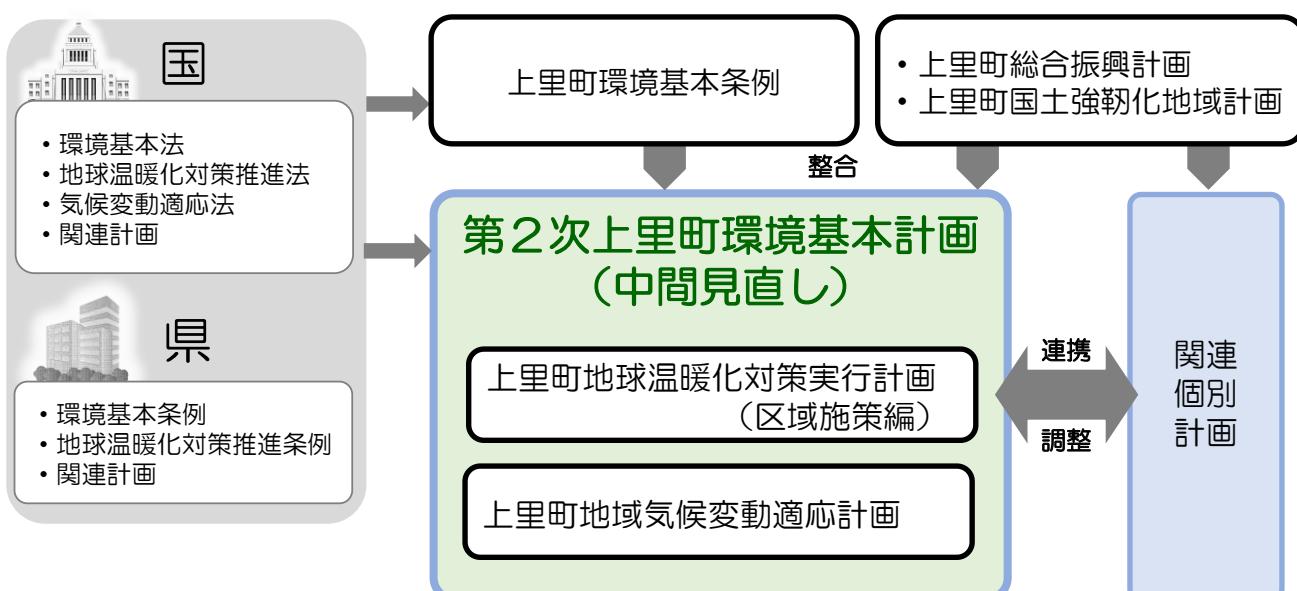
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6. 計画の位置づけ

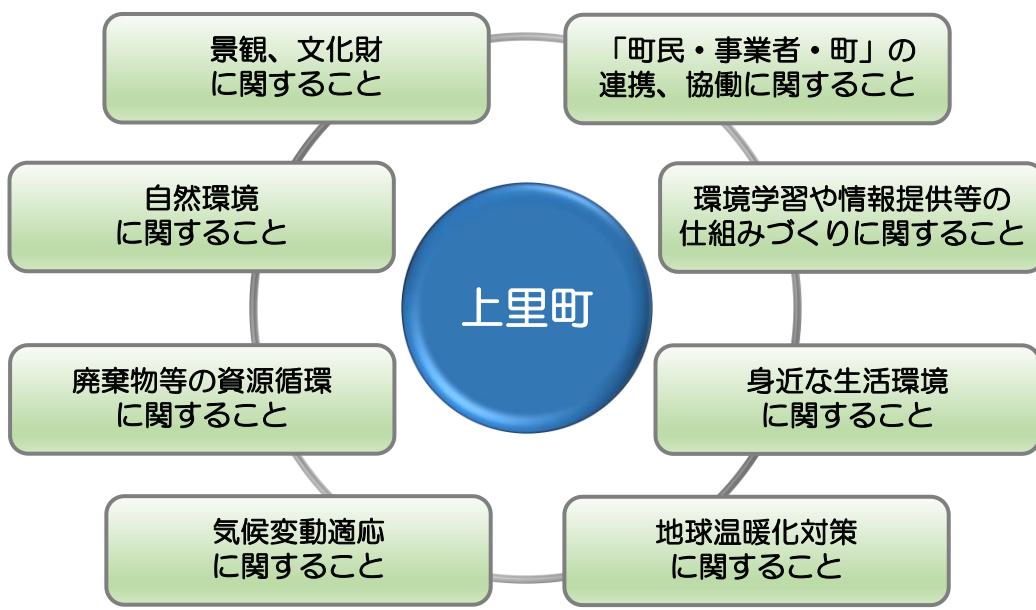
本計画は、「上里町環境基本条例」第9条に基づいて定めるもので、環境に関する町の目標の方向を示すとともに、環境保全のための取組の指針を示す最も基本的な計画です。町の最上位計画である「第5次上里町総合振興計画後期基本計画」の環境分野における計画として位置づけるとともに、関連計画との連携、調整を取りつつ策定します。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第19条第2項（※1）の規定に基づき策定する「上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づき策定する「上里町地域気候変動適応計画」を本計画に一体化した計画として位置づけます。

※1：「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第54号）が全面施行される令和4年4月1日以降、市町村（指定都市等を除く。）の計画は第21条第4項に基づいて策定されることになります。



7. 計画が対象とする環境の範囲

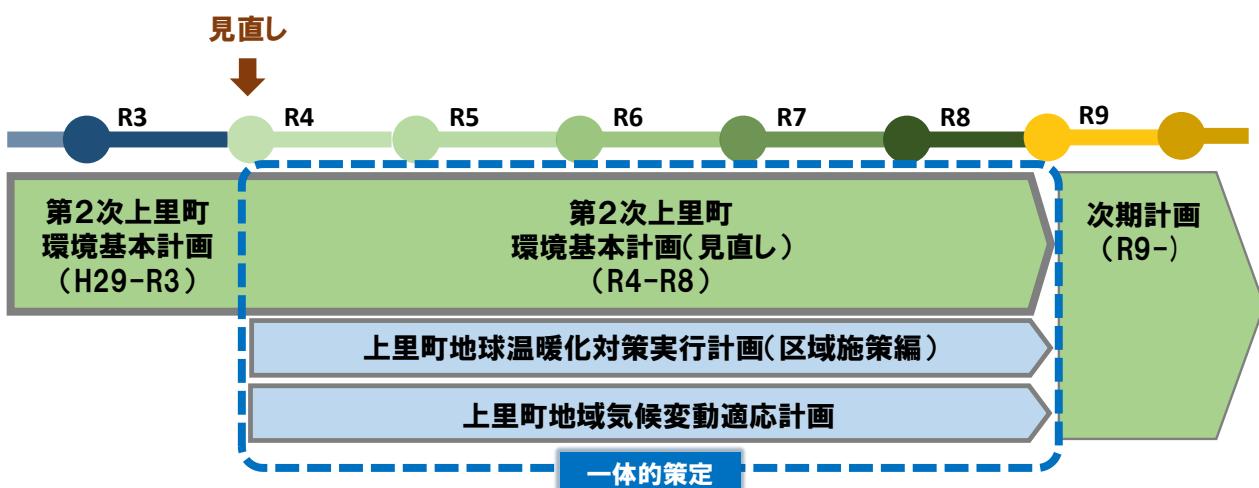
本計画は、町の全域を対象とします。対象範囲は、身近な生活環境から、地球温暖化対策や気候変動適応、廃棄物等の資源循環、まちを取り巻く河川、緑、生態系等の自然環境、景観、文化財など幅広く捉えます。また、よりよい環境づくりを推進していくためには町民・事業者との協働が欠かせないことから、環境学習や情報提供等の仕組みづくりも対象とします。



8. 計画の期間

本計画の取組期間は、上位計画である上里町総合振興計画と整合を図り、平成 29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間としています。また、上里町総合振興計画の前期基本計画の期間である令和3（2021）年度において、後期基本計画との調整を図り、中間見直しを行いました。

なお、社会状況の変化等に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。



第1章 計画の基本的事項

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



第2章 上里町の現状と課題

1. 上里町の概況

(1) 地域概況

① 地勢と位置

本町は、埼玉県の最北端で、東経 139 度 9 分、北緯 36 度 15 分、東京都から 85km 圏内に位置します。

広さは南北に 5.5km、東西に 6.0km、総面積約 29.18km²で烏川、神流川の 2 大河川を境にして群馬県と隣接しています。

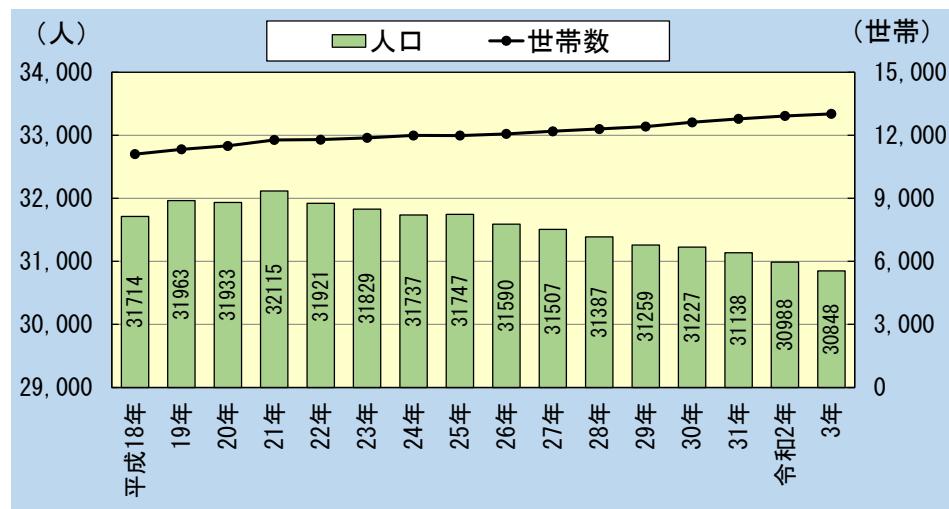
地形は、烏川及び神流川に沿って北西部が神流川低地、南東部が本庄台地となっており、表層は、低地で未固結堆積物（砂泥堆積物、砂質泥堆積物、泥質礫堆積物）が、台地は火山性岩石ロームが占めています。標高が、南が約 85m、北が約 50m で標高差は僅か約 35m しかなく、非常に緩やかに南から北へ傾斜した地形であり、関東平野の一部をなす平坦地となっています。



② 人口・世帯数の推移

令和3（2021）年1月1日現在の本町の人口は30,848人、世帯数は13,022世帯となっています。人口は、平成21（2009）年をピークに減少が続いています。一方、世帯数は増加が続いています。少子高齢化の進行、社会情勢の変化による核家族や単身世帯の増加が要因と考えられます。

【上里町の人口数と世帯数（各年1月1日）】

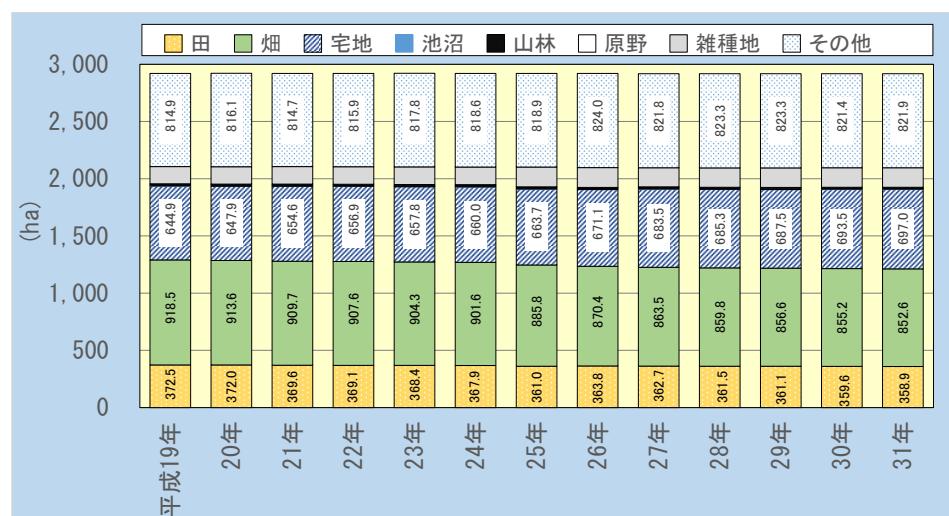


出典：埼玉県 町(丁)字別人口調査

③ 土地利用

平成31(2019)年1月1日現在の土地利用は、田358.9ha、畠地852.6ha、宅地697.0ha、池沼0.5ha、山林11.0ha、原野5.4ha、雑種地170.6ha、その他821.9haとなっており、その他を除き、畠地が29.2%と最も多く、次いで宅地が23.9%となっています。経年変化を見ると、田、畠が少しづつ減少し、宅地が増加しています。

【上里町の土地利用面積（各年1月1日）】



出典：埼玉県統計年鑑

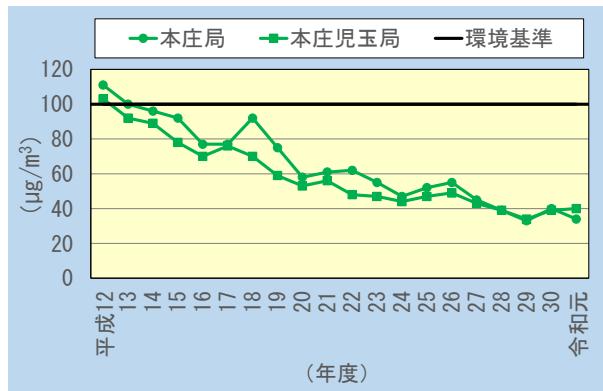
(2) 本町の環境

① 大気質

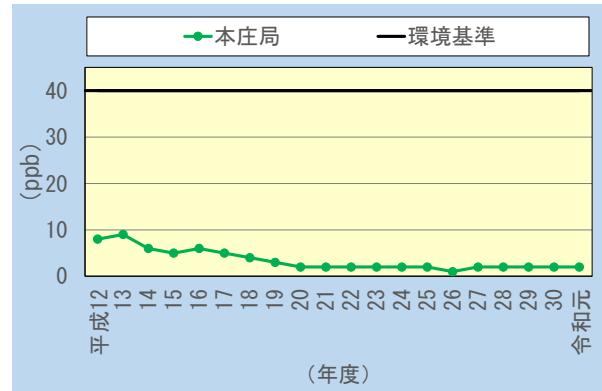
大気の常時監視測定局は設置されていませんが、近くには本庄測定局及び本庄児玉測定局が設置されています。経年変化を見ると、ほとんどの大気汚染物質においては減少傾向を示し、近年は環境基準を下回っています。光化学オキシダントは、環境基準を超える時間数が増減を繰り返しながら概ね横ばい状態で、これは都心の排気ガスの影響と考えられます。

【常時監視測定局の大気汚染物質測定結果と町が実施しているダイオキシン類の測定結果】

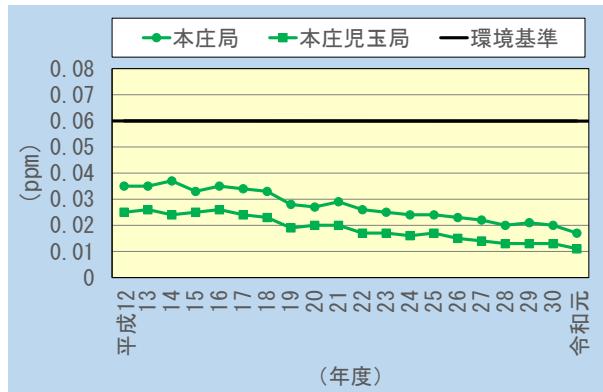
■ 浮遊粒子状物質 (SPM)



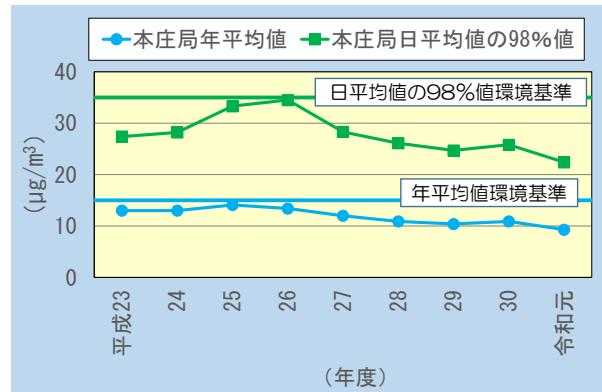
■ 二酸化硫黄 (SO₂)



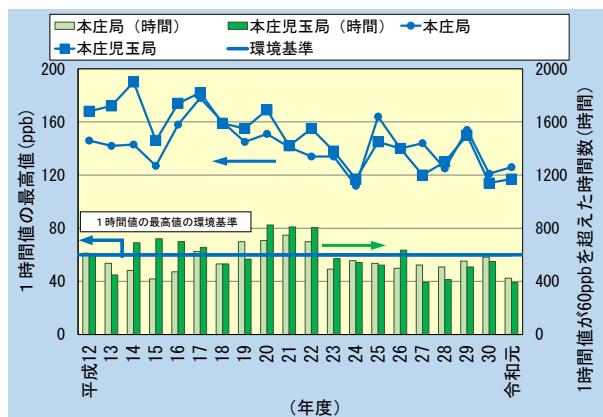
■ 二酸化窒素 (NO₂)



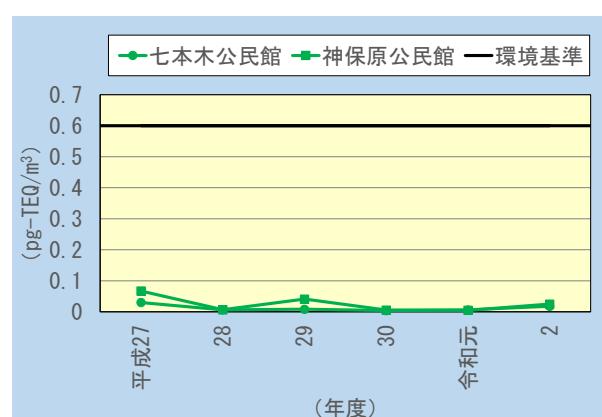
■ 微粒子上物質 (PM2.5)



■ 光化学オキシダント



■ ダイオキシン類



出典：埼玉県環境部 埼玉県の大気状況、上里町くらし安全課資料

第2章 上里町の現状と課題

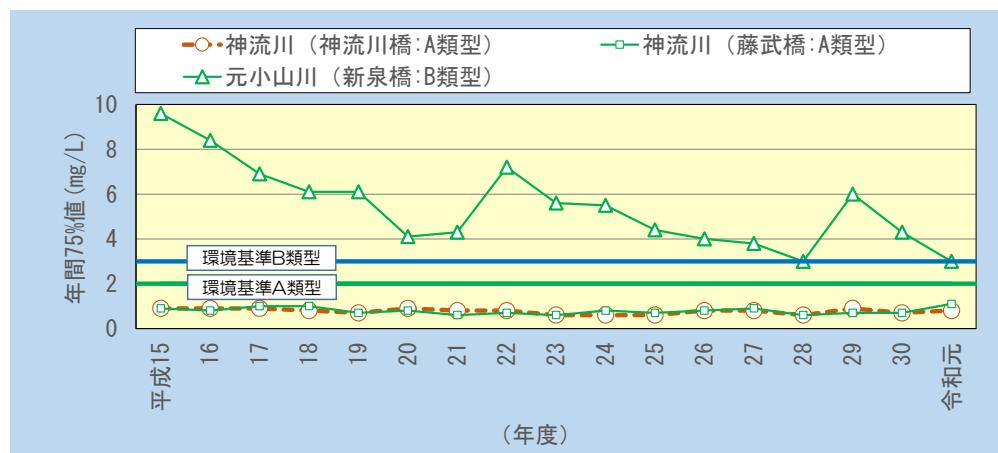
② 水質

1) 河川水（生物化学的酸素要求量：BOD（※1））

生活環境の保全に関する環境基準の類型は、神流川でA類型（BODの基準値が2mg/L以下）が、元小山川でB類型（BODの基準値が3mg/L以下）が指定されています。河川水質調査のうち、BODについて経年変化を見ると、神流川では例年環境基準以下になっています。元小山川は、減少傾向にあるものの、環境基準を超えた状態で増減を繰り返しています。

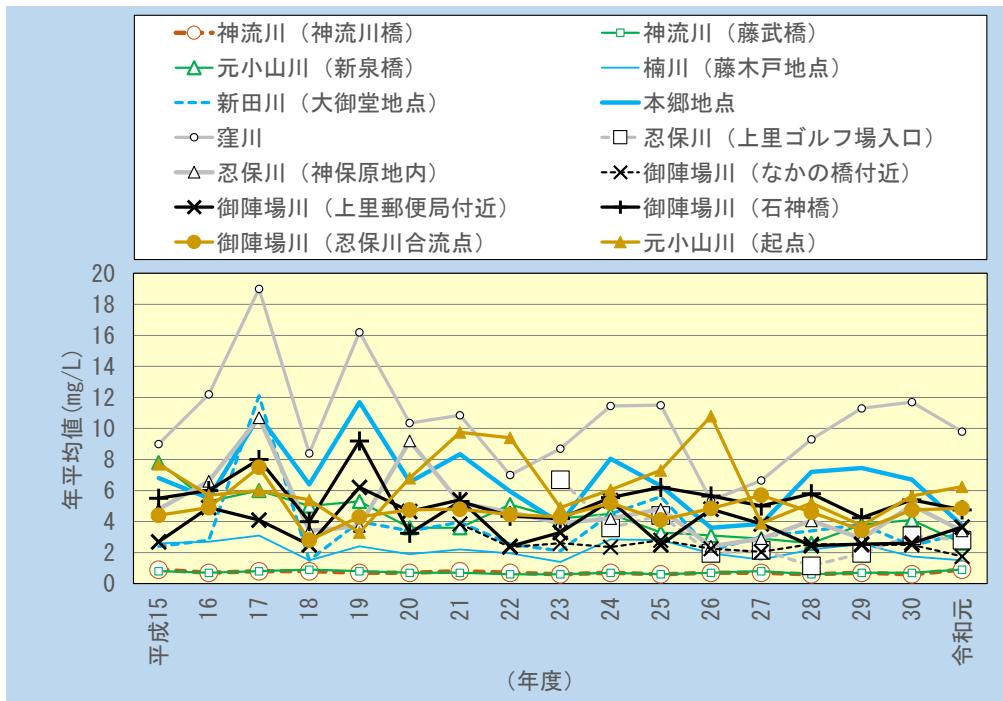
また、その他の河川では、全体として概ね微減傾向を示しつつも、個々では増減を繰り返しています。

【河川水質調査結果（BOD：年間75%値）】



出典：環境省水環境総合情報サイト 公用用水域水質測定データ

【河川水質調査結果（BOD：年平均値）】



出典：環境省水環境総合情報サイト 公用用水域水質測定データ、上里町くらし安全課資料

※1：生物化学的酸素要求量（BOD）は、水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量をいい、水質汚濁の代表的な指標。数値が大きいほど汚濁していることを示す。

2) 地下水（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（※1））

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、平成23（2011）年度に2地点で環境基準値を超えた以降、基準超えの地点は発生していません。

【地下水水質調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）】

単位：mg/L

地区名 井戸番号	年度	平成 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
三町	280502												
嘉美	280503		14.0	9.1	4.6	11.0		7.8	8.7		8.4		7.9
	280504		10.0					7.6					
長浜	290401	8.7 8.2 9.2 9.1 10.0	8.3	9.3 8.1	11.0	10.0							
	290404												
	290405				4.9								
	290406									5.7			
	290501			5.8									
	290503							6.6					
帯刀	290502												
七本木	290605	6.0		6.0	5.8								
	290606												
	290607	6.3		6.3	5.2								
	290609			5.2	4.9								
	290610			7.7	13.0								
	290611			7.5	12.0								
	290612			7.9	13.0								
	290613			7.7	15.0	13.0		7.2	6.0		8.7		9.4
勅使河原	300402	5.4											
	300403						1.8						
	300504										0.6		
五明若宮	300404												
金久保	300502									4.2			
	300503					2.5							
神保原町	290604										4.2		
	300601		9.6	8.7	8.0	8.5	8.4	8.1	7.7	7.5		7.1	
	300605	5.8										5.4	

※環境基準値：10.0mg/L （基準を超えた値の欄を太線にしています。）

出典：埼玉県 埼玉県公共用水域水質測定結果

※1：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、生活系汚水や家畜排せつ物等の不適切処理、窒素肥料の施肥に伴う地下浸透などによって土壤細菌の分解で発生する地下水汚染物質の一つ。乳児等が大量摂取するとメトヘモグロビン血症の健康影響が確認されたことから、平成11年2月に環境基準として追加された。

第2章 上里町の現状と課題

③ 上下水道

1) 上水道

本町の水道普及率は令和元（2019）年度において99.7%となっています。

【水道普及状況（令和元年度）】

行政区域内総人口 (人)	箇所数 (箇所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
A	B	C	D	E=D/A
30,053	1	34,100	29,953	99.7

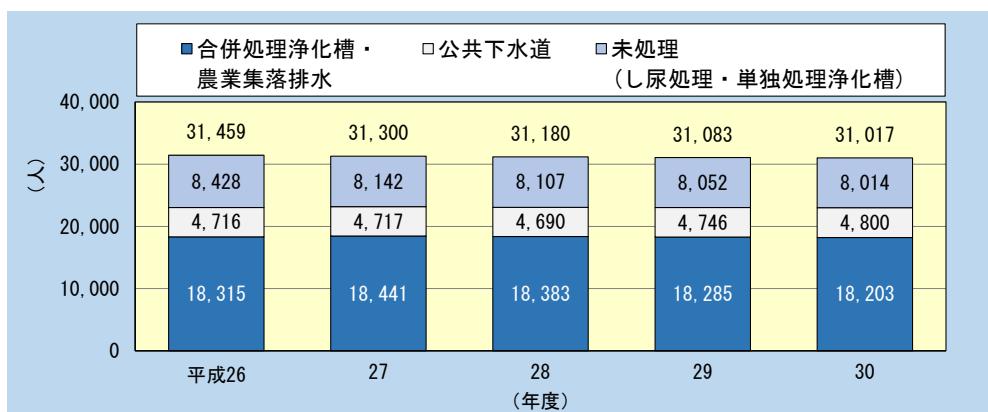
出典：埼玉県 埼玉県の水道

2) 下水道

生活排水処理の状況は、「未処理（し尿処理・単独処理浄化槽）」人口が減少傾向にあり、全体に対する割合も減少しています（平成26（2014）年度26.8%→平成30（2018）年度25.8%）。河川などの公共用海域の水質改善に向けた取組が進んでいることを示しています。

平成30（2018）年度における総人口のうち、「合併処理浄化槽・農業集落排水」の処理人口が58.7%、「公共下水道」の処理人口が15.5%となっており、本町の下水道整備が徐々に進みつつありますが、合併処理浄化槽による処理が多くを占めている状況となっています。

【生活排水処理（人口）の状況】



出典：くらし安全課資料、上下水道課資料

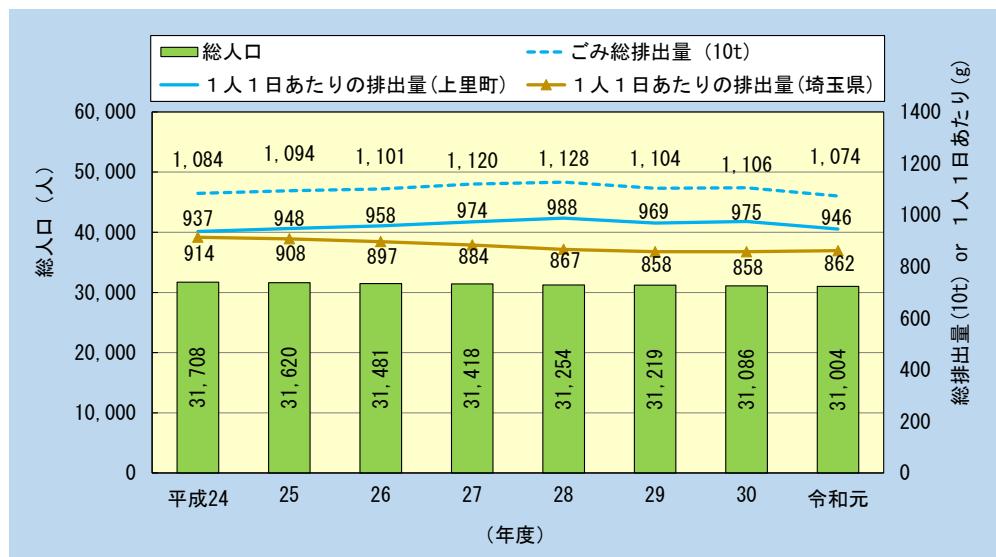
④ ごみ・リサイクル

ごみ総排出量は、平成 24 (2012) 年度から令和元 (2019) 年度の間において、ほぼ横ばいとなっています。

資源化量は、平成 26 (2014) 年度から少しずつ減っており、リサイクル率もやや低下しています。

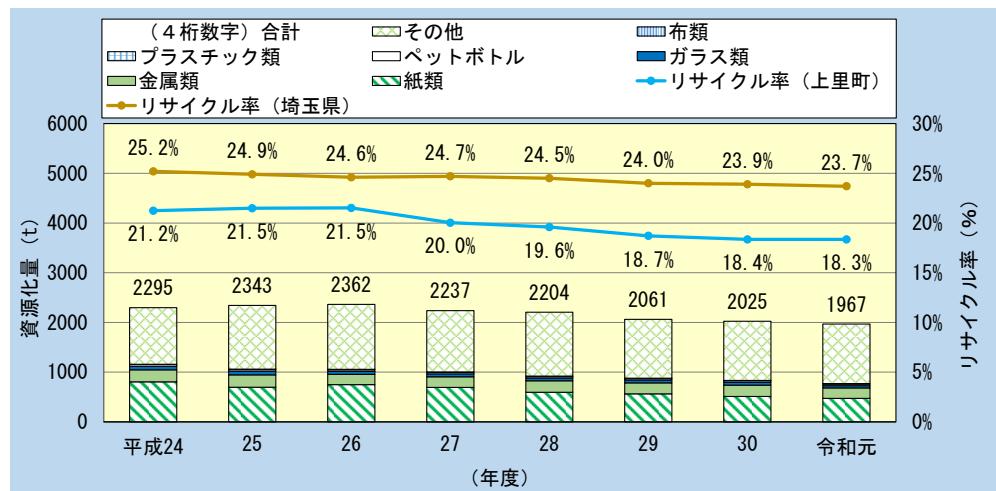
令和元 (2019) 年度における町民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 946g (県平均 862g) で県内 63 市町村中 52 位となっています。リサイクル率は 18.3% (県平均 23.7%) で県内 63 市町村中 53 位となっています。

【ごみ（一般廃棄物）の排出状況】



出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

【資源化（リサイクル）の状況】



出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

第2章 上里町の現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

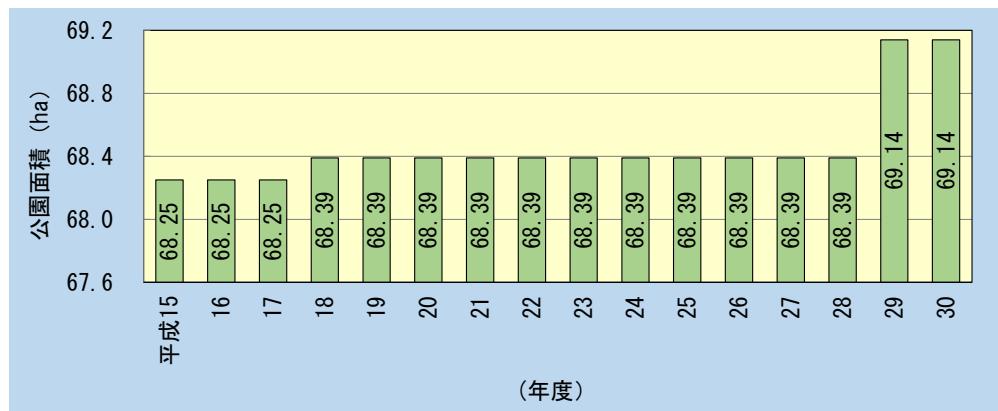
第6章

資料編

⑤ 都市公園

都市公園は、平成 30（2018）年度末現在、6箇所 69.14ha となっており、1人あたりの都市公園面積が 22.3m² と、県内で 7 位となっています。

【都市公園の状況】



出典：埼玉県 市町村勢概要及び統計からみた埼玉県市町村のすがた

⑥ 文化財

遺跡や記念物など、54 の文化遺産を継承しています。上里町郷土資料館では、多くの出土品や有形物が展示され、町の歴史や文化について学ぶことができます。

【文化財の状況 1】

指定	分類		名称	所在地	備考
県指定	有形文化財	絵画	伝武田信玄・陽雲院夫妻画像	上里町金久保 701	寛文9年(1669)狩野元俊筆。陽雲院の服装に葡萄模様が配されている。
		工芸品	銅鐘	上里町金久保 701	元禄ハ身乙亥十月廿三日(1695)佐野治工井上元峰作
		書等	陽雲寺中世文書	上里町金久保 701	武田家ゆかりの中世文書7点
	旧跡	金窪館跡	上里町金久保 1570 他		治承年間(1177~1180)加治家季築城と伝えられる。
		畠時能供養祠	上里町金久保 701		
県選定	記念物	史跡	旭・小島古墳群	上里町神保原他	組合せ箱式石棺を有するハ幡山古墳を中心とする古墳群。
			帶刀古墳群	上里町帶刀、五明、長浜	神流川流域右岸に存在。円墳の20基が現存。
			五明廃寺跡	上里町五明若宮 760 他	神流川の扇状地に造営された奈良時代の寺院跡
町指定	有形文化財	建造物	勅使門	上里町勅使河原 1864	扁額「勅使山」
		絵画	十二天古画	上里町七本木 67	紙本対幅。一幅に六体描かれる。
			阿弥陀三尊古画	上里町七本木 67	絹本着色。阿弥陀三尊来迎図
			天神古画	上里町七本木 594-1	絹本着色。天神端座之図
			十五仏古画	上里町七本木 594-1	絹本着色。中央に虚空蔵菩薩が描かれる。
		彫刻	不動明王古画	上里町忍保 1469	脇侍はコンガラ・セイタ力童子が描かれる。
			古銅正観音立像	上里町金久保 701	新羅三郎義光懐中守本尊、陽雲寺遺品と伝えられる。
			釈迦如来像	上里町金久保 701	陽雲院遺品。

【文化財の状況2】

指定	分類	名称	所在地	備考
有形文化財 町指定	彫刻	正觀音立像	上里町七本木 67	金箔玉眼嵌入寄木造り。寺伝では惠心僧都作と伝えられている。
		阿弥陀如来座像	上里町大御堂 1151	金箔玉眼嵌入。町内最大の仏像
		金銅釈迦如來像	上里町七本木 3316-1	宝暦 13 年(1736)癸未 9 月 17 日鑄工江戸神田多川民部の銘がある。
		薬師座像	上里町堤 474	慶長 10 年(1605)の墨書銘がある。
		勝軍地蔵	上里町神保原町 263	木造漆箔朱色玉眼嵌入
	工芸品 書等	三条実美公寄贈野劍	上里町金久保 701	銘周防国永弘。高橋泥舟の添書がある。
		徳川家康皆濟状	上里町勅使河原 1369	慶長 11 年(1606)代官長谷川長次宛
		薬師写経高泉禪師筆	上里町長浜 1774	紺地金泥薬師如来写経
		文禄四年水帳	上里町黛 86	文禄 4 年(1595)武州賀美郡鉢形筋金窪之内黛村
		天海僧正御墨付	上里町黛	寛永 19 年(1642)3 月 28 日東叡山直末状
	考古	親子地蔵	上里町勅使河原 1864	表裏に地蔵の陰刻の有る画像板石卒塔婆勅使河原直重親子の墓と伝えられる。
		埴輪頭部	上里町七本木 67	烏川と神流川の合流地より出土したと伝えられる。
		布目瓦	上里町五明 761	五明廃寺出土瓦。軒平瓦 3 種・軒丸瓦 3 種
		石棒	上里町神保原町 1384	石神社御神体
		石棒	上里町金久保 1950	御神体として祭られていたと伝えられる。
		浅間山古墳	上里町神保原町 15	角閃石安山岩を使用した横穴式石室
		板石塔婆	上里町七本木 594-1	弘長 4 年(1264)銘
	歴史	寺浦 1 号古墳出土の埴輪群	上里町七本木 67	大字長浜の寺浦 1 号古墳より出土した形象埴輪
		見透燈籠	上里町勅使河原 1864	文化 12 年(1815)造立。
		石幢	上里町勅使河原 1864	六面地蔵石幢。永正 6 年(1509)銘
		赤羽刀	上里町七本木 67	戦中に接收された刀・槍・薙刀 6 点
無形文化財 記念物	民俗	忍保神楽	上里町忍保	池上神社に伝わる神楽
		黛音頭	上里町黛	樽・鼓・鐘・笛に音頭取りと舞方による音頭
		諏訪神社獅子舞	上里町三町	貞享 2 年(1685)銘の獅子頭。
		丹生神社獅子舞	上里町勅使河原	
		金窪神社獅子舞	上里町金久保	
		七本木神社獅子舞	上里町七本木	
		東音頭	上里町長幡地区	長幡地区を発祥とする音頭
		乾武(けんむ)神流川太鼓		平成 3 年から地域を拠点に活動する。
	史跡 天然記念物	陽雲院之墓	上里町金久保 701	武田信玄内室陽雲院の墓
		蒂刀先生義賢之墓	上里町蒂刀 309-2	源義賢の墓
		五輪塔	上里町藤木戸 29-1	逆修僧都円宗。天文 15 年(1546)
		神流川古戦場	上里町毘沙吐	天正 10 年(1582)神流川合戦が行われた古戦場。
	天然記念物	柿の大木	上里町神保原町 425	字柿ノ木発祥の木
		ひいらぎの大木	上里町堤 519	樹齢 450 年
		マキの木	上里町大御堂 737	樹齢 800 年
		松の木	上里町忍保 1632	
		楊子魚	忍保川	「トゲンバヨ」と呼ばれていた。

(3) 本町の気候

① 気温と降水量

平成28(2016)年から令和2(2020)年の5年間の年平均気温は16.0°Cとなっています。

降水量は6月から10月にかけての5か月間が多く、冬季は少ない傾向が見られます。

【各年 月別平均気温】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成28年	4.8	6.0	9.5	15.0	20.1	22.7	25.5	27.2	24.3	18.1	10.5	7.3	15.9
平成29年	4.5	5.8	7.9	14.3	20.1	22.4	27.8	26.3	22.9	16.6	10.5	5.4	15.4
平成30年	3.7	4.5	10.8	16.4	19.8	23.1	28.9	28.3	22.6	18.7	13.3	7.2	16.4
令和元年	4.5	6.1	9.7	13.4	20.3	22.1	24.6	28.6	24.9	19.2	12.3	7.3	16.1
令和2年	6.4	7.1	10.2	12.6	19.7	23.7	24.1	29.6	24.2	17.2	12.6	6.5	16.2
平均	4.8	5.9	9.6	14.3	20.0	22.8	26.2	28.0	23.8	18.0	11.8	6.7	16.0

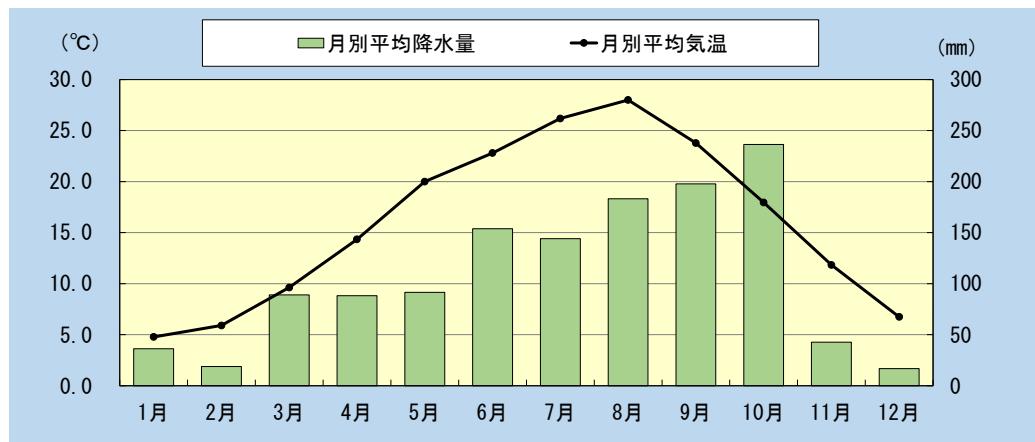
出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）

【各年 月別平均降水量】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成28年	70.5	33.5	72.5	87.5	51.0	121.0	62.5	418.5	219.0	34.0	86.5	44.5	1301.0
平成29年	16.0	4.0	65.5	55.0	75.5	53.0	181.0	179.5	161.5	502.0	12.5	3.0	1308.5
平成30年	14.5	14.0	123.0	44.5	125.5	111.5	83.0	131.5	335.0	32.0	25.5	16.0	1056.0
令和元年	6.0	28.5	84.0	79.0	86.0	224.5	167.0	123.5	110.0	447.5	84.5	20.0	1460.5
令和2年	74.0	14.0	99.5	175.0	119.5	259.0	226.5	63.0	163.0	166.0	4.5	0.0	1364.0
平均	36.2	18.8	88.9	88.2	91.5	153.8	144.0	183.2	197.7	236.3	42.7	16.7	1298.0

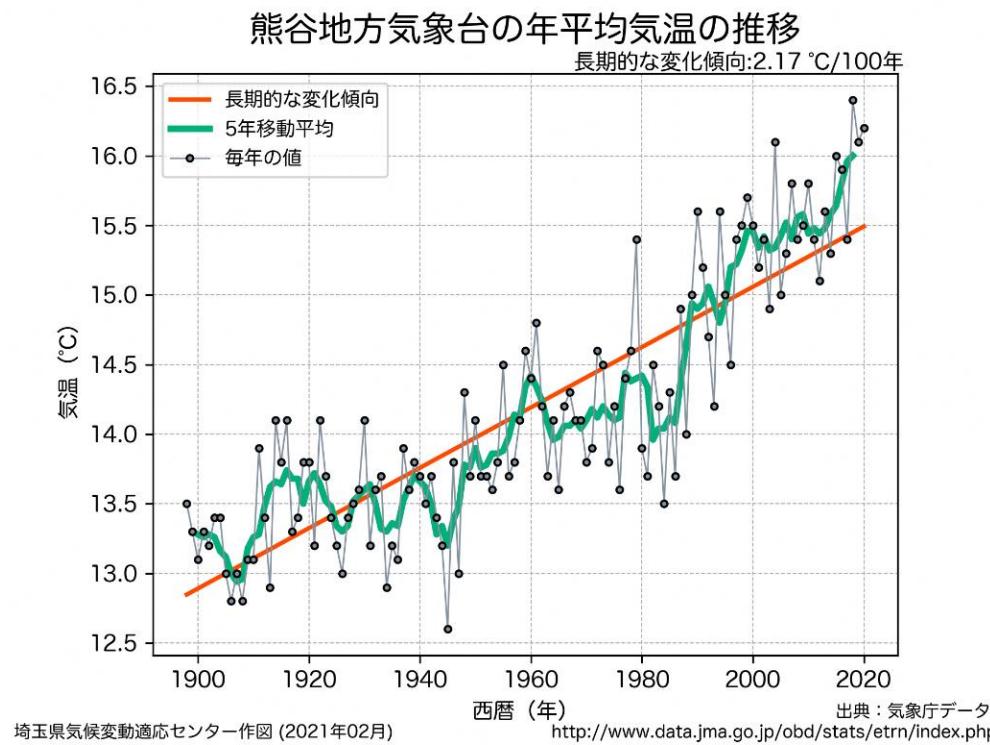
出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）

【月別平均気温と月別平均降水量（平成28年～令和2年）】



出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）

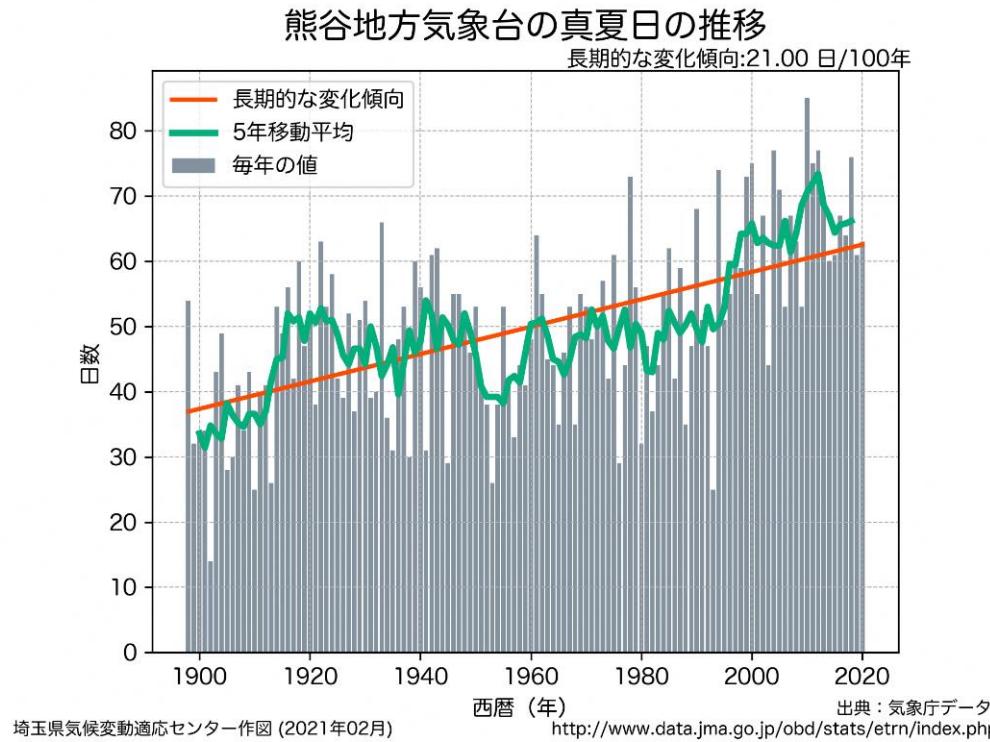
年平均気温の推移を見ると、長期的な上昇傾向が見られ、100年で 2.17°C のペースで上昇しています。



出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）/埼玉県気候変動適応センター提供

② 真夏日、猛暑日、冬日

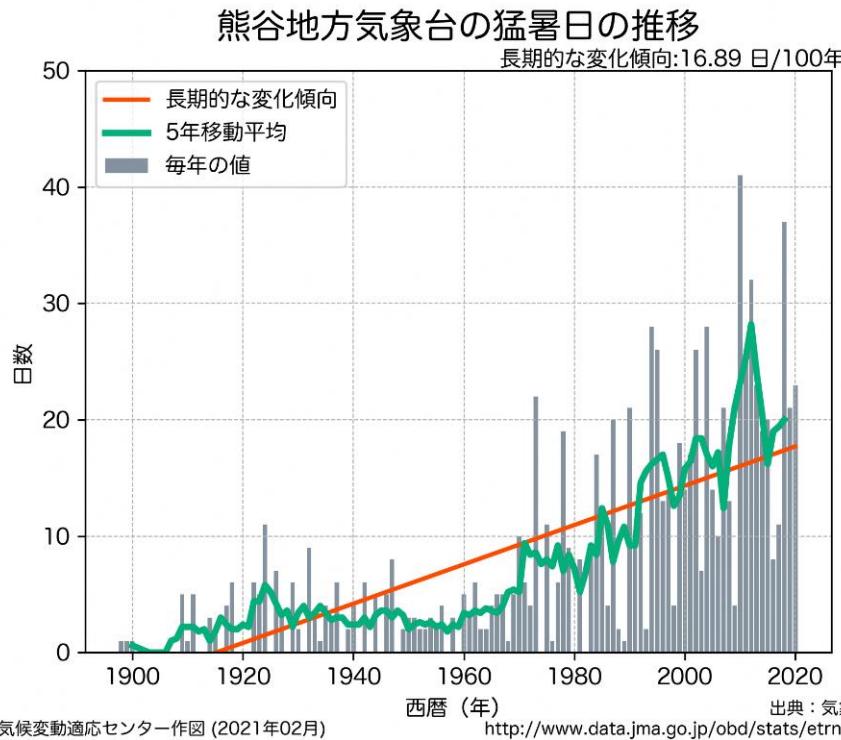
真夏日（日最高気温が 30°C 以上の日）は、1980年代後半以前は50日前後でしたが、近年では60日前後に増加しています。



出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）/埼玉県気候変動適応センター提供

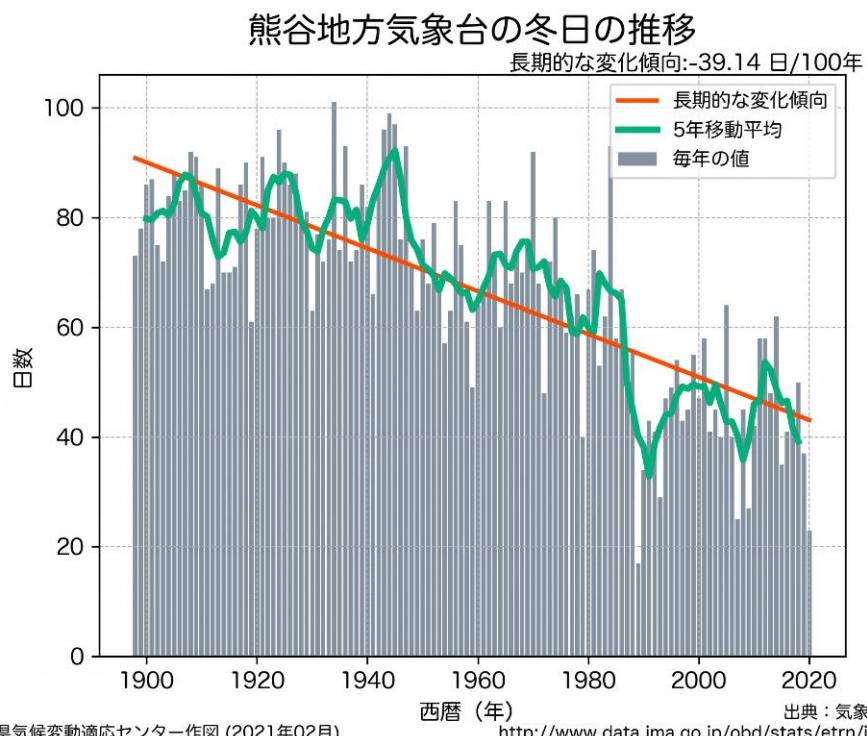
第2章 上里町の現状と課題

猛暑日（日最高気温が35°C以上の中）は、1970年代以降は増加し、近年は20日前後となっており、増加傾向です。



出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）/埼玉県気候変動適応センター提供

冬日（日最低気温が0°C未満の中）は、1940年代以前は80日前後、1960年代～70年代は70日前後で推移し、1980年代後半以降には40日程度に減少しました。



出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）/埼玉県気候変動適応センター提供

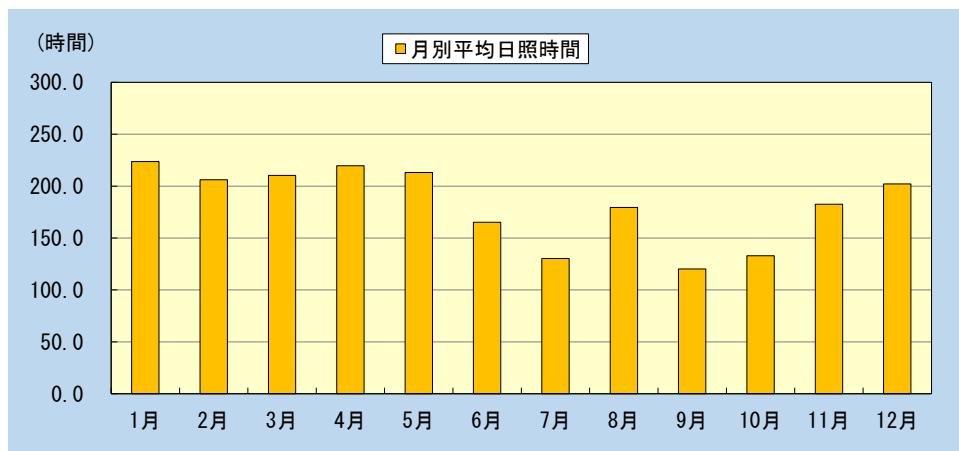
③ 日照

平成28(2016)年から令和2(2020)年の5年間における月間の年平均日照時間は182.1時間です。また、月別平均日照時間は、12月から5月にかけて200時間を超えています。

	【各年 月別日照時間】												(時間)	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	年間合計
平成28年	222.0	194.2	191.8	180.2	206.4	151.6	134.9	165.6	93.9	151.4	157.2	222.1	172.6	2071.3
平成29年	236.1	238.9	212.3	226.7	214.8	187.2	174.8	82.8	165.5	119.1	196.2	240.4	191.2	2294.8
平成30年	224.1	201.1	224.8	226.7	209.0	204.2	214.5	212.7	84.1	154.6	171.2	181.3	192.4	2308.3
令和元年	252.7	180.7	217.4	225.1	248.5	134.4	80.6	185.1	155.2	116.9	188.4	158.4	178.6	2143.4
令和2年	183.7	215.9	205.1	239.3	186.9	148.5	46.6	250.9	102.4	122.6	200.2	208.5	175.9	2110.6
平均	223.7	206.2	210.3	219.6	213.1	165.2	130.3	179.4	120.2	132.9	182.6	202.1	182.1	2185.7

出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）

【月別平均日照時間（平成28年～令和2年）】



出典：気象庁 気象観測データ（熊谷地方気象台）

2. 環境に関する意識調査

令和4（2022）年度を初年度とする第5次上里町総合振興計画後期基本計画を策定するにあたり、町民の皆様のさまざまな意見を把握するためにアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。調査期間は令和3（2021）年4月23日～5月10日、調査対象は上里町に居住する18歳以上の2,000名とし、住民基本台帳から無作為抽出しました。郵送による配布・回収の結果、有効回収数877、回収率43.9%となっています。

このアンケート調査の結果から、環境に関する項目を抽出し、環境基本計画の課題を整理しました。

（1）上里町の住みよさについて

項目	割合
1 住みよい	25.1%
2 まあまあ住みよい	60.0%
3 あまり住みよくない	12.5%
4 住みよくない	1.9%

約85%の方が「住みよい」と回答しています。

約14%の方が「住みよくない」と回答しています。

（2）上里町が住みよい人が、住みやすいと感じる点について

項目	割合
1 買い物の場所や手段が充実している	54.8%
2 町外への交通の便がよい	43.8%
3 治安がよい	35.5%
4 公園や自然などの環境がよい	25.6%
5 近所のつきあい、地域活動の活発さ	13.9%
6 町内の交通の便がよい	12.6%
7 医療・福祉のサービスがよい	10.3%
8 保育・教育のサービスがよい	6.0%
9 公共施設などが充実している	6.0%
10 防災体制が整っている	4.7%
11 就労の機会が多い	2.4%
12 わからない・特にない	7.5%

「公園や自然などの環境がよい」は、約26%となっています。

（3）上里町が住みよくない人が、住みよくないと感じる点について

項目	割合
1 医療・福祉のサービスが不十分	49.6%
2 町内の交通の便が悪い	47.2%
3 町外への交通の便が悪い	44.1%
4 買い物の場所や手段が少ない	43.3%
5 公園や自然などが少ない	37.0%
6 公共施設が充実していない	30.7%
7 保育・教育のサービスが不十分	24.4%
8 就労の機会が少ない	22.0%
9 治安が悪い	12.6%
10 防災体制が整っていない	9.4%
11 近所のつきあい、地域活動が少ない	8.7%
12 わからない・特にない	2.4%

「公園や自然などが少ない」が約37%となっています。後に示すように、自由記述の回答では、公園に関する意見が最も多くなっています。

(4) 関心のある環境問題について

項目	割合
1 異常気象（気温の上昇、大雨の増加など）	54.6%
2 化学物質などによる大気の汚染	7.6%
3 ごみ排出量の増加	7.5%
4 海へのプラスチックごみ流出	7.1%
5 二酸化炭素排出量の増加	5.6%
6 リサイクル問題	4.4%
7 農作物収穫量の減少	4.0%
8 外来生物の増加	3.0%
9 河川などの水質悪化	2.4%

「異常気象（気温の上昇、大雨の増加など）」が約55%と最も多くなっています。地球温暖化とも関連する異常気象が、近年の全国的な被害の増加とともに、町民の関心が高まっていることがうかがえます。

(5) 観光振興のため強化すべき取組について

項目	割合
1 観光農業や河川の自然環境を活用した上里SA周辺地区的整備事業の推進	52.2%
2 イベントや祭りの内容の充実	29.1%
3 近隣市町村との連携による観光ルートの設定	20.1%
4 まちの歴史・文化をテーマとした観光機能の充実	17.9%
5 現状のままでよい	7.2%
6 わからない	11.3%

「観光農業や河川の自然環境を活用した上里SA周辺地区的整備事業の推進」が約52%と最も多くなっています。

(6) 今後上里町が目指すべき方向性について

項目	割合
1 事故や犯罪のない安全安心なまち	52.9%
2 地域全体で子どもの成長を支援する子育てのまち	34.1%
3 良好な生活環境の整った住宅のまち	33.4%
4 高齢者や障害者等を大切にする福祉のまち	33.2%
5 台風や大雨、地震などの災害に強い防災のまち	31.2%
6 商業が盛んで買い物が便利なまち	25.7%
7 農業振興を中心とした緑豊かな田園のまち	16.6%
8 学校教育や生涯学習が充実した教育と文化のまち	15.3%
9 道路や鉄道の機能を活かした交通拠点のまち	11.2%
10 資源を再利用し、ごみゼロを目指す環境保全のまち	8.4%
11 スポーツが盛んな健康的なまち	5.7%
12 高度な技術を中心に都市的工業の整ったまち	4.6%
13 町の資源を活かした観光・交流のまち	3.9%

「台風や大雨、地震などの災害に強い防災のまち」が約31%となっています。災害への関心の高さがうかがえます。

「資源を再利用し、ごみゼロを目指す環境保全のまち」は、約8%となっています。

(7) 自由意見について

アンケート調査における、まちづくりについての自由意見は、245人の方から回答をいただきました。その内、最も多かった意見が「公園・屋内運動施設の整備」に関するもので、38件でした。

また、「生活環境の改善」に関する意見や家畜による悪臭、ペットの飼い方に関する苦情、ごみを家で燃やす家庭がある、などの意見が見られました。

3. 計画の達成状況と評価

第2次上里町環境基本計画において町が取り組んでいる環境施策について、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの活動の達成状況を庁内において評価しました。

また、個々の取組の内容と進捗状況についても、主だった活動結果を以下にまとめました。

表の見方について

<p><評価結果></p> <p>A : 期待以上の成果をあげた B : 期待どおりの成果をあげた C : 期待どおりの成果をあげていない D : 実施していない</p>	<p>評価をした主たる担当部署</p> <p>【総務】総務課 / 【総政】総合政策課 / 【く安】くらし安全課 / 【まち】まち整備課 / 【産振】産業振興課 / 【上下水】上下水道課 / 【学教】学校教育課 / 【学指】学校教育指導室 / 【生涯】生涯学習課 / 【郷資】郷土資料館 / 【施設】施設を所管する各課</p>
---	--

「○」⇒ 達成状況 / 「◆」⇒ 課題、今後の方針

基本方針1：生活環境の保全と創出			
施策方針①大気環境の保全			
固定発生源対策の推進【く安】	評価結果	B	
○開発行為を行う事業者が環境基準を遵守するよう活動しています。			
移動発生源対策の推進【総務・総政・く安・まち・上下水・学教】	評価結果	B	
○令和2年度に公用車1台について、ハイブリッド車への買替えを実施しました。 ○ホームページ等を通じて、町民に公共交通機関の利用促進を周知しています。 ○公共事業に使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用しています。 ◆公用車導入、エコドライブ啓発、公共交通機関利用の啓発などの施策を、見直し後の計画では温暖化対策としても取り組みます。また、公用車更新の際には、電気自動車(EV)などの次世代自動車の導入に努めます。			
野外焼却の防止【く安・産振】	評価結果	B	
○法に適合しない簡易焼却炉撤去を要請する取組の継続により、対象が減少しています。			
大気汚染状況の監視【く安】	評価結果	B	
○近隣に位置する一般環境大気測定局の測定結果の把握を継続しています。			

施策方針②生活用水の管理		
	水道施設の適正管理の推進【上下水・施設】	評価結果 B
○老朽管、民地管の解消及び他事業に伴う布設替え工事などを行い、浄水場等についても隨時更新を行っています。		
○令和2年度に公共施設点検マニュアルにより各施設の点検を実施、漏水が確認された場合には、各施設により漏水対策工事を実施しています。		
施策方針③公害（騒音・振動・悪臭）の防止		
	騒音対策の推進【く安・まち・上下水・学教】	評価結果 B
○法令に則り、騒音防止対策に努めています。		
○公共事業に際しては、低騒音型建設機械を使用し工事を行っています。		
	振動対策の推進【く安・まち・上下水・学教】	評価結果 B
○法令に則り、振動防止対策に努めています。		
○公共事業に際しては、低振動型建設機械を使用し工事を行っています。		
	悪臭対策の推進【く安・産振】	評価結果 B
○法令に則り、悪臭低減のために協力要請、指導に努めています。		
○広報、回覧を通じて野外焼却防止の普及啓発に努めています。		
	公害発生状況の監視と啓発【総務・く安・まち・上下水・学教】	評価結果 B
○法令に則り、監視、啓発を行っています。		
○工事を行う際は、工事該当地区に工事のお知らせを回覧し、業者も各家庭に訪問し、対応しています。		
◆今後も、職員研修を実施し、環境・公害に対する啓発に努めます。		
施策方針④有害化学物質による汚染防止		
	ダイオキシン類発生対策【く安・産振】	評価結果 B
○大気環境中のダイオキシン類濃度の状況について、毎年、計測を行い、基準値未満の状態が続いている。		
◆稲わらの堆肥化推進を、見直し後の計画では温暖化対策として扱います。		
	有害化学物質に関する情報収集【く安】	評価結果 B
○有害化学物質について、国や県などの研究機関から発信される情報を収集し、町民・事業者への情報提供に努めています。		
	アスベスト対策の推進【く安】	評価結果 B
○法令に則り、解体作業や適正処理の指導を行っています。		
○不法投棄防止啓発パトロールを委託実施しています。		
施策方針⑤公害苦情の管理		
	公害苦情の適正処理【く安】	評価結果 B
○公害苦情について、通報を受け指導を実施しています。		

第2章 上里町の現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

施策方針⑥都市環境の保全と創出			
公園整備と利用促進【まち】		評価結果	A
○駅南地区に2つの街区公園を整備しました。 ○上里サービスエリア周辺地区（このはなパーク）に芝生広場を整備しました。			
道路整備と緑化の推進【まち】		評価結果	B
○児玉工業団地アクセス道路やリバーサイドロード等の整備と道路の適切な管理に努めています。 ◆「4-①緑地の保全」と内容が重複しているため、見直し後の計画では緑化の推進と切り離し、道路整備についての項目に変更します。沿道景観の維持管理を継続しつつ、道路整備を率先して実施します。			
施策方針⑦きれいな環境の保全と創出			
環境美化の推進【総務・く安】		評価結果	B
○令和2年度は、コロナ禍により地域活動の一つ「クリーンの日」（全町一斉清掃）を5月から11月に延期し、その後中止でしたが、令和3年度は、5月に感染防止対策をお願いし、自宅から集積場所までのごみ拾いを行うという、例年とは異なる方法で実施しました。 ○不法投棄防止啓発パトロールを委託実施しています。			
◆今後多くの町民の皆様に、クリーンの日にご協力いただけるよう工夫・改善を行います。			
不法投棄の防止と回収【総務・く安】		評価結果	B
○不法投棄防止啓発パトロールを委託実施しています。 ○看板等を設置し、啓発を行っています。 ◆「クリーンの日」では、地域より不法投棄物が最終回収場所に運ばれてきていたり、回収を依頼されることもありました。今後も、関係機関と連携を図り、不法投棄の防止に努めます。			
マナーの行き届いたペット飼育【く安】		評価結果	B
○ペットが適正に飼われるよう、啓発活動を推進しています。			
空き家・空き地の適正管理の推進【く安】		評価結果	B
○空き家、空き地の適正管理が行われるよう、実態を把握し、指導、啓発活動を行っています。			

基本方針1 関連の指標（参照：P.9 第2章1節（2）①）

指標名 / 【】内は環境基準	評価	状況
浮遊粒子状物質(SPM) 【100µg/m ³ 】	A	基準以下で更に低下
二酸化硫黄(SO ₂) 【40ppb】	A	非常に低い値で維持
二酸化窒素(NO ₂) 【0.06ppm】	A	基準以下で更に低下
微小粒子状物質(PM2.5) 【35µg/m ³ 】日平均/ 【15µg/m ³ 】年平均	A	低下
光化学オキシダント【60ppb】	C	基準超え時間数が低下せず
ダイオキシン類【0.6pg-TEQ/m ³ 】	A	低い値で維持

基本方針2：地球温暖化対策の推進		
施策方針①資源・エネルギーの有効利用		
	再生可能エネルギー・省エネルギー設備や機器の普及【く安・施設】	評価結果 B
○施設老朽化に伴い、省エネルギー設備として、平成29～令和2年度に各小学校の浄化槽設備更新を行いました。		
○施設改修に際して、平成29～令和3年度に、各小学校において、LED照明への更新を行いました。		
○町民・事業者へ再生可能エネルギー、省エネルギー設備や機器の導入を推進するため、設置に関するガイドラインを策定しました。		
◆期間内に、新規の公共施設に再生可能エネルギー設備や機器の導入を行いませんでした。		
施策方針②地球温暖化防止の対策		
	地球温暖化対策の推進と啓発【く安・まち】	評価結果 B
○「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、目標値を達成しています。		
○町民・事業者に対し、温室効果ガス排出抑制の普及啓発を図っています。		
	節水、節電対策の推進【く安・学教・施設】	評価結果 B
○学校へ文書等で周知を行い、節水・節電に努めました。		

基本方針3：ごみの減量化・リサイクルの推進		
施策方針①ごみの減量化		
	ごみの適正処理の推進【く安】	評価結果 C
○交通安全運動を兼ねてエコバッグを配布しました。		
○4市町と広域市町村圏組合で形成される埼玉郡市清掃行政研究会で、ごみの減量化と適正処理に努めています。		
○一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理及び資源の循環に配慮した取組を進めています。		
◆ごみの量は県平均よりも多いため、ごみ減量化について更なる啓発等の強化が必要です。		
施策方針②リサイクルの推進		
	リサイクルの推進【く安】	評価結果 C
○リサイクル活動への補助金の交付や、小型家電の回収等を実施しました。		
○リサイクルに関する意識高揚に努めました。		
○リサイクル方法についての情報収集と提供に努めました。		
◆リサイクル率は県平均よりも低いため、リサイクル意識の向上に向け、更なる啓発等の強化が必要です。		

基本方針3関連の指標（参照：P.13 第2章1節（2）④）		
指標名	評価	状況
1人1日あたりのごみ排出量(g)	C	量は減少傾向だが、県平均より多い。 (県内63市町村中52位)
リサイクル率(%)	C	町のリサイクル率は低下傾向。また、同様に低下傾向の県平均よりリサイクル率が低い。 (県内63市町村中53位)

第2章 上里町の現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本方針4：田園環境の保全と歴史・文化の継承		
施策方針①緑地・水・農地の保全		
緑地の保全【まち・郷資】	評価結果	B
○今期は、計画期間中に該当する予定がなかったために実施はありませんでしたが、今後も計画に施策を掲げ、必要に応じて対応していきます。		
水の保全【く安・産振・上下水】	評価結果	B
○河川水質状況調査を毎年実施しています。 ○下水道整備の早期終了を目指し、令和3年度に全体計画区域の縮小見直しを行いました。また、事業計画区域を拡大し全体計画区域と合わせました。 ○下水道接続相談会や戸別訪問による啓発活動を実施。 ○未処理の生活排水は減少傾向にあり、河川などの公共用水域の水質改善に向けた取組が進んでいます。 ○合併処理浄化槽への転換補助金を交付しています。		
農地の保全【産振】	評価結果	B
○就農者の確保や遊休農地の利用促進に努めています。		
施策方針②動物・植物の保全		
動物の保全【く安・産振】	評価結果	C
◆現在、上里町を特徴づける動物の保全のために差し迫った課題がありません。今後も必要に応じて対応を進めます。 ◆今後は、特定外来生物や有害鳥獣増加への対策についても検討していく必要があります。		
植物の保全【く安・まち・産振】	評価結果	C
○重要な植物及び上里町を特徴づける種の保全に関する情報を、各種媒体を通じて収集・啓発に努めました。 ○梨赤星病防止のためビャクシン類の植栽を行わないよう指導をしています。 ○植物の保全のために、事業者に対して周知を実施しました。 ◆現在、上里町を特徴づける植物の保全のために差し迫った緑化の課題がありません。今後も必要に応じて対応を進めます。		
施策方針③歴史・文化環境の保全		
文化財の保護と活用【郷資】	評価結果	B
○遺跡の発掘を進めるなど、文化財の保護に努めました。 ○上里町ガイドマップの配布、郷土資料館の充実を通じて、文化財の保護に努めました。		
施策方針④景観の保全		
景観資源の保全と活用【く安・まち】	評価結果	B
○町内の景観資源を保全するとともに、その活用について検討を進めています。 ◆今後、街路（都市計画道路）の整備にあたっては、無電柱化の検討を進めます。		

施策方針⑤人と自然とのふれあい活動の推進		
人と自然とのふれあい活動の場の保全【く安・まち】	評価結果	B
○駅南地区に2つの街区公園を整備しました。		
○上里サービスエリア周辺地区（このはなパーク）に芝生広場を整備しました。		
人と自然とのふれあい活動の推進【く安】	評価結果	B
○自然との活動の情報や機会の提供を推進するとともに、自然学習などの指導者の人材育成や情報提供に努めました。		
施策方針⑥環境保全活動の推進		
環境教育の推進【く安・学指】	評価結果	B
○学校における環境教育、環境学習イベント、家庭における取組を広報に掲載するなど、環境教育の推進に努めました。		
○リサイクル活動団体の資源回収に補助金を交付しています。		
環境情報の収集及び提供【く安】	評価結果	B
○環境情報を収集・整理し、広報やホームページなどを通じて、情報の提供を進めました。		

基本方針4関連の指標（参照：P.10 第2章1節（2）②）		
指標名/【】内は環境基準	評価	状況
生物化学的酸素要求量(BOD) 神流川（神流川橋）【2mg/L】 神流川（藤武橋）【2mg/L】 元小山川（神泉橋）【3mg/L】	C	基準以下で維持 基準以下で維持 やや基準超えで維持
地下水（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）	A	H25からH30にかけて基準 以下で概ね維持



4. 第2次上里町環境基本計画（中間見直し）における主な課題

本町の概況、アンケート調査及び計画の評価結果を踏まえ、基本方針ごとの今後対応すべき課題を以下にまとめました。

基本方針1：生活環境の保全と創出について

- ・ 生活環境の改善を望む声が上がっています。家畜による悪臭、ペットの飼い方に関する苦情、ごみを家で燃やす家庭がある、などの意見に対応する必要があります。
- ・ 公園・屋内運動施設の整備を望む声が多く上がっています。県内では公園の広さが上位であるものの、公園の充実を更に望む方が多く、取組を進める必要があります。
- ・ 「クリーンの日」では、地域より不法投棄物の回収を依頼されることもありました。今後も、関係機関と連携しながら、不法投棄の防止対策を行うことが必要です。
- ・ 光化学オキシダントの環境基準を超えた時間数が、増減を繰り返しながら概ね横ばい状態です。都心の排気ガスが大気の流れにより移動してくることが原因と考えられます。今後、長期的には、温暖化対策のために排気ガスの出ない車への移行が進み、将来的に改善されていくことが期待されますが、監視を続ける必要があります。

基本方針2：地球温暖化対策の推進について

- ・ 関心のある環境問題として、異常気象（気温の上昇、大雨の増加など）をあげる方が半数を超え最も多く、取組を進める必要があります。
- ・ 新規の公共施設に再生可能エネルギー設備や機器の導入はありませんでした。今後、取組を強化し、導入を進めることができます。
- ・ 国の温室効果ガス排出量削減のための計画である「地球温暖化対策計画」の指針を踏まえて、「上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する必要があります。
- ・ 地球温暖化による気候変動に対応するため、国の中でもある「気候変動適応計画」の指針を踏まえて、「上里町地域気候変動適応計画」を策定する必要があります。

基本方針3：ごみの減量化・リサイクルの推進について

- ・ 1人1日あたりの排出量は減少傾向ですが、県平均より多くなっており、県内63市町村中52位となっています。ごみの減量化の活動を強化することが必要です。
- ・ リサイクル率は低下傾向となっており、県平均よりリサイクル率が低く、県内63市町村中53位となっています。ごみの資源化の活動を強化することが必要です。
- ・ 廃プラスチック類の分別収集に取り組む必要があります。

基本方針4：田園環境の保全と歴史・文化の継承について

- ・ 観光農業や河川の自然環境が町の強みであると考える人が多いことがうかがえます。今後、その強みを生かした取組を検討していくことが必要です。
- ・ 動植物の保全については、今後も、町の状況を把握しつつ、対応をしていく必要があります。

第3章 計画の方向

1. 望ましい環境像

見直し前計画の望ましい環境像を踏襲します。

緑、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと

2. 基本方針

今回中間見直しであることから、見直し前計画の基本方針を踏襲しました。上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・上里町地域気候変動適応計画は、「2. 地球温暖化対策の推進」に包括します。

1. 生活環境の保全と創出

2. 地球温暖化対策の推進

（上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・上里町地域気候変動適応計画）

3. ごみの減量化・リサイクルの推進

4. 田園環境の保全と歴史・文化の継承

上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と上里町地域気候変動適応計画の具体的な施策については、以下の国の計画の指針に沿って検討しました。

■ 地球温暖化対策計画が示す指針

- ①再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進
- ②脱炭素型ライフスタイルへの転換（国民一人ひとりの理解と行動変容の促進）
- ③環境教育及び持続可能な開発のための教育の推進
- ④国・地方脱炭素実現会議にて策定した「地域脱炭素ロードマップ」に基づいた取組
 - ・屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入
 - ・地域共生・地域裨益（ひえき）型再生可能エネルギーの立地促進
 - ・公共施設など業務ビル等における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー電気調達の推進や、更新や改修時のZEB化誘導
 - ・住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上
 - ・ゼロカーボン・ドライブの普及
 - ・資源循環の高度化（循環経済への移行）
 - ・コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
 - ・食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

■ 気候変動適応計画が示す指針

地方公共団体は、地域の自然的経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、国の気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努める。その際、防災・国土強靭化に関する施策、農林水産業の振興に関する施策など、関係部局の連携協力の下、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進するよう努める。

第4章 施策の展開

1. 施策の体系

目標の実現に向けて、4つ
の基本方針、施策方針、環境施
策を設定します。施策の体系
は以下のとおりです。

望ましい
環境像

緑、空、水を大切に、

基本方針1：生活環境の保全と創出

施策方針	環境施策
①大気環境の保全  	固定発生源対策の推進 / 移動発生源対策の推進 / 野外焼却の防止 / 大気汚染状況の監視
②生活用水の管理   	水道施設の適正管理の推進
③公害（騒音・振動・悪臭） の防止  	騒音対策の推進 / 振動対策の推進 / 悪臭対策の推進 / 公害発生状況の監視と啓発
④有害化学物質による 汚染防止  	ダイオキシン類発生対策 / 有害化学物質対策等の推進/ アスベスト対策の推進
⑤公害苦情の管理  	公害苦情の適正処理
⑥都市環境の保全と創出  	公園整備と利用促進 / 道路整備の推進
⑦きれいな環境の 保全と創出  	環境美化の推進 / 不法投棄の防止 / マナーの行き届いた ペット飼育 / 空き家・空き地の適正管理の推進

基本方針2：地球温暖化対策の推進

①、②：上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に対応
③：上里町地域気候変動適応計画に対応

施策方針	環境施策
①再生可能エネルギーや 省エネルギー設備の普及   	再生可能エネルギー・省エネルギー設備や機器の導入/ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備や機器について の啓発
②地球温暖化対策のための 行動の推進と啓発    	温室効果ガス削減の取組の推進 / 節水、節電対策の推 進 / 温室効果ガス削減のための行動の普及啓発
③気候変動による被害の回避・軽減     	農業分野/ 水環境・水資源分野/ 自然生態系分野/ 自 然災害分野/ 健康分野/ 町民生活分野

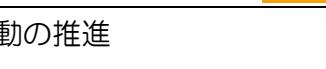
自然と共生するまち かみさと

※ 各施策方針に対応するSDGsの目標を体系図中に示します。

基本方針3：ごみの減量化・リサイクルの推進

施策方針	環境施策
①ごみの減量化 	ごみの適正処理の推進
②リサイクルの推進 	リサイクルの推進

基本方針4：田園環境の保全と歴史・文化の継承

施策方針	環境施策
①緑地・水・農地の保全 	緑地の保全 / 水の保全 / 農地の保全
②生物多様性の保全 	野生生物の保護管理と外来種対策 / 植物の保全
③歴史・文化環境の保全 	文化財の保護と活用
④景観の保全 	景観資源の保全と活用
⑤人と自然とのふれあい活動の推進 	人と自然とのふれあい活動の場の保全 / 人と自然とのふれあい活動の推進
⑥環境保全活動の推進 	環境教育の推進 / 環境情報の収集及び提供

2. 環境施策

環境像の実現に向けて、基本方針に基づく具体的な施策を掲載します。

基本方針1

生活環境の保全と創出

人々の健康及び生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりを創出するため、大気、水質を良好な状態に保ち、騒音、振動、悪臭などの公害を未然に防止します。

【基本方針1 取組指標】(現状：令和元（2019）年度、目標令和8（2026）年度)

指標名	単位	環境基準(※1)	現状	目標
浮遊粒子状物質(SPM)	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	100	34~40	維持
二酸化硫黄(SO_2)	ppb	40	2	維持
二酸化窒素 (NO_2)	ppm	0.06	0.11~0.17	維持
微小粒子状物質(PM2.5) 日平均/年平均	$\mu\text{g}/\text{m}^3/$ $\mu\text{g}/\text{m}^3$	35/ 15	9.3/ 22.4	維持
光化学オキシダント (1 時間値の最高値)	ppb	60	117~126	基準値以下
ダイオキシン類	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	0.6	0.018~0.025 (令和2年度)	維持

※1：環境基準は、法律に基づいて国が定める、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされる基準。

施策方針1 大気環境の保全



大気汚染物質の状況は、本町の近傍に位置する本庄測定局及び本庄児玉測定局の経年変化を見ると、ほとんどの項目で環境基準を下回り、さらに、減少傾向を示しています。しかし、光化学オキシダントの環境基準を超えた時間数が、増減を繰り返しながら概ね横ばい状態です。長期的には、温暖化対策のために排気ガスの出ない車への移行が進むことを念頭に、引き続き、法律及び条例に基づいた監視を行うとともに、大気汚染物質のより一層の削減を目指します。

環境施策	固定発生源対策の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制及び基準を遵守するよう事業者に協力を求めます。 法及び条例適用外の施設についても適正な管理を求め、大気環境の保全を図ります。

環境施策	移動発生源対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> 公用車を更新する際には、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車を導入し、排出ガスの抑制を図ります。 エコドライブやアイドリングストップなどを啓発し、促進します。 電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用を促進するため、町民・事業者に対し啓発します。 公共事業に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用します。 民間事業者が実施する建設工事に際しては、排出ガス対策型建設機械の使用を推進し、大気汚染物質の削減がより一層図られるよう協力を求めます。 	

環境施策	野外焼却の防止
<ul style="list-style-type: none"> 野外焼却防止の適正指導を徹底します。 違法な野外焼却の防止に向けた普及啓発に努めます。 町民・事業者と協力し、法に適合しない簡易焼却炉撤去の要請を継続して実施します。 	

環境施策	大気汚染状況の監視
<ul style="list-style-type: none"> 近隣に位置する一般環境大気測定局の測定結果を把握し、大気汚染状況について監視を行います。 町域の放射線量について、簡易測定を行い、モニタリング監視に努めます。 	

施策方針2 生活用水の管理



水道施設の適正な維持管理を継続して行い、安全で良質な水を供給できるよう努めます。

環境施策	水道施設の適正管理の推進
<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の適正な維持管理を今後とも行います。 施設老朽化に伴う漏水の対策を推進します。 	

施策方針3 公害（騒音・振動・悪臭）の防止



騒音・振動・悪臭についての取組は、良好な達成状態です。継続して法及び条例に基づく対応を行います。今後も、一層公害を低減していくため、町民・事業者に対して指導や公害防止の普及、啓発活動に努めます。

環境施策	騒音対策の推進
第1章	<ul style="list-style-type: none"> 「騒音規制法」を遵守し、工場や事業場へより一層の騒音の低減に協力を求めます。 騒音の現状を的確に把握し、騒音防止対策を推進します。騒音発生が著しい場合は、管理者に対し、騒音対策を要請します。 公共事業に際しては、低騒音型建設機械を使用します。 民間事業者が実施する建設工事に際しては、低騒音型建設機械の使用を推進し、より一層の騒音の低減に協力を求めます。 営業騒音や生活騒音などでは、町民・事業者に対し、指導や近隣騒音防止の普及啓発活動を推進します。

環境施策	振動対策の推進
第2章	<ul style="list-style-type: none"> 「振動規制法」を遵守し、工場や事業場へより一層の振動の低減に協力を求めます。 振動の現状を的確に把握するとともに、振動防止対策を推進します。振動発生が著しい場合は、管理者に対し、振動対策を要請します。 公共事業に際しては、低振動型建設機械を使用します。 民間事業者が実施する建設工事に際しては、低振動型建設機械の使用を推進し、より一層の振動の低減に協力を求めます。

環境施策	悪臭対策の推進
第3章	<ul style="list-style-type: none"> 「悪臭防止法」に基づく施設などの適正な運用を行うとともに、工場や事業場へより一層の悪臭の低減に協力を求めます。 悪臭発生源に対しては監視を継続し、必要に応じて指導します。 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」等に基づき、適正な管理を推進します。 広報やホームページなどを通じ、野外焼却防止の普及啓発に努めます。

環境施策	公害発生状況の監視と啓発
第4章	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭の発生状況について監視を行い、必要に応じて発生抑制などの指導を行います。 公害に対し、専門性を有する人材の確保に努めます。 広報やホームページなどで、公害の未然防止に関する啓発活動を推進します。 工事を行う際は、近隣住民に対し、事前に回覧や訪問により工事を周知するなどの対応を推進します。



施策方針4 有害化学物質による汚染防止

ダイオキシン類濃度が基準値に対し十分に低い数値で推移するなど、有害物質への取組の活動は良好に進んでいます。今後も野外焼却対策などの推進やダイオキシン類の発生状況の監視を行い、アスベストやその他の有害化学物質に関する情報収集に努め、町民・事業者に対し、普及、啓発活動に努めます。

環境施策	ダイオキシン類発生対策
	<ul style="list-style-type: none"> 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類の発生の抑制に努めるとともに、工場や事業場に協力を求めます。 簡易焼却炉によるごみの焼却の防止や野外焼却防止のため、広報やホームページなどを通じて啓発活動に努めます。 大気環境中のダイオキシン類濃度の状況について、監視・測定を行います。

環境施策	有害化学物質対策等の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質について、国や県などの研究機関から発信される情報を収集し、町民・事業者への情報提供に努めます。 民間事業者が有害化学物質の適正管理の自主的取組に努め、より一層の排出抑制を進めるよう協力を求めます。 良好な環境の保全のため、「上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例」に基づき、特定事業者に対し必要な指導等を行います。 新たに進出する事業者に対しては、環境に対する最大限の配慮を行い事前に周辺住民等の理解を得るよう指導等を行います。

環境施策	アスベスト対策の推進
	<ul style="list-style-type: none"> アスベストが含まれた建築物の解体や改修作業を実施する際は、「大気汚染防止法」や「建築物の解体などに係る石綿飛散防止対策マニュアル」などに基づいた作業を実施するよう指導します。 アスベスト廃棄物の適正処理を推進し、リサイクル資材への混入を防止するよう指導します。 アスベスト廃棄物が不法投棄されないよう監視します。

施策方針5 公害苦情の管理



通報を受けた公害苦情について、適宜指導を実施しています。しかしながら、アンケート調査において、悪臭、ペットの飼い方などの生活環境の改善を望む声が寄せられています。今後も、公害苦情に適切に対応するとともに、町民・事業者へ啓発し、公害の発生抑制に努めます。

環境施策 公害苦情の適正処理

- ・公害苦情について、適切な対応に努めます。
- ・新たな環境問題に対応できるよう、環境に関する情報の収集に努めます。
- ・町民・事業者向けに公害防止に関する情報の提供など普及、啓発活動を推進します。

施策方針6 都市環境の保全と創出



駅南地区に2つの街区公園を整備し、町民一人あたりの公園面積は22.3m²/人と、県内63市町村中7位（平成30年度）となっており、良好な状況です。しかし、アンケート調査では、公園の整備、増加を望む声が寄せられています。今後も計画的に公園や道路の整備を推進します。

環境施策 公園整備と利用促進

- ・公園や広場などゆとりのある空間を創出するため、計画的な公園整備を推進します。
- ・町民参加型で、公園管理を実施できるよう推進します。

環境施策 道路整備の推進

- ・道路の安全性、利便性の向上を図るため、道路整備を推進します。
- ・沿道景観、環境保全を図るため、道路の維持管理に努めます。
- ・都市基盤施設として位置づける道路は、上里町都市計画マスタープランに基づいて、計画的な整備を継続します。

施策方針7 きれいな環境の保全と創出



不法投棄防止の啓発パトロールや看板設置などの活動を続け、不法投棄は減少傾向にあります。アンケート調査では、ペットの飼い方改善の要望が見られ、今後も啓発活動に努めるとともに、町民・事業者と協力して対応します。また、空き家・空き地の管理についても、取組を継続します。

環境施策 環境美化の推進

- ・町民・事業者と協力した清掃活動を継続します。
- ・ごみのポイ捨て防止の啓発に努めます。

環境施策 不法投棄の防止

- ・町民、関係機関と協力して不法投棄防止に努めます。
- ・不法投棄禁止を促す看板の設置などを行います。
- ・不法投棄が行われないよう、除草などの適正な管理を土地所有者に要請します。
- ・不法投棄防止のためのパトロールを強化します。
- ・継続的に不法投棄が行われている場所については、監視カメラの設置を検討します。

環境施策 マナーの行き届いたペット飼育

- ・フンの始末が行われるよう、看板設置などの啓発活動を推進します。
- ・ペットを適正に飼うよう、啓発活動を推進します。
- ・広報やホームページなどで、マナー向上啓発に努めます。

環境施策 空き家・空き地の適正管理の推進

- ・適正管理が行われるよう、啓発活動を推進します。
- ・実態を把握し、所有者に対して適正な管理を促します。
- ・不適正な管理の対策などについて、関係機関と連携して対応を検討します。

基本方針2

地球温暖化対策の推進

基本方針2は、以下の2つの計画に対応します。

上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） (P.40~49)

地球の平均気温は、産業革命以降上昇が続いており、このまま温暖化が進むと豪雨や洪水、その他多様な分野で悪影響が増大することが予測されています。このため、近年、地球温暖化に対する危機意識が世界で高まり、温室効果ガス排出ゼロに向けた動きが活発になり、地球温暖化を1.5°Cに抑制するための努力を行うことが急務とされています。

上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、温室効果ガス削減による地球温暖化対策、すなわち「緩和策」を推進していくことを目的とします。

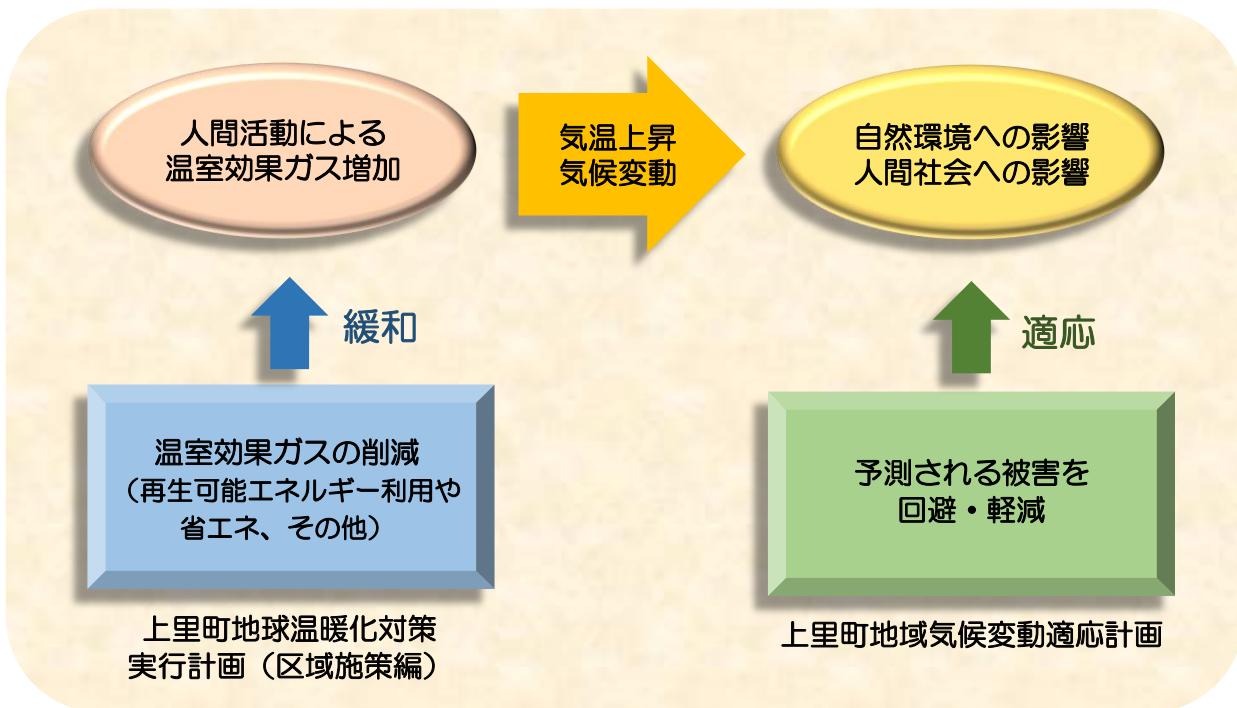
上里町地域気候変動適応計画 (P.50~52)

地球温暖化が要因と考えられる気候変動により、大雨による災害の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などが全国各地で起きています。現在、地球温暖化対策が推進されていますが、対策を最大限行った場合でも、気温の上昇を完全に抑えることはできないと予測されています。

上里町地域気候変動適応計画は、国の「気候変動適応計画」及び町の地域特性を踏まえ、現在と将来に予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減するための「適応策」を推進していくことを目的とします。

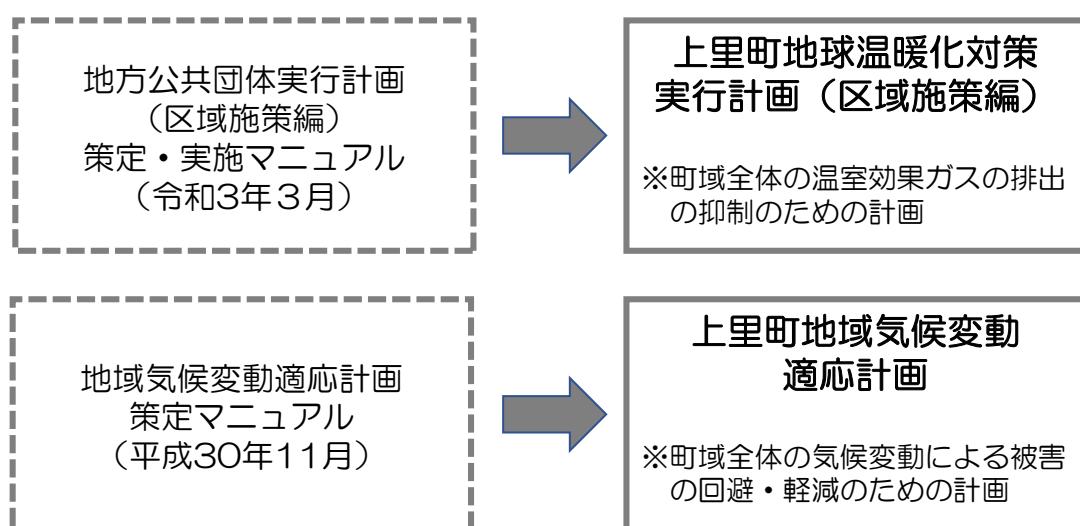


出典：A-PLAT（国立研究開発法人 国立環境研究所）



2つの計画を策定し、「緩和策」と「適応策」の両輪の取組を推進することで、持続可能な社会の構築を図ります。

なお、計画は次のマニュアルに基づき策定しました。



上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 上里町の温室効果ガス排出量

（1）温室効果ガスについて

町域の温室効果ガス排出量の状況把握及び分析は、埼玉県環境科学国際センター提供のデータに基づきます。このため、地球温暖化対策推進法で定められた下記の7種の温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)を対象とします。

ガス種	本計画の対象ガス	特徴	主な発生要因
二酸化炭素(CO ₂)	○	排出量が多いため、7種類の温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。	・化石燃料の燃焼 ・廃棄物の焼却
メタン(CH ₄)	○	二酸化炭素と比べると、重量あたり約25倍の温室効果がある。	・家畜の消化管内発酵 ・稲作 ・廃棄物の埋立など
一酸化二窒素(N ₂ O)	○	二酸化炭素と比べると、重量あたり約298倍の温室効果がある。	・燃料の燃焼 ・農地への施肥 ・家畜排せつ物の処理など
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	—	オゾン層を破壊しないフロン。二酸化炭素と比べると、種類によって重量あたり約12～14,800倍の温室効果がある。	・冷蔵庫・エアコン等の冷媒 ・化学物質の製品プロセスなど
パーフルオロカーボン(PFC)	—	二酸化炭素と比べると、種類によって重量あたり約7,390～22,800倍の温室効果がある。	・半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄(SF ₆)	—	二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	・電気の絶縁体など
三フッ化窒素(NF ₃)	—	二酸化炭素と比べると重量あたり約17,200倍の温室効果がある。	・半導体の製造プロセスなど

（2）温室効果ガス排出の部門・分野

石油や石炭などから作られる電力や燃料などのエネルギーを消費したとき、二酸化炭素排出量が計上されます。このエネルギー起源二酸化炭素排出は、次のように分類されます。

ガス種	部門・分野	概要
エネルギー起源二酸化炭素		
産業部門	農林業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	鉱業	鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業	建設業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車	自動車（旅客・貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

第4章 基本方針2 【上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

本計画におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスは、下記の排出源から算定されます。温室効果への影響はガスによって異なるため、比較が可能なように二酸化炭素量として計算されています。

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）	
工業プロセス（セメント等）による排出（二酸化炭素）	
水田からの排出（メタン）	
一般廃棄物の焼却による排出（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）	
生活・商業排水処理からの排出（メタン、一酸化二窒素）	

（3）温室効果ガス排出量の状況

① 平成 25（2013）年度における温室効果ガス排出量の国、県、町の比較

平成 25（2013）年度における国、埼玉県、上里町の温室効果ガス排出量は以下のとおりです。（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスは国、県、町で算定方法が異なるため、エネルギー起源二酸化炭素のみを比較。）

平成 25 (2013) 年度	国		埼玉県		上里町	
	排出量 (千 t-CO ₂)	構成比	排出量 (千 t-CO ₂)	構成比	排出量 (千 t-CO ₂)	構成比
全体値 (エネルギー起源 二酸化炭素のみ)	1,133,000	100.0%	41,015	100.0%	222.8	100.0%
産業部門	463,000	40.9%	9,976	24.3%	103.2	46.3%
業務その他 部門	238,000	21.0%	10,221	24.9%	29.8	13.4%
家庭部門	208,000	18.4%	11,159	27.2%	37.8	16.9%
運輸部門	224,000	19.8%	9,659	23.6%	52.0	23.3%

出典：(国データ) 地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）

出典：(埼玉県・上里町データ) 埼玉県環境科学国際センター温暖化対策担当提供
(端数処理により合計と割合が合わない場合があります。)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第4章 基本方針2【上里町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

② 町の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移は、次のとおりです。産業部門の温室効果ガス排出量が最も多く、次いで運輸部門、家庭部門という傾向が続いています。

	＼(年度)	平成 22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	排出量 (千t-CO ₂)
第1章	全体値 (= A + B)	217.4	230.9	207.7	229.0	224.8	241.6	199.9	196.4	187.6	
第2章	エネルギー起源二酸化炭素 (燃料等、電力の消費に 伴う排出) (= A)	211.8	225.0	201.5	222.8	218.4	235.4	193.6	190.1	181.3	
第3章	産業部門	103.4	107.5	80.3	103.2	107.8	122.6	87.0	82.1	76.4	
第4章	農林業	9.1	5.2	5.6	6.4	8.7	9.1	10.3	9.2	8.3	
	鉱業	4.4	3.2	5.5	6.5	7.7	4.1	3.1	3.5	3.5	
	建設業	0.8	1.2	1.5	1.3	1.5	1.2	1.6	1.9	1.4	
	製造業	89.1	97.9	67.6	89.1	89.8	108.4	72.0	67.5	63.2	
第5章	業務その他部門	22.3	29.3	30.0	29.8	26.5	28.4	25.6	24.6	24.2	
	家庭部門	32.9	35.2	38.0	37.8	33.4	33.3	29.8	32.7	30.9	
	運輸部門	53.2	52.9	53.2	52.0	50.7	51.1	51.1	50.6	49.9	
	自動車	51.4	50.9	51.0	49.8	48.6	49.0	49.1	48.8	48.2	
	鉄道	1.8	2.0	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.7	
第6章	エネルギー起源二酸化炭素以 外の温室効果ガス（二酸化 炭素、メタン、一酸化二 窒素） (= B)	5.7	5.9	6.2	6.2	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3	
資料編	工業プロセス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	水田	1.8	1.8	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.6	
	一般廃棄物の焼却	3.1	3.3	3.6	3.6	3.9	3.9	4.0	3.9	4.0	
	生活・商業排水処理	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	

出典：埼玉県環境科学国際センター温暖化対策担当提供

(端数処理により合計が合わない場合があります。)

③町の排出量の分析

町の温室効果ガスは、大部分が電力と燃料等の消費に伴い排出されます。更なる分析のために、平成25（2013）年度における部門別による排出量割合を見ると、電力の消費によるものが業務その他部門では8割弱を占め、家庭部門では7割弱を占めています。

平成25 (2013) 年度	a: 町の部門別の 全排出量 (千t-CO ₂)	b: 町の部門別の 電力による排出量 (千t-CO ₂)	割合 = b / a (%)
産業部門	103.2	56.0	54.3%
業務その他部門	29.8	23.2	77.6%
家庭部門	37.8	25.9	68.7%
運輸部門	52.0	2.1	4.0%

出典：埼玉県環境科学国際センター温暖化対策担当提供
(端数処理により割合が合わない場合があります。)

一方、運輸部門は、燃料等の消費による温室効果ガスの排出が大部分を占めます。また、平成25（2013）年度の町における運輸部門の燃料等による温室効果ガス排出量内訳を見ると、乗用車による排出が7割強を占めています。

平成25 (2013) 年度	町の運輸部門の 燃料等による排出量内訳	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比
運輸部門	49.9	100.0%
乗用車	36.5	73.2%
バス	0.6	1.3%
二輪車	0.3	0.6%
トラック	12.3	24.7%
旅客鉄道	0.1	0.2%
貨物鉄道	0.0	0.0%

出典：埼玉県環境科学国際センター温暖化対策担当提供
(端数処理により合計と割合が合わない場合があります。)

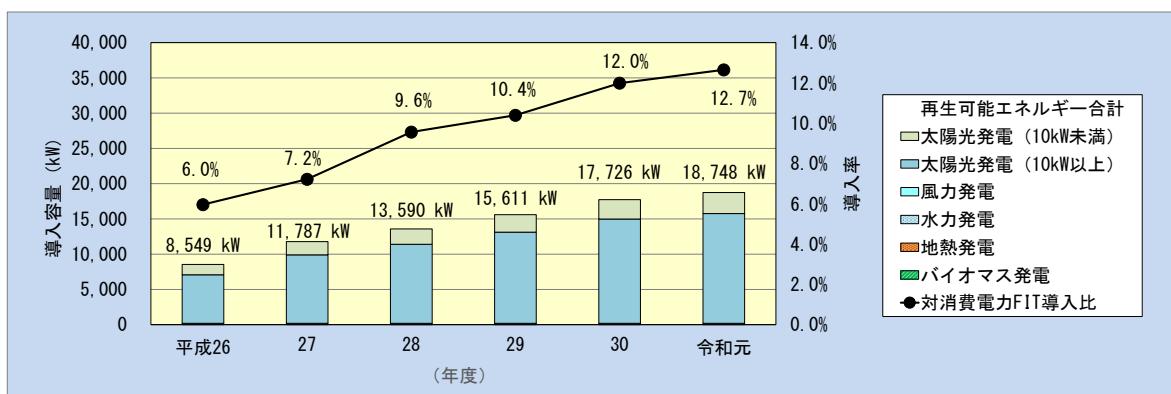
町の温室効果ガス排出量の特徴は以下のとおりです。

- ①産業部門での温室効果ガス排出が最も多い。
- ②業務その他部門で8割弱、家庭部門で7割弱が電力の消費によるものである。
- ③運輸部門の燃料等による温室効果ガス排出は、乗用車が7割強を占めている。

2. 上里町の再生可能エネルギー

令和元（2019）年度において、対消費電力FIT導入比は、12.7%となっています。これは、町の年間の消費電力に対して、12.7%に相当する電力が再生可能エネルギーで発電されたことを示します（FIT制度を利用したもののみ）。内訳を見ると、95.9%が太陽光発電となっており、水力発電は4.1%となっています。

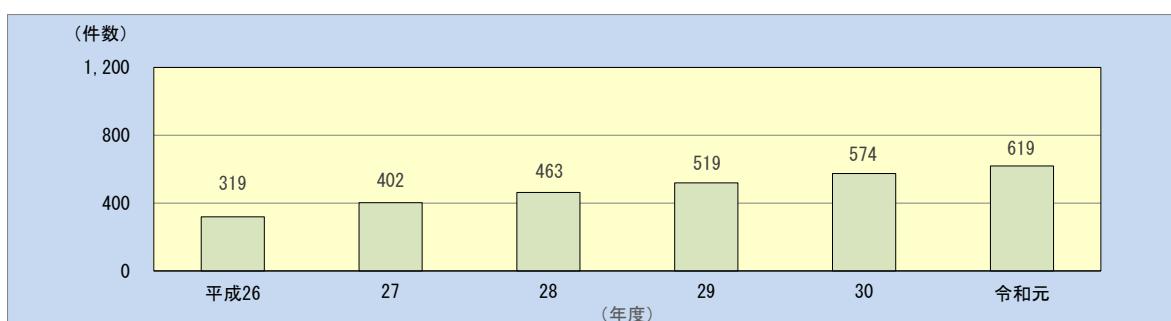
【上里町 対消費電力FIT導入率の推移】



出典：環境省 自治体排出量カルテ

一般家庭では4kW前後の太陽光発電が導入されることが多いため、10kW未満の設備導入数は一般家庭の設備導入数とみることができます。町における10kW未満の設備導入の累積件数は令和元（2019）年度に619件となっており、これは町の世帯数の4.8%に相当します。

【上里町の太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数累積の推移】



出典：環境省 自治体排出量カルテ

コラム：上里町での太陽光発電について

仮に、全世帯が太陽光発電（4kW）を行った場合の発電量は、町全体の消費電力の24.7%（2013年度）に相当します。また、家庭部門だけであれば、102.1%（2013年度）に相当します。町全体で省エネが進めば、これらの数字は更に高まります。

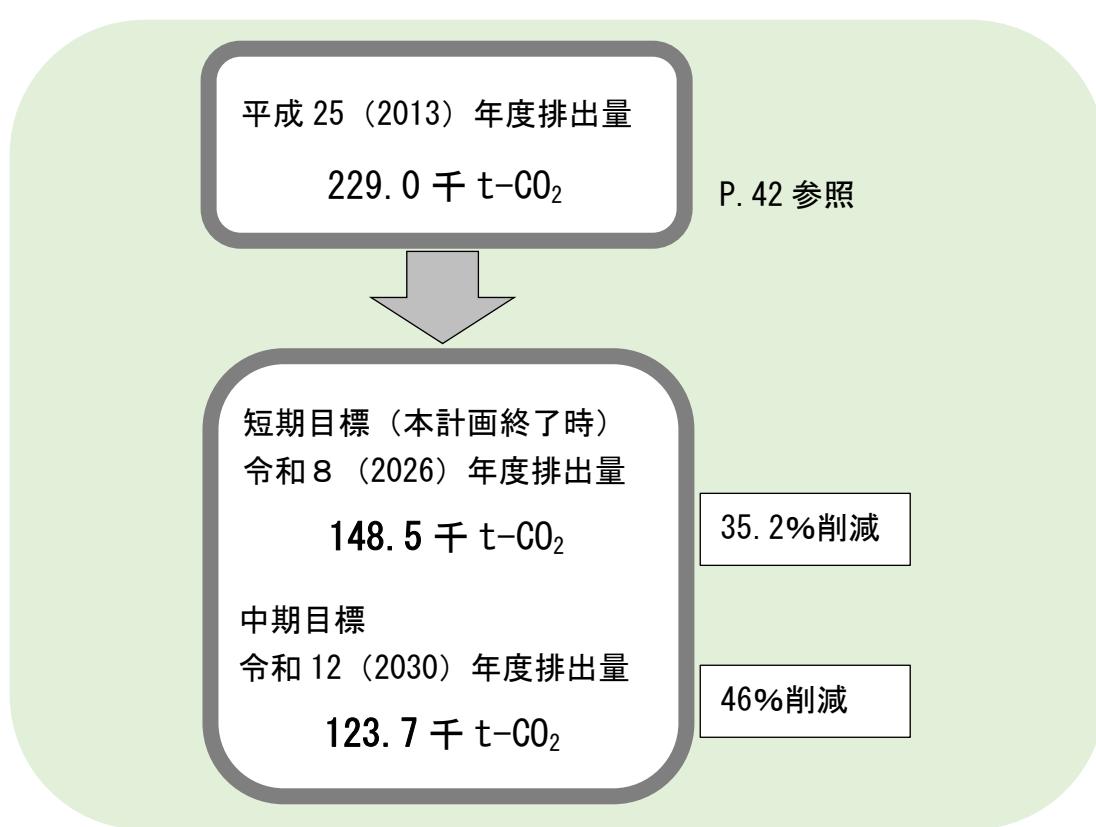
埼玉県は、日照時間が全国的に上位となっており（第六十九回日本統計年鑑 令和2年度 熊谷気象官署データ）、太陽光発電の導入は、地域の特徴を生かした地球温暖化対策となっています。

なお、町では、太陽光発電施設の適正な設置等に向け「上里町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」等に基づき、設置者に適切な取組を求めていきます。

3. 上里町の温室効果ガス削減目標及び取組指標

目標値の設定については、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、「令和12（2030）年度に、温室効果ガスの46%削減（平成25（2013）年度比）」とします。

また、本計画終了年の令和8（2026）年度目標は、内挿法（※1）により算出し、35.2%削減とします。



温暖化対策の取組の取組指標として、以下の目標値も定めます。

【基本方針2 取組指標】

（現状値：令和元（2019）年度、短期目標令和8（2026）年度、中期目標令和12（2030）年度）

指標名	単位	現状値	短期目標	中期目標	備考
再生可能エネルギーの導入件数 (10kW未満)	件	619	1,171	1,486	国のエネルギー基本計画のエネルギー需給見通しを基に中期目標を設定し、短期目標は内挿法（※1）で設定
再生可能エネルギーの導入電力量 (町のすべての再生可能エネルギー)	kW	18,748	35,451	44,995	
ごみ排出量（1人1日あたり）	g	946	861	849	上里町一般廃棄物処理基本計画の目標
リサイクル率	%	18.3	28.5	30.5	
上里町本庁舎における 電力の温室効果ガス排出量	t-CO ₂	575.8 (平成25 (2013) 年度)	310.9	287.9	第5次上里町総合振興計画の目標

※ごみ排出量とリサイクル率は、基本方針3と共に共通の指標となっています。

※1：内挿法は、既知の点間の値を推定する方法。ここでは、2013年と2030年の点を直線で結び、そこから2026年の値を計算。

コラム：温室効果ガス削減に向けた世界の国々の取組

令和3（2021）年のCOP26後の世界各国の温室効果ガス排出量の目標は次のとおりです。

各國の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ^(※) を目指す年など (※) 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 60 - 65 % 削減 ※CO ₂ 排出量のピークを 2030年より前にすることを目指す	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55 % 以上削減 (1990年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 45 % 削減 電力に占める再生可能エネルギーの割合を50%にする 現在から2030年までの間に予想される排出量の増加分を10億トン削減	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
日本	2030 年度 において 46 % 削減 (2013年比) ※さらに、50%の高みに向か、挑戦を続けていく	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
ロシア	森林などによる吸収量を差し引いた 温室効果ガスの実質排出量を 2050 年までに 約 60 % 削減 (2019年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 50 - 52 % 削減 (2005年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています（2021年11月現在）

出典：各国の最新の削減目標（UNUNFCCC : NDC Registry）（全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより）

しかしながら、気温上昇についての世界目標が1.5°Cとなった一方で、COP26で提出された各国の温室効果ガス削減の目標がすべて実行されても、今世紀末の温度上昇は1.5°C目標の達成に及ばないと見積もらっています。また、世界各国の削減目標とそれぞれの国内政策の整合が取れていないなどの状況もあり、今後も、排出ガスの削減目標の見直しを行っていくことになっています。

今後の10年間での行動は大変重要となっています。



施策方針1 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及

温室効果ガス削減のため、日照時間が長いという地域の特徴を生かせる太陽光発電などの再生可能エネルギー、蓄電池、省エネ型設備や機器の導入を目指します。公共施設で率先して設備・機器の導入に努めるとともに、町民・事業者へ周知啓発に努めます。町民の生活や町の環境などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー設備の普及を推進します。

環境施策	再生可能エネルギー・省エネルギー設備や機器の導入
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設に、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入に努めます。 公共施設の再エネ電力の利用に努めます。 公共施設にLED照明や省エネ性能の高いエアコンなど、省エネルギー設備や機器を導入します。 公共施設の更新には、ZEB（※1）化に向け、再生可能エネルギー、蓄電池、省エネルギー設備や機器を導入します。 公用車等の更新に際しては、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の導入に努めます。

環境施策	再生可能エネルギー・省エネルギー設備や機器についての啓発
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルなどの再生可能エネルギー・蓄電池の導入を推進するため、町民・事業者へ啓発活動を行います。 再生可能エネルギー導入の方法の一つであるPPA（※2）について、その動向について情報収集するとともに、町民・事業者に啓発活動を行います。 LED照明や省エネ性能の高いエアコンなど、省エネルギー設備や機器の導入を推進するため、町民・事業者へ啓発活動を行います。 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の利点について、町民・事業者へ啓発活動を行います。 住宅やビル、工場のエネルギー消費を削減するためのHEMS（※3）、BEMS（※4）、FEMS（※5）などのシステムやZEH（※6）、ZEBなど住宅、建物及び省エネリフォームの情報について、町民・事業者へ啓発活動を行います。

※1：ZEB（ゼブ）は、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビル。

※2：PPA（ピーピーエー）は、電力購入契約の略で、発電事業者から自然エネルギーの電力を長期に購入する契約であり、初期投資が不要な方法。

※3：HEMS（ヘムス）は、住宅において、全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行うこと。

※4：BEMS（ベムス）は、HEMSと同様にビル全体のエネルギーの最適化を行うこと。

※5：FEMS（フェムス）は、HEMSと同様に工場全体のエネルギーの最適化を行うこと。

※6：ZEH（ゼッヂ）は、ZEBと同様に、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。



施策方針2 地球温暖化対策のための行動の推進と啓発

地球温暖化を抑えるには技術に頼ることが必要な一方で、一人ひとりの意識を変え、行動を積み上げていくことが必要です。公共施設における温室効果ガス排出削減の取組を推進するとともに、町民・事業者に温室効果ガス排出削減のきっかけとなる行動について普及啓発します。

第1章					
第2章	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">環境施策</td> <td style="padding: 5px;">温室効果ガス削減の取組の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「上里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、地球温暖化問題に率先して対応し、実施状況を公表します。 ・既存緑地の保全と管理を図るとともに、公共施設や民間事業所の敷地、道路沿道の緑化を推進します。 ・農地などで発生した稻わらの堆肥化を今後も啓発します。 ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、家庭用エアコンや冷蔵庫におけるフロン回収を推進します。 ・公共施設において、クールビズ、ウォームビズを進めます。 </td> </tr> </table>	環境施策	温室効果ガス削減の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「上里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、地球温暖化問題に率先して対応し、実施状況を公表します。 ・既存緑地の保全と管理を図るとともに、公共施設や民間事業所の敷地、道路沿道の緑化を推進します。 ・農地などで発生した稻わらの堆肥化を今後も啓発します。 ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、家庭用エアコンや冷蔵庫におけるフロン回収を推進します。 ・公共施設において、クールビズ、ウォームビズを進めます。 	
環境施策	温室効果ガス削減の取組の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ・「上里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、地球温暖化問題に率先して対応し、実施状況を公表します。 ・既存緑地の保全と管理を図るとともに、公共施設や民間事業所の敷地、道路沿道の緑化を推進します。 ・農地などで発生した稻わらの堆肥化を今後も啓発します。 ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、家庭用エアコンや冷蔵庫におけるフロン回収を推進します。 ・公共施設において、クールビズ、ウォームビズを進めます。 					
第3章					
第4章	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">環境施策</td> <td style="padding: 5px;">節水、節電対策の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、節水・節電に努め、温室効果ガス排出につながるエネルギー消費削減に努めます。 </td> </tr> </table>	環境施策	節水、節電対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、節水・節電に努め、温室効果ガス排出につながるエネルギー消費削減に努めます。 	
環境施策	節水、節電対策の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、節水・節電に努め、温室効果ガス排出につながるエネルギー消費削減に努めます。 					
第5章	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">環境施策</td> <td style="padding: 5px;">温室効果ガス削減のための行動の普及啓発</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・燃料の使用量削減について、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・自動車走行距離の削減やエコドライブ、アイドリングストップなどについて、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用について、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・適度な冷暖房で、気候に合わせて快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイルの普及啓発を図ります。 ・町民・事業者に対し、節水・節電の普及啓発活動を行います。 ・廃棄コスト削減や温室効果ガス排出削減につながる、外食での食べ残し削減や食品ロス削減について普及啓発を図ります。 ・移動による温室効果ガス排出抑制につながる、旬の食材、地元の食材の地産地消について普及啓発を図ります。 </td> </tr> </table>	環境施策	温室効果ガス削減のための行動の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・燃料の使用量削減について、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・自動車走行距離の削減やエコドライブ、アイドリングストップなどについて、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用について、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・適度な冷暖房で、気候に合わせて快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイルの普及啓発を図ります。 ・町民・事業者に対し、節水・節電の普及啓発活動を行います。 ・廃棄コスト削減や温室効果ガス排出削減につながる、外食での食べ残し削減や食品ロス削減について普及啓発を図ります。 ・移動による温室効果ガス排出抑制につながる、旬の食材、地元の食材の地産地消について普及啓発を図ります。 	
環境施策	温室効果ガス削減のための行動の普及啓発				
<ul style="list-style-type: none"> ・電気・燃料の使用量削減について、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・自動車走行距離の削減やエコドライブ、アイドリングストップなどについて、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用について、町民・事業者に対し、普及啓発を図ります。 ・適度な冷暖房で、気候に合わせて快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイルの普及啓発を図ります。 ・町民・事業者に対し、節水・節電の普及啓発活動を行います。 ・廃棄コスト削減や温室効果ガス排出削減につながる、外食での食べ残し削減や食品ロス削減について普及啓発を図ります。 ・移動による温室効果ガス排出抑制につながる、旬の食材、地元の食材の地産地消について普及啓発を図ります。 					
第6章					
資料編					

- ・ 温室効果ガス排出量削減につながる、ごみの「3R（※1）」について周知啓発します。
- ・ 事業者に向けて、埼玉県目標設定型排出量取引制度の周知を進めます。
- ・ 家庭向けの環境家計簿や、事業者に向けたESCO（エスコ）（※2）事業などの啓発活動を推進します。
- ・ 学校において、地球にやさしい行動の習慣付けを進めます。

※1：3Rは、リデュース（減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の略。

※2：ESCO（エスコ）は、省エネルギー改修に掛かる費用を、改修の成果である光熱水費の削減分でまかなう事業。

顧客の利益が、ESCO事業者によって保証される契約形態をとることで、顧客にとっては確実な省エネルギー効果が達成される利点がある。

コラム：家庭の温室効果ガス排出を削減するには

平成25（2013）年度に町の家庭部門から排出された温室効果ガスのうち、7割弱が電力によるものです。電力の町全体と1世帯あたりの排出量、町の目標である46%の排出削減量は以下のようになります。

		電力による 温室効果ガス量
a	町全体1年あたりの排出量（家庭部門）	25.9千t-CO ₂
b	1世帯1年あたりの排出量	2.2t-CO ₂
c	1世帯1日あたりの排出量	約5,900g-CO ₂
d	町全体1年の排出削減量（aの46%）	11.9千t-CO ₂
e	1世帯1日の排出削減量（cの46%）	約2,700g-CO ₂

※平成25（2013）年度の世帯数は11,987世帯

家庭での省エネでどのくらいの温室効果ガスが減らせるかは、以下の取組が参考になります。（資料編P.82参照）

例：夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする（83g）/冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする（96g）/シャワーの利用時間を1分短くする（74g）/入浴を間隔をあけずに行う（86g）

いくつかの取組で1日に300～400gの温室効果ガス排出を減らすことが可能です。

省エネは、それだけで町の温室効果ガスを46%減らすことは難しいですが、すぐに始められる身近な温室効果ガス削減方法であり、とても大切な取組です。

上里町地域気候変動適応計画

国は、令和2（2020）年の「気候変動影響評価報告書」及び令和3（2021）年の「気候変動適応計画」において、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。（詳細は資料編3節（P.98）を参照）

本町では、気候変動による影響は現段階で不透明な部分も多いことから、本計画における適応策の設定は、県の気候変動による評価・適応策を踏まえて、影響が出ると考えられる項目を抽出し、適応策として取り組みます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
農業分野	<p>県は、平成29（2017）年の農業産出額が米で全国16位、野菜で全国7位の都市近郊農業地域であり、気温上昇による農業への影響が懸念されます。</p> <p>平成22（2010）年の夏の異常高温により、米に白末熟粒が多発するなど農作物に著しい被害が発生しました。</p> <p>また、ツマグロヒョウモンなどの南方系昆虫の害虫化や光化学オキシダントによる軟弱野菜への被害も発生しています。</p>	今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稻収量及び品質の低下や果樹の栽培適地の移動が予測されています。
水環境・水資源分野、自然災害分野	<p>県内のアメダス観測所において、短時間強雨の発生回数の増加が観測されています。</p> <p>気象庁によると、今後、大雨による降水量の増加と雨が降らない日の増加が予測されています。</p>	影響として、河川氾濫や土砂災害リスクの高まり、短時間強雨の増加に伴う内水による浸水被害や台風の強力化による被害の増加、拡大も懸念されます。 <p>一方で、雨が降らない日の増加による渇水リスクの上昇も懸念されます。</p>
自然生態系分野	<p>温暖化に伴う気温上昇等により、かつては県内にほとんど生息していなかったムラサキツバメ（蝶）などの南方系昆虫の侵入や定着が見られます。</p> <p>また近年、山間部のシカの増加に伴う植生被害も発生しています。</p>	<p>今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。</p> <p>今後の更なる気温上昇に伴い、南方系の外来生物の越冬による定着が懸念されます。</p>
健康分野	<p>県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。</p> <p>熱中症による救急搬送者数は、最高気温が高い年ほど多くなる傾向にあります。</p> <p>記録的な猛暑となった平成30（2018）年には、県内の熱中症搬送者数が過去最高の6,129人となりました。</p>	<p>今後、温暖化により光化学反応が加速され、オキシダント濃度を増加させることが予想されます。</p> <p>また、気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や感染症リスクの増加が懸念されます。</p>

出典：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）



施策方針3 気候変動による被害の回避・軽減

気候変動による影響が全国各地で発生しており、気候危機というべき非常事態に直面しています。この気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を推進する必要があります。

環境施策	農業分野（高温化等の対策）
	<ul style="list-style-type: none"> 高温障害を軽減する農作物栽培管理技術、家畜飼養技術等についての情報を関係機関から収集し、町民・事業者への周知啓発に努めます。 予測される気候変動による農業被害等についての情報を関係機関から収集し、町民・事業者への周知啓発に努めます。

環境施策	水環境・水資源分野（渴水等の対策）
	<ul style="list-style-type: none"> 節水意識の普及啓発及び雨水の有効活用を推進します。 渴水時に適切な対応が行えるよう、関係機関との連携を図ります。

環境施策	自然生態系分野（多様な生態系保全の対策）
	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、生物生息状況調査の実施等を行い、生物多様性の保全を推進します。

環境施策	自然災害分野（集中豪雨や内水氾濫等の対策）
	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化や気候変動による災害増加の懸念について、啓発及び情報発信を行います。 気象や災害等に関する情報発信に努めます。 防災ガイド・ハザードマップ等を活用した防災講習会等を開催します。 自主防災活動を推進し、防災力の向上を推進します。 洪水調節機能を有する公園の適切な維持管理に努めます。 雨水排水対策、流域治水を推進します。

環境施策	健康分野（熱中症・感染症・ヒートアイランド等の対策）
	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症・感染症予防に向けた啓発、情報発信を行います。 熱中症予防のため、暑さ指数（WBGT）を活用し注意喚起を行います。 公共施設に「まちのクールオアシス」の設置を推進します。

環境施策	町民生活分野（暑熱・インフラ・ライ夫ラインの対策）
	<ul style="list-style-type: none"> クールシェアを推進します。 打ち水や日傘の普及啓発を行います。 上下水道・道路等のインフラ・ライ夫ラインが影響を受ける可能性があることから、強靭化計画や業務継続計画（BCP）の適宜見直し等を行います。

コラム：地球温暖化の日本への影響（将来）

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5~6.4°C上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんじゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大



地球温暖化の対策を行わない場合に、日本では、左のような状態になる恐れがあると予測されています。

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書（全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより）

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

また、真夏日が今世紀末に約53日増えます。

温暖化によって起こると予測される出来事を避けるため、早期に全世界が一丸となって温室効果ガスの排出減少に取り組むことが求められます。

出典：環境省・気象庁「日本国内における気候変動予測の不確実性を考慮した結果について」（全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより）

日本の真夏日の日数はどうなるの？

2100年末における
真夏日(最高気温30°C以上)の
年間日数予測

出典)環境省・気象庁
日本国内における気候変動予測の
不確実性を考慮した結果について

北日本日本海側
(参考都市：札幌)
約48日
(現在の日数：約8日)

北日本太平洋側
(参考都市：釧路)
約34日
(現在の日数：約0日)

東日本日本海側
(参考都市：新潟)
約91日
(現在の日数：約34日)

東日本太平洋側
(参考都市：東京)
約105日
(現在の日数：約49日)

西日本日本海側
(参考都市：福岡)
約124日
(現在の日数：約57日)

西日本太平洋側
(参考都市：大阪)
約141日
(現在の日数：約73日)

沖縄・奄美
(参考都市：那覇)
約183日
(現在の日数：約96日)

基本方針3

ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみを減量化及び資源化し循環することにより、環境への負荷を減らす取組が、社会全体で進んでいます。

一方で、不適正な処理のため世界全体では年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは令和32（2050）年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。プラスチック廃棄物の3Rを進め、プラスチック資源循環体制を構築します。

【基本方針3 取組指標】（現状値：令和元（2019）年度、目標値令和8（2026）年度）

指標名	単位	現状	目標	備考
家庭系ごみ排出量	t	7,497	6,281	上里町一般廃棄物処理基本計画の目標
事業系ごみ排出量	t	2,647	2,171	
ごみ排出量（1人1日あたり）（再掲）	g	946	861	
リサイクル率（再掲）	%	18.3	28.5	
プラスチックごみの分別収集	—	未実施	実施	
ごみアプリ導入件数	件	1,036 (令和3年12月)	2,614	世帯数の20%

※ごみ排出量とリサイクル率は、基本方針2と共に共通の指標となっています。

施策方針1 ごみの減量化



ごみの減量化と適正処理に努めていますが、町民1人1日あたりのごみ排出量は、埼玉県内63市町村中52位（令和元（2019）年度）となっています。今後、より一層、排出量の抑制や分別収集の徹底を図ります。

環境施策	ごみの適正処理の推進
	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ運動や詰め替え商品の利用など、ごみの減量に向けた町民・事業者への啓発活動を継続します。 児玉郡市広域市町村圏組合や構成市町とごみの減量化と適正処理に向けた取組を進めます。 一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理及び資源の循環に配慮した取組を進めます。 事業者に対し、適正な産業廃棄物の処理について、県と連携を図り指導・啓発に努めます。 「上里町災害廃棄物処理基本計画」に基づき、適正な処理に努めます。 プラスチックごみを減らすために、「3R」について周知啓発します。 食品ロス削減について啓発します。

施策方針2 リサイクルの推進



アルミ缶やペットボトルなどについては分別収集を行っていますが、リサイクル率を見ると、県内63市町村中53位（令和元（2019）年度）となっています。今後、一層、適正な分別収集を啓発するとともに、より有効な分別方法について検討します。

環境施策 | リサイクルの推進

- ・分別収集計画に基づき、リサイクルを推進します。
- ・町民・事業者に対し、広報やホームページなどでリサイクルの推進を継続して実施し、排出者の意識高揚を図ります。
- ・多様化するリサイクル方法について、排出者の意識高揚を図り、情報の収集及び提供を行います。
- ・プラスチックごみの分別収集に向けた取組を進めます。

コラム：生態系への影響が危惧されるマイクロプラスチック

ポイ捨てや不法投棄などにより、河川などから海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生し、海岸や海底を汚すだけでなく、動物がプラスチックをエサと間違えて食べてしまうなど、被害が多く確認されています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに魚の重量を上回ることが予測されています。

海洋ごみが起こす問題



出典：環境省 海洋ごみ学習用教材

大きさが数マイクロメートルから5ミリメートル程度のごく小さなプラスチックのかけらである「マイクロプラスチック」は、有害物質を取り込みやすく、それを食べた魚の体内に有害物質が蓄積され、生態系に悪影響を与えるほか、人への健康への影響が危惧されています。

（※1ミリメートル=1,000マイクロメートル）

基本方針4

田園環境の保全と歴史・文化の継承

鳥川、神流川に面した本町は、農地を中心とした緑にあふれ、多くの歴史的文化的資源が残されています。今後も、豊かな自然や美しい田園景観、歴史・文化環境を保全するとともに、次世代への環境教育や環境保全活動の活性化の推進を図ります。

【基本方針4 取組指標】(目標値令和8(2026)年度)

指標名	単位	環境基準	現状	目標	備考
生物化学的酸素要求量(BOD) 神流川(神流川橋)	mg/L	2	0.8	基準値以下	—
神流川(藤武橋)	mg/L	2	1.1		
元小山川(神泉橋)	mg/L	3	3.0 (令和元年度)		
地下水 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)	mg/L	10.0	7.9~9.4 (平成30年度)	維持	—
生活排水処理人口	人	—	22,988 (令和2年度)	30,122 (令和7年度)	上里町生活排水処理基本計画の目標
遊休農地率	%	—	1.72 (令和2年度)	1.00	第5次上里町総合振興計画の目標
情報発信(広報・アプリ)	回	—	年12回以上 (令和3年度)	維持	—

施策方針1 緑地・水・農地の保全



アンケート調査では、8割以上の方が上里町が住みやすいと回答しており、その理由として「公園や自然などの環境がよい」と回答する方が上位になっています。今後も、緑化推進とともに農地や水環境の保全に努めます。

環境施策	緑地の保全
	<ul style="list-style-type: none"> 幅員が確保できる幹線道路は、植樹ますを設け、緑化を推進します。 天然記念物に指定されている樹木の保全と管理に努めます。

環境施策	水の保全
	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制及び基準を遵守するよう事業者に協力を求めます。 法及び条例適用外の施設についても適正な管理を求め、水環境の保全を図ります。 家畜ふん尿の適正処理を求め、水環境の保全を図ります。 河川水質状況を監視するとともに、情報提供に努めます。

第4章 基本方針4

- 適切な施肥管理を行い、河川水質や地下水質の汚濁負荷を軽減させるよう、営農指導を行います。
- 町内の地下水質の水質汚濁状況について監視を行います。
- 下水道の整備を継続して推進します。
- 下水道接続率の向上を図ります。
- 汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新を促進します。
- 浄化槽の管理について、指導の徹底に努めます。また、保守点検、法定検査、清掃について、町民・事業者への啓発に努めます。
- 除草剤・殺虫剤等の適正使用について、啓発します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

環境施策 農地の保全

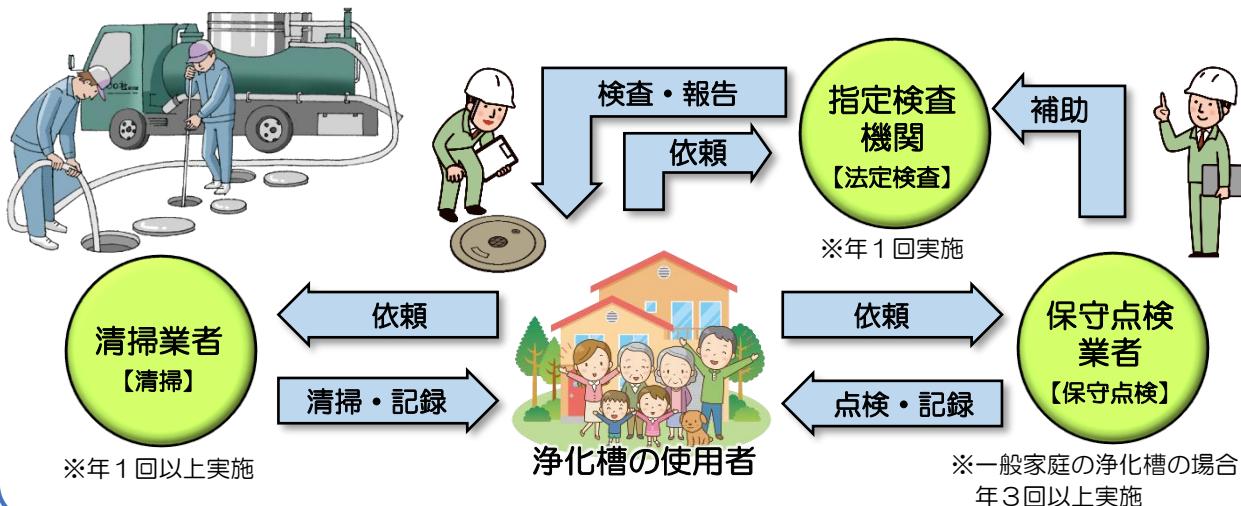
- 遊休農地については担い手による利用促進に努めます。
- 個人や団体による町民農園運営を検討します。
- 県や農業団体などと協力して、就農者の確保に努めます。

コラム：浄化槽管理のルールを守りましょう

浄化槽を管理する上でしなくてはいけないこととして、保守点検、法定検査、清掃の3つがあります。

- ① 保守点検は、浄化槽の点検、修理や調整を行うことです。処理方式や人槽によって定められた回数の保守点検を実施しなくてはなりません。
- ② 法定検査は、保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。県の指定検査機関に依頼し検査を受けることになります。内容は、新たに設置された浄化槽が適切に機能しているかを確認する7条検査、保守点検や清掃が適切に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを年1回確認する11条検査に分けられます。
- ③ 清掃は、浄化槽内に溜まっている汚泥の引き抜きや調整、洗浄のことです。年に1回以上実施しなくてはいけません。

生活排水で河川を汚さないように、保守点検、法定検査、清掃を適正に行いましょう。



施策方針2 生物多様性の保全



本町で確認されている動植物の生息・生育状況を把握し、その環境の保全と創造を図ります。また、農業や樹木などに被害をもたらす、特定外来生物などの対策に努めます。町や事業者による開発が行われる際には、動植物への配慮を推進するほか、情報収集や啓発活動を推進します。

環境施策 野生生物の保護管理と外来種対策

- 町内に生息する動物の状況を把握し、生息地の保護などを推進します。
- 学校における自然環境学習として、地域に生息・生育する生きものを観察し、自然環境を保全する意識の醸成を図ります。
- 重要な動物や上里町を特徴づける種の保全に関する情報収集に努め、町民・事業者に対する啓発活動を推進します。
- 開発が行われる際には、動物の状況を把握し、保全に努めます。
- 農業被害や樹木の食害をもたらす、特定外来生物の対策に努めます。

環境施策 植物の保全

- 町内に生育する植物の状況を把握し、生育地の保護などを推進します。
- 郷土種に配慮した植栽緑化を進めます。
- 学校における自然環境学習として、地域に生息・生育する生きものを観察し、自然環境を保全する意識の醸成を図ります。
- 重要な植物及び上里町を特徴づける種の保全に関する情報収集に努め、町民・事業者に対する啓発活動を推進します。
- 開発が行われる際には、植物の状況を把握し、保全に努めます。

コラム：生態系を脅かす外来種

『外来種』とは、元々その地域にいなかったのに、人間の活動によって海外や国内の別の地域から入ってきた生物のことを指します。元々その地域に自然分布していた生物は、『在来種』と呼ばれます。

すべての外来種が問題を起こすわけではありませんが、中には非常に大きな悪影響を及ぼすものもいます。生活の場やエサの確保で在来種との競争が発生し、生態系のバランスが崩れる生態系被害、毒を持つ外来種による危害やふん尿・騒音等による生活環境被害、生息数の増加や捕食性の強さにより、田畠が荒らされるなどの農林水産業被害があげられます。

特に被害を与える、または与えるおそれがある外来生物は『特定外来生物』と指定され、飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止となっています。

本町では、外来種であるアライグマの駆除対策として、箱わなの貸出を行っています。捕獲した場合は、町で回収しています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

施策方針3 歴史・文化環境の保全



数多くの文化財を持つ本町は、その文化財を保護するとともに、人と自然のふれあい活動に関わる資源として、文化財を活用します。上里町ガイドマップなどを配布し、町内に残る歴史・文化財を広く周知させる取組を推進します。

環境施策 | 文化財の保護と活用

- 文化財を保護するとともに、その有効活用を継続します。
- 文化財の活用が円滑に図られるよう、整備を行います。
- 上里町ガイドマップなどを配布し、歴史・文化環境の普及、啓発活動を積極的に推進します。
- 郷土資料館の充実を図り、文化財などの公開を継続して実施します。

施策方針4 景観の保全



本町の景観資源は、烏川、神流川の水辺や田園風景のほかに、「ほたるの里」のホタルなどがあげられます。今後もこれらの保全を継続するとともに、有効活用を図ります。

環境施策 | 景観資源の保全と活用

- 町内の景観資源を保全するとともに、その活用を図ります。
- 街路の整備にあたっては、道路標示、街路灯の修景、電線の地中化など周辺景観に配慮した整備を検討します。
- 上里サービスエリア周辺地区の整備事業を推進し、環境保全と地域の活性化の両立を目指します。
- 町民・事業者向けに景観資源の保全に関する普及啓発活動を行います。

施策方針5 人と自然とのふれあい活動の推進



本町には、烏川、神流川などの水辺や屋敷林などの樹林、広大な農地など、自然とふれあえる場が多く存在します。自然とふれあう機会を増やしていくために、活動の場の提供や保全、整備を推進します。

環境施策 | 人と自然とのふれあい活動の場の保全

- 自然とのふれあい活動の場を保全するとともに、その有効活用を図ります。
- 安全で快適に自然とのふれあいができるよう、施設や公園などを整備します。

環境施策 | 人と自然とのふれあい活動の推進

- より多くの人が自然とふれあえるよう、ふれあい活動の情報や機会の提供を推進します。
- 活動を推進するために自然学習などの指導者の人材育成や情報提供に努めます。

施策方針6 環境保全活動の推進



環境への関心が高まるように、町民・事業者・町が主体となって参加するイベントなどを開催し、協力し合いながら環境保全を図るとともに、環境に関する情報を積極的に提供します。

環境施策	環境教育の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほたるの里観察会やサケの放流、農業体験などの現在行われている観察会、環境講座などを実施します。 ・自然学習などの指導者や解説員などの人材確保、育成に努めます。 ・学校における環境教育をより一層推進します。 ・親子で参加できる環境学習イベントを開催します。 ・観察会や勉強会などの新しい企画の発案に努めます。 ・町民の自主的な環境保全への取組を推進します。 ・環境の保全などに関する町民活動や、ボランティア活動に対する支援を推進します。 ・町民が日常生活において環境配慮を自ら推進できるよう、家庭における取組を広報やホームページなどで発信します。 ・児玉工業団地に立地する事業所と公害防止協定など公害防止に資する協定を締結し、事業所が環境配慮に取り組むよう促します。

環境施策	環境情報の収集及び提供
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報を収集し、整理するとともに広報やホームページなどを活用し、情報の提供に努めます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第5章 環境配慮指針

将来の望ましい環境像を実現するためには、「第4章 施策の展開」で示した町の環境施策に合わせ、町民・事業者の皆さんが環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。次に示すような環境配慮指針を参考に、環境に配慮した取組の実践をお願いします。

◆取組内容の例

■ (行動内容を示します)	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
• (具体的な取組を示します)				

(左上に「行動内容」を、その下に「具体的な取組」を示します。右上の4項目は、「生活環境」が本計画の基本方針1に、「地球温暖化」が基本方針2に、「ごみ・リサイクル」が基本方針3に、「田園環境の保全」が基本方針4に対応し、それぞれの「行動内容」に対応する基本方針を黒色太字で表します。)

1. 町民の環境配慮指針

◆日常生活の中では

■ 節電に努めましょう。	7 エネルギー効率 13 省資源に 向ける 持続可能な社会	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
• 照明や電気などはこまめに消しましょう。 • 電気製品を使用しないときは、コンセントを抜いて待機電力を減らしましょう。 • エアコンのフィルターを定期的に掃除しましょう。 • 適度な冷暖房で、気候に合わせて快適に過ごせる服装で過ごしましょう。 (家庭からの温室効果ガス排出量の用途別内訳では、冷房と暖房で約18%を占めています。) • ブラインドやカーテンなどによる温度調整に努めましょう。 • 冷蔵庫への詰め込みすぎや開け放しに気を付けましょう。 • 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉め、待機電力を節約しましょう。 • 電気代も節約できる省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED照明及び給湯器などの利用、 購入に努めましょう。 (家庭からの温室効果ガス排出量の約半分を占めているのが電気です。)					

温室効果ガス削減のエコアクション (P.82 参照)

エコアクション	CO ₂ 削減量
主電源をこまめに切って待機電力を節約	65g
夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする	83g
冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする	96g
冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	18g
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	19g
使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める	15g
テレビを見ないときは消す	13g
1日1時間パソコンの利用を減らす(デスクトップ型パソコン)	13g

■ 節水に努めましょう。	 	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 手洗い時や食器洗いなどの時は、水を流したままにしないように注意しましょう。 お風呂の残り湯は、洗濯水などに利用しましょう。 シャワーの利用時間を短くしましょう。 水漏れの点検を行いましょう。 雨水を植木の水まきなどに利用しましょう。 					

温室効果ガス削減のエコアクション（P.82 参照）

エコアクション	CO ₂ 削減量
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	7g
シャワーの利用時間を1日1分短くする	74g

■ 家庭から出る汚水の抑制に努めましょう。	 	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 廃油は古新聞などで吸い取ってから捨てるよう心がけようなど、油を排水口に流さないようにしましょう。 食器や鍋などは、汚れをふき取ってから洗いましょう。 三角コーナーに水切りネットなどを付け、生ごみを流さないようにしましょう。 					

■ 日常生活の中で、ガスや灯油などの燃料の節約に努めましょう。	 	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、定期的に掃除しましょう。 ガスコンロの火が鍋の外へはみ出さないよう、火加減を調節しましょう。 お風呂には、続けて入るようにしません。 浴槽のフタは、冷めにくい構造のものにしましょう。 お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。 					

温室効果ガス削減のエコアクション（P.82 参照）

エコアクション	CO ₂ 削減量
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する	5g
入浴は間隔をあけずに行う	86g

◆外出するときは

■ 環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。	    	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 駐停車時のアイドリングストップを実践しましょう。 タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。 急発進・急停止をしない、空ぶかしを止めるなど、燃料の無駄のない運転に努めましょう。 不必要的荷物は載せないようにしましょう。 					

■ 環境への負荷がない次世代自動車の購入に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などの次世代自動車の購入に努めましょう。 					

第1章

■ 自動車の使用をできるだけ控える、スマートムードに努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 電車やバスなど公共交通機関を利用しましょう。 近距離移動の時は、徒歩や自転車を積極的に活用しましょう。 					

第2章

■ 街を美しく保つように努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> ペットの粪は飼い主がきちんと始末しましょう。 不法投棄、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨てはやめましょう。 					

第3章

◆ 買い物では

■ ごみを減らすことのできる買い物に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 必要なものを必要な量だけ買うように心がけましょう。 マイバックを持参し、レジ袋などの使用を減らしましょう。 詰め替え可能な製品や、長く使用できる製品を選びましょう。 					

第4章

■ 環境に配慮したものの購入に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を選びましょう。 ノートやトイレットペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品などを選びましょう。 日時指定や置き配、宅配ボックス等を利用して、宅配サービスができるだけ一回で受け取りましょう。 (宅配便の総数のうち約15%が再配達という調査結果があります。再配達の際にも温室効果ガスは排出されます。) 省エネルギー型の機器を購入しましょう。 食材は、地場産の農産物を積極的に取り入れましょう。 (日本ではカロリーベースで約60%を輸入食品で賄っており、その分フードマイレージ(輸送量×輸送距離。この値に応じて輸送に掛かる温室効果ガス排出量も増える)が大きくなっています。) 					

第5章

第6章

資料編

◆公害の発生源とならないために

<p>■ 家庭からの悪臭の発生防止に努めましょう。</p>	<p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • ペットのふん尿などをきちんと管理しましょう。 				

<p>■ 自動車やオートバイからの騒音防止に努めましょう。</p>	 <p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはやめましょう。 • 定期的に点検や整備をしましょう。 				

<p>■ 家庭からの騒音の防止に努めましょう。</p>	<p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • テレビやオーディオ、掃除機、洗濯機などを使用するときは近所に迷惑が掛からないように注意しましょう。 • ペットの鳴き声に十分注意しましょう。 • 集合住宅では、足音や飛び跳ね音に注意しましょう。 • ピアノなどの楽器を弾くときには、防音や時間帯に注意しましょう。 				

<p>■ 生活排水の処理と設備の適正な管理に努めましょう。</p>	 <p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 公共下水道・農業集落排水処理区域外では、生活雑排水とし尿を処理できる合併処理浄化槽を設置しましょう。 • 下水道の排水栓は定期的に点検、清掃しましょう。 • 浄化槽は保守点検、法定検査、清掃を行いましょう。 				

<p>■ 緑の管理に努めましょう。</p>	 <p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 敷地内や空き地などは、近所迷惑にならないようにきちんと管理しましょう。 • 落ち葉や生ごみなどを堆肥化し、身近な緑を育てましょう。 				

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

◆ごみを減らすためには

■ ごみの減量化に努めましょう。	12 つくる責任 つかう責任	13 経済活動に 環境負担を最小限	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 使わなくなったものは、知人に譲ったりバザーやフリーマーケット、リサイクルショップなどを利用しましょう。 生ごみはコンポストや生ごみ処理機などで処理しましょう。 生ごみの水切りを徹底しましょう。 電化製品、服飾品、家具類はできるかぎり修理して、長く使いましょう。 ごみを減らすために、「3R」を行いましょう。 						
■ プラスチックを減らしましょう。	12 つくる責任 つかう責任	13 経済活動に 環境負担を最小限	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> エコバック・マイバックなどを使いましょう。 プラスチック製の使い捨て食器などの代わりに、マイボトルやマイ箸などを使いましょう。 						
■ 食品の無駄をなくしましょう。	12 つくる責任 つかう責任	13 経済活動に 環境負担を最小限	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 外食では食べきれる量を注文しましょう。 外食で食べ残しの持ち帰りが可能であれば持ち帰りましょう。 フードバンク（余剰食材を、食べ物を必要としている人につなぐ役割）に寄付するなどで、食品ロスを減らしましょう。 (食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。大量の食品ロスにより、多くのごみを廃棄するための廃棄コストや温室効果ガス排出につながっています。) 						
■ リサイクルに努めましょう。	12 つくる責任 つかう責任	13 経済活動に 環境負担を最小限	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> ビールびんや一升びんなどの生きびん（リターナブルびん）は販売店に返却しましょう。 紙類、布類、びん類、金属類、牛乳パックなどは、集団資源回収に出しましょう。 地域における資源回収や不用品交換会などのリサイクル活動へ参加しましょう。 スーパーなどのリサイクルボックスを利用しましょう。 トレイやペットボトルなどの分別回収に積極的に協力しましょう。 						
■ ごみを適正に処理しましょう。	3 すべての人々に おもてなしを 11 自由と 選択の権利	12 つくる責任 つかう責任	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> ごみは、決められた収集日に決められた方法で出しましょう。 庭先などでのごみの焼却はやめましょう。 						

◆家を管理するときは

■ 環境に配慮した住宅づくりに努めましょう。	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 太陽熱利用機器や太陽光発電システムについて、自宅への設置に努めましょう。(PPA も普及しつつあります。) 建て替え、新築時は、ZEH の導入に努めましょう。 省エネのため、HEMS の導入に努めましょう。 省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォームを進めましょう。 (温室効果ガスを削減するとともに、廊下や脱衣所などの室温差を減らし、体の負担を減らすこともできます。) 日中の余った電気を家庭用蓄電池で貯めるとともに、増加する自然災害のときに使用できる蓄電地（電気自動車（EV）・車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置に努めましょう。 自宅への自家消費型太陽光発電を設置することが難しい状況でも、再生可能エネルギー普及に貢献できる再生エネ電気への切り替えに努めましょう。 電気代も節約できる、LED照明及び省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器などの利用、購入に努めましょう。 (家庭からの温室効果ガス排出量の約半分を占めているのが電気です。) 自然の光を生活の中に上手に取り込みましょう。 	7 太陽熱利用機器 11 太陽光発電システム 13 温室効果ガス削減	11 太陽熱利用機器 13 温室効果ガス削減	13 温室効果ガス削減	13 温室効果ガス削減

◆気候の変動に対処するために

■ 気候変動に関心を持ち、生活への影響などについて考えましょう。	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 雨水の有効活用について考えましょう。 熱中症や感染症に関する情報を収集し、予防に努めましょう。 気温や湿度の高い日には、こまめに水分を補給する、エアコンを使う、休養や睡眠を十分とり、熱中症に注意しましょう。 防災ガイド・ハザードマップ等を活用し、災害リスクを把握しましょう。 	11 太陽熱利用機器 13 温室効果ガス削減	13 温室効果ガス削減	13 温室効果ガス削減	13 温室効果ガス削減

◆自然や地域文化を守るために

■ 自然とのふれあいに努めましょう。	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 身边に生息する動物や、生育する植物と親しみましょう。 大気浄化機能や水源かん養機能など自然が持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。 町や環境保全団体などが実施する自然観察会や自然環境調査などへ参加や協力をしましょう。 	4 自然とのふれあい 15 生息する動物	15 生息する植物	15 生息する植物	15 生息する植物

■ 自然環境を守るための意識やマナーの向上に努めましょう。	 15 環境配慮指針 （基本方針1）	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 野鳥や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。 野生生物を傷つける原因となる釣り糸やごみは、きちんと持ち帰りましょう。 敷地内やドッグランのような特定な場所以外でペットを放すのはやめましょう。 ペットは責任を持って飼いましょう。 					

■ 緑などの保全に努めましょう。	 15 環境配慮指針 （基本方針1）	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> みんなと協力し合い、緑の保全に積極的に取り組みましょう。 環境保全団体などが実施する緑化活動に協力しましょう。 					

■ 地域の歴史、文化遺産の保存と継承に努めましょう。	 4 文化財や銘木などの歴史的、文化的遺産を調べましょう。 11 地域お祭りや郷土芸能に参加しましょう。	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 文化財や銘木などの歴史的、文化的遺産を調べましょう。 地域のお祭りや郷土芸能に参加しましょう。 地域に伝わる伝説や風習などを調べましょう。 歴史や文化の香るまちづくりに参加、協力しましょう。 					

◆自主的な環境保全活動を進めるためには	■ 環境に関する情報を収集し、環境保全に対する意識向上に努めましょう。	 4 環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話し合いましょう。 13 環境問題に対する関心を高めましょう。	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話し合いましょう。 環境問題に関するニュースや町の提供する情報に関心を向けましょう。 地球環境問題と、私たちの日常生活や事業活動の関わりについて調べましょう。 						

■ 環境学習の場へ積極的に参加しましょう。	 4 環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話し合いましょう。 13 環境問題に対する関心を高めましょう。	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 町や環境保全団体などが主催する環境学習会などへ積極的に参加しましょう。 サケの放流やホタルの観察会に参加して、自然の大切さを知りましょう。 					

<p>■ 日常的にできる環境保全活動に努めましょう。</p>	 7 環境配慮行動 12 つくる責任 13 つかう責任	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> • 休日などに家族で家の周りの清掃などを行いましょう。 • 環境家計簿をつけてみましょう。 • ごみの分別を徹底して、リサイクルに努めましょう。 					
<p>■ 地域や国際的な環境保全活動への参加、協力に努めましょう。</p>	 4 環境にやさしい本を 13 環境配慮行動	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> • 環境に関する国際協力活動へ積極的に参加しましょう。 • 町や環境保全団体などが主催する環境保全活動へ参加しましょう。 • グループで環境保全活動を企画して、開催してみましょう。 • 町や事業者が行う環境施策に積極的に発言しましょう。 					



2. 事業者の環境配慮指針

◆エネルギーや水などを使用するときは

<p>■ 電気などのエネルギーの節約に努めましょう。</p> 	<p>生活 環境 (基本方針1)</p>	<p>地球 温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・ リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境 の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 照明や電気製品のスイッチはこまめに切りましょう。 • 定期的に清掃をし、電気製品の効率的な利用に努めましょう。 • 電気製品の待機電力を減らすため、主電源を切りましょう。 • エレベータなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。 • エアコンの適温設定（冷房 28°C、暖房 20°C）に努めましょう。 • クールビズ、ウォームビズを導入しましょう。 • 業務時間の合理化を図りましょう。 				

<p>■ 節水に努めましょう。</p> 	<p>生活 環境 (基本方針1)</p>	<p>地球 温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・ リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境 の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 手洗い時や食器洗いなどの時は、水を流したままにしないように注意しましょう。 • 雨水を植木の水まきなどに利用しましょう。 • 定期的に水漏れの点検を行いましょう。 				

◆事務用品、備品などを購入するときに

<p>■ 環境に配慮した事務用品、備品の購入に努めましょう。</p> 	<p>生活 環境 (基本方針1)</p>	<p>地球 温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・ リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境 の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を選びましょう。 • コピー用紙や封筒など再生紙を利用した製品を購入しましょう。 • 電化製品を購入するときは、エネルギー効率の高い製品を購入しましょう。 • 使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）の使用をやめましょう。 • 生分解性の高い製品を購入しましょう。 				

<p>■ ごみの排出が少ない事務用品、備品の購入に努めましょう。</p> 	<p>生活 環境 (基本方針1)</p>	<p>地球 温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・ リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境 の保全 (基本方針4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • リサイクルが容易な素材を使用した製品を購入しましょう。 • 過剰包装を断り、簡易包装を進めましょう。 • 修理や部品交換が容易なものを購入しましょう。 • トナーカードリッジのリサイクルに努めましょう。 • 詰め替え可能な製品や、長く使用できる製品を選びましょう。 				

◆物品などを廃棄するときに

■ ごみの減量化に努めましょう。	 11 廉価な資源をつくる技術  12 つくる責任・つかう責任  13 美容機能に優れた資源	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
-------------------------	---	-----------------	------------------	---------------------	--------------------

- 両面印刷、両面コピーを心がけましょう。
- ミスコピーや使用済みコピーの裏面を利用しましょう。
- 会議資料の部数、ページ数は必要最小限としましょう。
- ごみを減らすために、「3R」を行いましょう。

■ リサイクルに努めましょう。	 12 つくる責任・つかう責任  13 美容機能に優れた資源	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
------------------------	---	-----------------	------------------	---------------------	--------------------

- ごみの分別収集ボックスを設置し、分別収集を徹底しましょう。
- 空き缶や古新聞、段ボールなどの資源ごみは資源回収に出しましょう。
- 不用になった事務用品などは、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。
- 地域における資源回収や不用品交換会などリサイクル活動に努めましょう。

■ 排出されるごみを適正に処理しましょう。	 3 すべて人に優しい技術  12 つくる責任・つかう責任  13 美容機能に優れた資源	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
------------------------------	---	-----------------	------------------	---------------------	--------------------

- ごみは、排出者の責任において、ルールを守り適正に処理しましょう。
- 有害化学物質などは適正に処理しましょう。
- 特定フロンを使用している冷凍、冷蔵庫やエアコンなどを廃棄するときは、適正に処理しましょう。
- ダイオキシン類の発生を抑えるため、簡易焼却炉などでごみの焼却はやめましょう。
- アスベストが含まれた建築物での作業やアスベスト廃棄物の処理を適正に行いましょう。
- 産業廃棄物の排出は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しましょう。

◆車を利用するときに

■ 環境への負荷がない次世代自動車の導入に努めましょう。	 3 すべて人に優しい技術  11 廉価な資源をつくる技術  12 つくる責任・つかう責任  13 美容機能に優れた資源	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の導入に努めましょう。 					

	<p>■ 環境に配慮したエコドライブの実践に努めましょう。</p> 	<p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 駐停車時のアイドリングストップを実践しましょう。 タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。 急発進・急停止をしない、空ぶかしを止めるなど、燃料の無駄のない運転に努めましょう。 不必要的荷物は載せないようにしましょう。 				
	<p>■ 自動車の使用をできるだけ控えるよう（スマートムーブ）に努めましょう。</p> 	<p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ自動車の利用を控え、公共交通機関を利用しましょう。 徒歩や自転車を積極的に活用しましょう。 相乗りするなどして自動車の使用を控えましょう。 ノーマイカーデーなど、自家用車での通勤を減らしましょう。 				
	<p>◆事務所や工場などを建設、管理するときに</p> <p>■ 周辺の環境に配慮した建築に努めましょう。</p> 	<p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業場などを設置するときは、周辺の景観との調和に十分配慮しましょう。 看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮しましょう。 				
	<p>■ 温室効果ガスの排出削減に配慮した施設管理に努めましょう。</p> 	<p>生活環境 (基本方針1)</p>	<p>地球温暖化 (基本方針2)</p>	<p>ごみ・リサイクル (基本方針3)</p>	<p>田園環境の保全 (基本方針4)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー及び蓄電池の導入に努めましょう。 PPA の導入に努めましょう。 経費削減にも有効な ZEB の導入に努めましょう。 経費削減にも有効な BEMS、FEMS などのシステムの導入に努めましょう。 経費削減にも有効な、高効率な空調システムやLED照明など省エネルギー機器製品の導入に努めましょう。 工場排熱など未利用エネルギーの有効利用を進めましょう。 				

■ 生活排水の処理と設備の適正な管理に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
-----------------------------------	---	-----------------	------------------	---------------------	--------------------

- 下水道・農業集落排水処理区域外については、合併処理浄化槽を設置しましょう。
- 下水道の排水栓は定期的に点検、清掃しましょう。
- 浄化槽は保守点検、法定検査、清掃を行いましょう。

■ 工場、事業場の緑化に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
----------------------------	---	-----------------	------------------	---------------------	--------------------

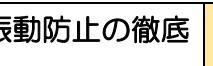
- 工場などの敷地やベランダ、屋上の緑化を進めましょう。

■ 屋外照明の適正化に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 光害防止のため、照明の時間帯や場所、照明方法に配慮するなど、野外照明の適正化を進めましょう。 					

◆悪臭や騒音、振動などをなくすために

■ 工場、事業場における悪臭防止対策の徹底に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設を適正に管理し、大気汚染物質の削減に努めましょう。 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納し、脱臭装置を設置しましょう。 作業時などに悪臭を発生させないよう、従業員などへ技術的指導を徹底しましょう。 					

■ 業務車両などの騒音、振動防止に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の空ぶかしやアイドリングはやめましょう。 トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。 					

■ 工場、事業場における騒音、振動防止の徹底に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 防音施設などを整備しましょう。 低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。 施設の管理を徹底しましょう。 					

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

◆自然や地域文化を守るために

■ 自然の重要性を認識しましょう。	 4 真の無い植物を あるなしに 15 種の豊かな 生きかたを	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業場周辺の動植物の分布について把握しましょう。 大気浄化機能や水源かん養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。 					
■ 自然環境に配慮した事業活動に努めましょう。	 15 種の豊かな 生きかたを	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。 事業所内外の動植物を保護しましょう。 町が行う自然環境保全施策に協力しましょう。 事業所の周りを定期的に清掃し、環境美化に努めましょう。 					
■ 緑化に対する協力、支援に努めましょう。	 11 緑地管理に まつわらね	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 緑地管理に対する協力、支援に努めましょう。 緑化運動への協力、支援を心がけましょう。 緑化基金などに協力しましょう。 					
■ 地域の歴史、文化遺産の保存と継承に努めましょう。	 11 古代文明 を大切に	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 歴史的、文化的遺産の保全に協力、支援しましょう。 地域の祭りに参加、協力しましょう。 地域の郷土芸能の保全と継承に協力、支援しましょう。 歴史や文化の香るまちづくりに参加、協力しましょう。 					
◆地球環境を良くするために					
■ 事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。	 7 二酸化炭素 を減らす 13 真の無い 資源を大切に	生活 環境 (基本方針1)	地球 温暖化 (基本方針2)	ごみ・ リサイクル (基本方針3)	田園環境 の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 原材料や製造、輸送過程で温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。 					

■ 二酸化炭素の吸収源として、森林の保全と創出に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 地域や地球規模での森林の保全と創出に協力しましょう。 					

■ フロンガスの排出防止に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> フロンを使用している機器の飛散防止措置などを徹底しましょう。 冷凍機などフロンを使用した機器の廃棄時は、フロン回収を行いましょう。 					

■ 環境に関する国際協力活動への貢献に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 環境保全技術の移転を進めましょう。 外国人研修生の受け入れを進めましょう。 環境保全対策の指導員の派遣を進めましょう。 					

■ 地域環境保全のための技術開発に努めましょう。	 	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国に適した大気汚染、水質汚濁など公害防止技術の研究開発を検討しましょう。 地球温暖化防止などの環境保全技術の開発を検討しましょう。 					

■ 地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。		生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 海外進出時にあたっては、十分な環境保全対策や環境配慮を実践しましょう。 					

◆気候の変動に対処するために

■ 気候変動に関心を持ち、事業活動への影響などについて考えましょう。	 	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に関心を持ち、事業活動への影響などについて考えましょう。 防災ガイド・ハザードマップ等を活用し、災害リスクを把握しましょう。 雨水貯留施設を導入しましょう。 熱中症や感染症に関する情報を収集し、事業所内で情報共有し、予防に努めましょう。 					

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

◆環境配慮を実践するために

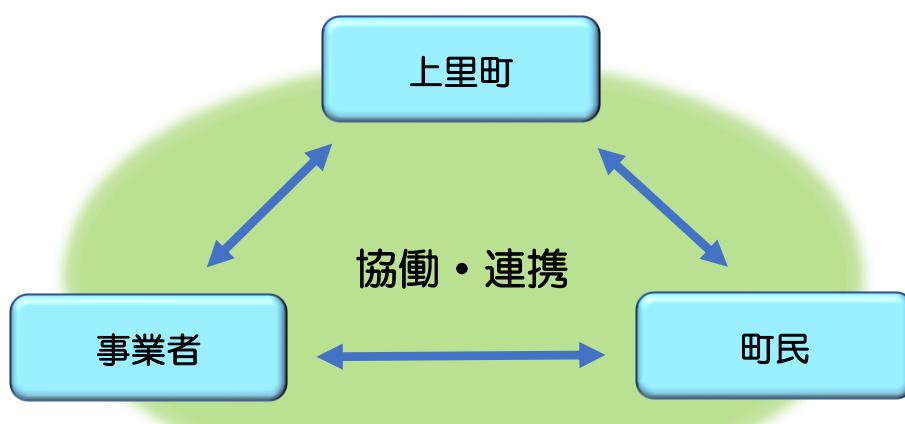
<p>■ 職場における環境教育の推進に努めましょう。</p>	 4 環境に配慮する行動を学ぶ	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> • 環境に関する情報を収集し、社員に提供しましょう。 • 職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。 					
<p>■ 環境保全活動に努めましょう。</p>	 4 環境に配慮する行動を学ぶ 6 環境に配慮した購買行動 15 環境に配慮した購買行動	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> • 町や環境関連団体などが行う環境学習会などへ協力・支援をしましょう。 • 職場でできる環境保全活動を実践しましょう。 • 河川の水質改善に関する活動へ参加、協力しましょう。 • 縁を守る運動などに参加、協力しましょう。 					
<p>■ 環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動に努めましょう。</p>	 4 環境に配慮する行動を学ぶ 12 つくる循環社会 15 環境に配慮した購買行動	生活環境 (基本方針1)	地球温暖化 (基本方針2)	ごみ・リサイクル (基本方針3)	田園環境の保全 (基本方針4)
<ul style="list-style-type: none"> • 環境情報を広く公表しましょう。 • 環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成しましょう。 • 環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。 • 環境保全のための担当部署や専任者の設置を検討しましょう。 • 環境管理システムの導入に努めましょう。 • 事業の計画段階で自主的に環境への影響を検討しましょう。 • 事業実施後の環境への配慮を把握し、必要に応じて適切な対策を行いましょう。 					



第6章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

望ましい環境像の実現のためには、町民・事業者・町が連携して各種施策に取り組む必要があります。また、環境が対象となる分野は広く、多くの関係機関や自治体との連携、協力も不可欠です。本計画の推進のために、広報やホームページなどで、本計画の目的や内容を周知することで、連携を強化し、施策や環境配慮が適切に運用されるように進めていきます。



(1) 庁内体制

本計画の各種施策が計画的に進行するよう、取組内容を充実させ、内容について町民・事業者へ普及、啓発活動を推進します。また、計画の進捗状況の評価を行います。

(2) 関係機関との連携、協力

河川の問題やごみ処理など、広域的な取組が必要な場合は、関係機関と連携、協力しながら取り組みます。

(3) 町民・事業者との協働・連携

町民・事業者・町それぞれが環境保全活動などを行う場の提供や機会を創出し、各主体の参画を図り、各取組を展開します。

(4) 上里町環境審議会

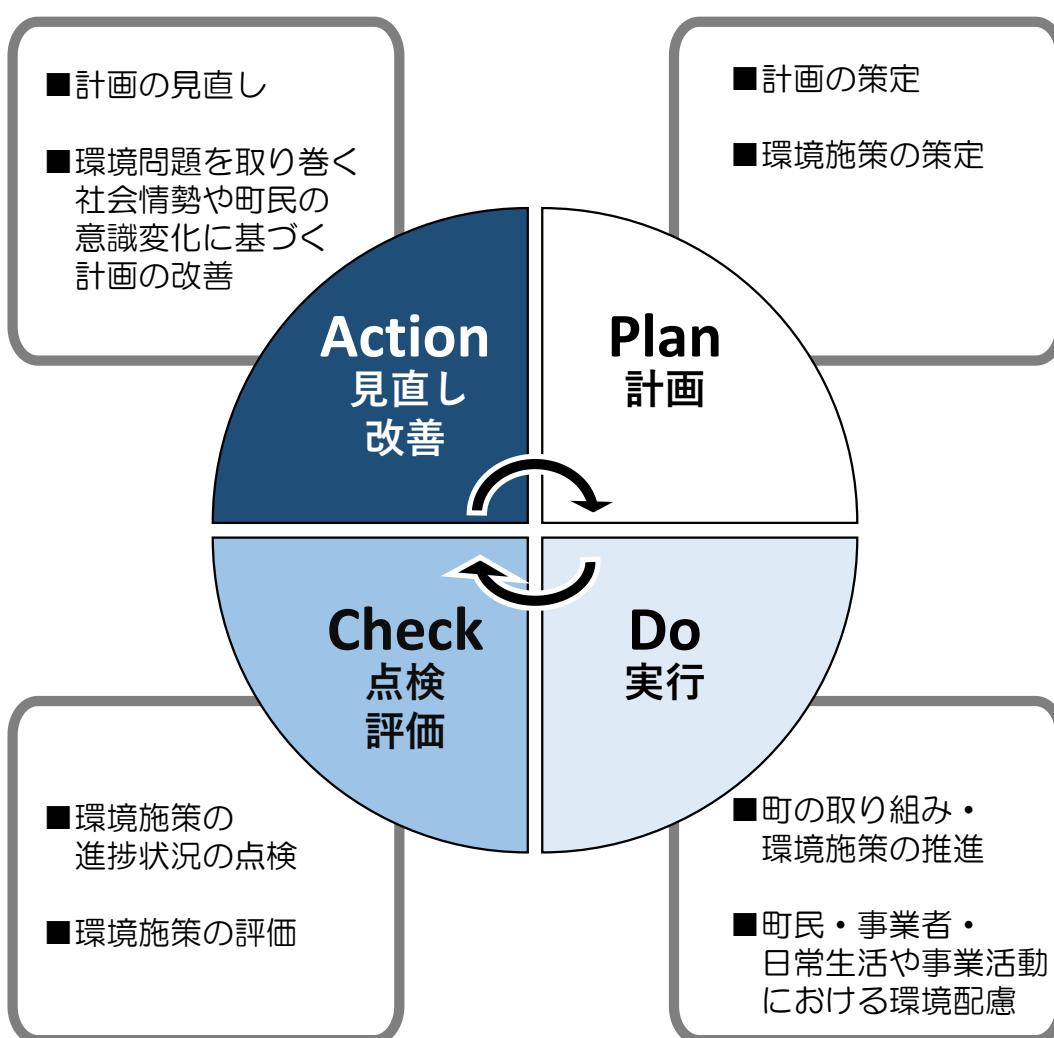
計画の進捗状況や推進の方向性について、意見や提案を述べます。また、計画の策定にあたっては、町長からの諮問に対し、調査・審議し、答申します。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（点検・評価）」「Action（見直し、改善）」のPDCAサイクルに基づいて実施します。

計画の実効性を確保するため、定期的な点検・評価を行い、必要に応じて改善とともに、進捗状況について公表し、町民・事業者と情報共有に努め、継続的な運用を図ります。

【PDCAのイメージ】



資料編

1. 地球温暖化関連の情報

◇ 地球温暖化とは？

現在、地球の気温は上がり続けています。産業革命以降、いままでに 1.09°C 上昇しています。この気温の上昇を地球温暖化と呼んでいます。

出典：IPCC 第6次評価報告書
(全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより)

◇ 温室効果とその原因

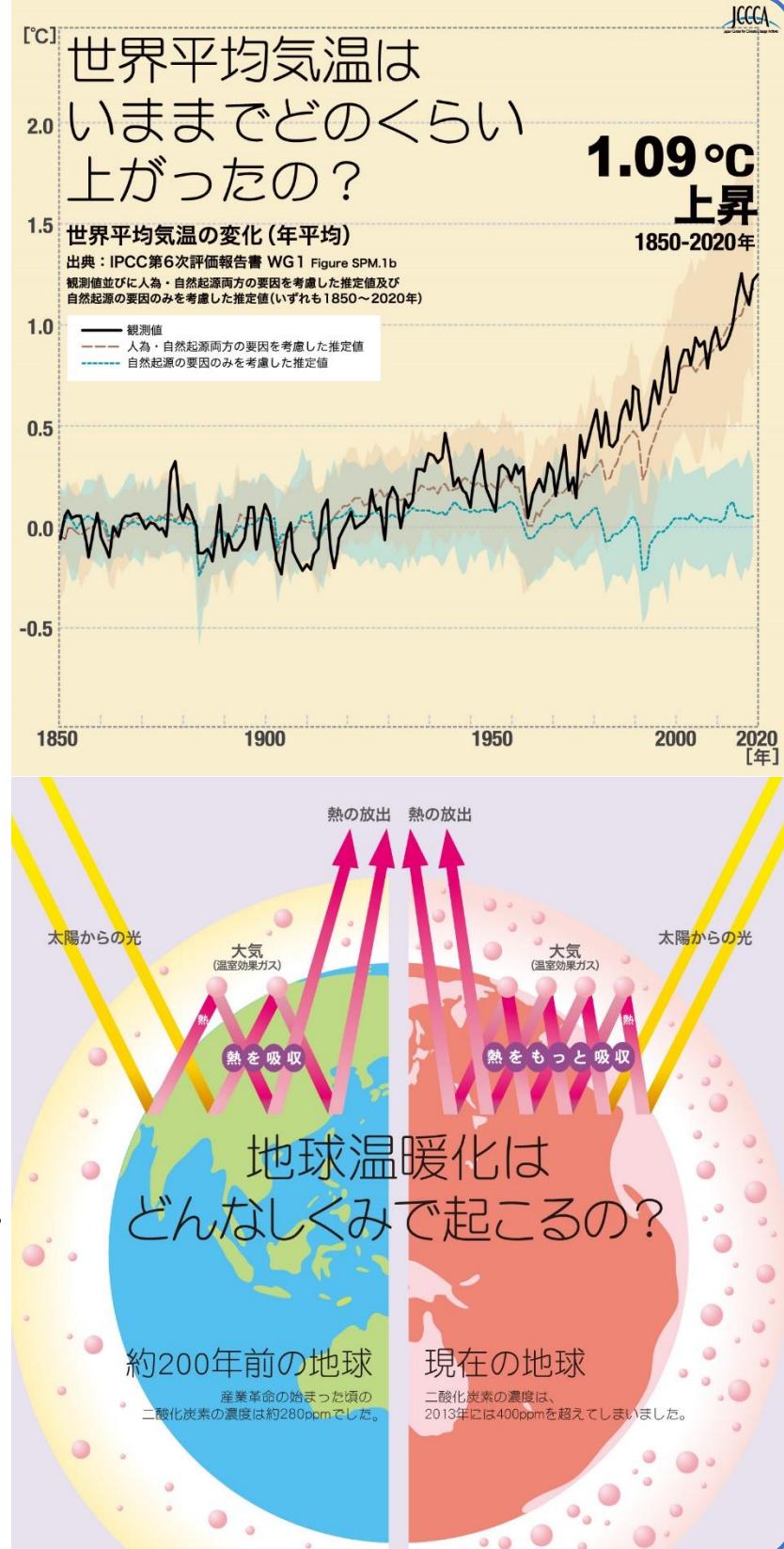
地球温暖化には、温室効果が関係しています。

地球の大気には二酸化炭素(CO_2)、メタンなどの「温室効果ガス」と呼ばれるガスがわずかに含まれています。太陽からの光で暖められた地表から地球の外に向かう赤外線の多くは、大気が受け取り、再び大気から地表にむけて赤外線が放出され、地球の表面付近の大気を暖めます。これを温室効果と呼びます。

地球温暖化は、大気中の温室効果ガスが増えて温室効果が強まって起こっています。

温室効果ガスが増えている原因は、製品の生産、農業、車の移動、家庭生活などの人間活動です。石炭、石油などを燃やして作った電気を使うこと、ガソリンを使って車などで移動すること、森林が減ることなどが、温室効果ガス排出增加につながります。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより



◇ 1.5℃目標の意味　～1.5℃特別報告書

令和3（2021）年10月末日からロンドンで開催されたCOP26において、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することが、世界の新たな共通目標となりました。

平成30（2018）年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）から提出された「1.5℃特別報告」によって、1.5℃上昇と2.0℃上昇の間で気候変動に差が見られることが明らかになっています。

【1.5℃上昇と2.0℃上昇がもたらす悪影響の違い】

リスクの種類	1.5℃上昇	2.0℃上昇
少なくとも5年に一度、極端な熱波にさらされる世界人口	14%	37%
種の喪失	脊椎動物	4%
	植物	8% 16%
熱帯地方でのトウモロコシの収穫量減	3%	7%
海洋漁獲量の減少	1.5百万トン	3.0百万トン
2100年までの海面上昇	0.40m	0.46m

出典：IPCC1.5℃特別報告書/World Resources Institute 2018

◇ ティッピングポイント（転換点）について

ティッピングポイント（転換点）とは、それを超えると、劇的な変化が起きて引き返せなくなる点のことです。グリーンランドの氷床は2℃が不安定化のティッピングポイント（※1）と考えられており、南極氷床の融解についても可能性を排除できません。そして、気候変動が引き起こす一つの現象が、次々と次の変化を起こすことも心配されています。温暖化を2℃ではなく、1.5℃に抑えれば、多くの人を危険にさらす可能性を下げられると考えられます。

地球温暖化の影響は、これまで多くの温室効果ガスを排出した国よりも、発展途上の国に対して大きくなる可能性があります。このことも、温暖化対策を考えるとき、頭にとどめておきたいことがあります。

（※1）参考文献：IGES（公益財団法人 地球環境戦略研究機関） 「世界の運命は人類の手に」著名な科学者によるグローバル気候マーチへの賛同表明より

◇ 気候変動についての新しい情報（2021年末時点）

気候の変動はさまざまな原因が影響しており、気候変動の理解、予測に対しては客観的で透明性のある科学的評価が必要です。このために設立された国連機関である、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では、各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、定期的に報告書にまとめています。

IPCCは、令和3（2021）年8月に第6次評価報告書を公表し、この中で、今回、初めて「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない。」と明記されました。既に起こっている異常気象についても同様に、人間活動によると明記されました。



温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化

第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995	1995年	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。

出典：IPCC第6次評価報告書

出典：IPCC 第1～6次評価報告書（全国地温暖化防止活動推進センターウェブサイトより）

また、今後、世界が温室効果ガスの排出削減に一番うまく対策できた場合でも、2030年前後には、産業革命前に対し1.5°Cの上昇になる見通しであることも示されました。そのほか、1.5°C上昇と他の温度上昇での異常気象の状況の違い、農業の影響の違いなど、さまざまなデータが強化されています。

南極氷床の融解の大幅な増加や森林の立ち枯れなどのティッピングポイント（転換点：P.78参照）など、起きると影響の大きいことについては、現在の科学では明確になっていない、あるいは可能性が低いとされていることでも、可能性を排除せずに評価の考慮にいれるとしています。

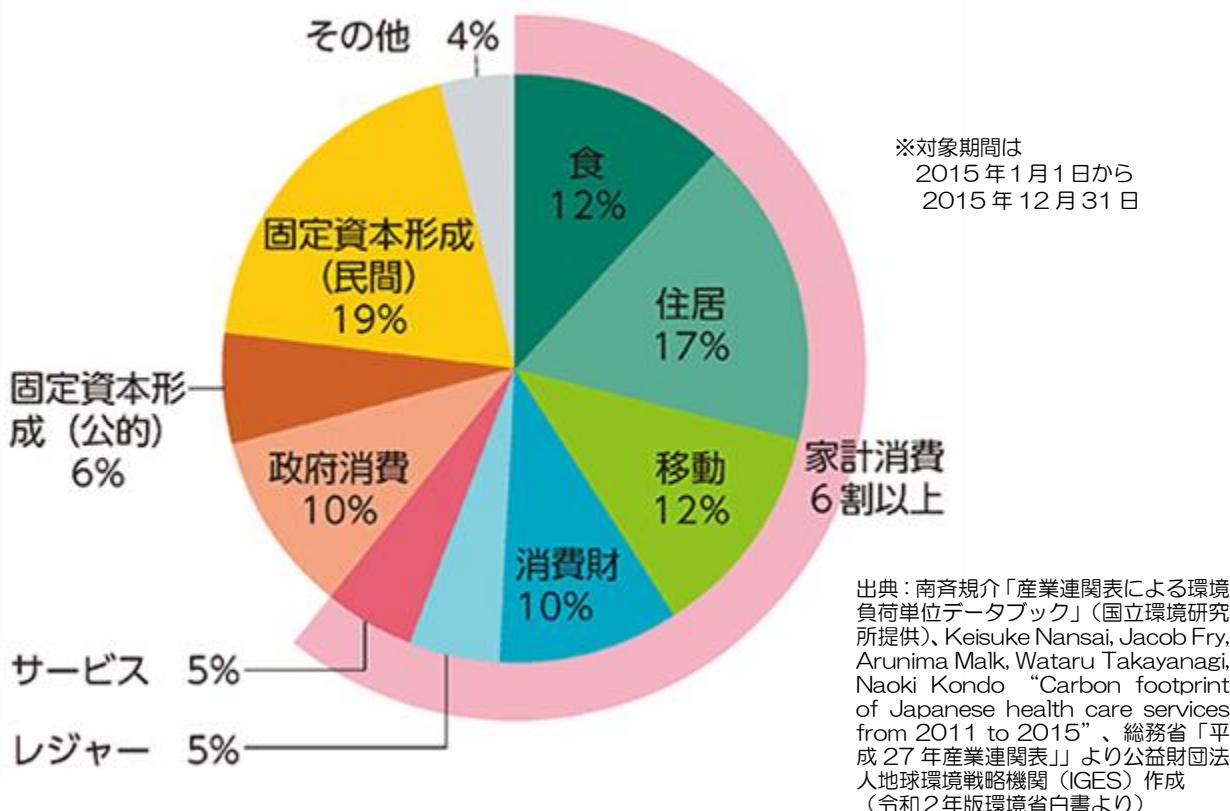
◇ 一人ひとりの意識を変える意味 ~ ライフスタイルを変える

日本の温室効果ガスの排出量を分野別で見たとき、家庭で排出されるのは全体の約 15%です。産業による排出量が約 33%と最も多くなっています。ふだんの暮らしの中でできることは、それほど大きくないのでは、と思う方もいるかもしれません。

また、家庭の温室効果ガスの排出に多くの部分を占めている電気は、現在、化石燃料も使用して作られています。この方針は、事業者や国が関わっており、家庭が決められることではない、と思う方もいるかもしれません。

国の地球温暖化対策計画では、一人ひとりが意識を変える（ライフスタイルを変える）ことが、脱炭素化を果たすために重要であることが、方針として盛り込まれています。

産業や運輸などの分野も、家庭生活を支えるために温室効果ガスを排出しているという見方ができます。このような見方で計算をし直すと、実は、衣・食・住・移動など、私たちがふだんの生活の中で消費する製品・サービスのライフサイクル（製造、流通、使用、廃棄等の各段階）において生ずる温室効果ガスは、我が国の二酸化炭素排出量の約 6 割を占めていることがわかります。

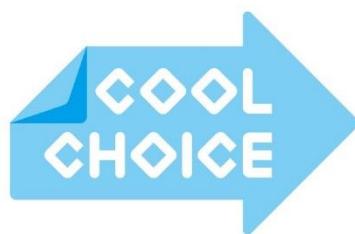
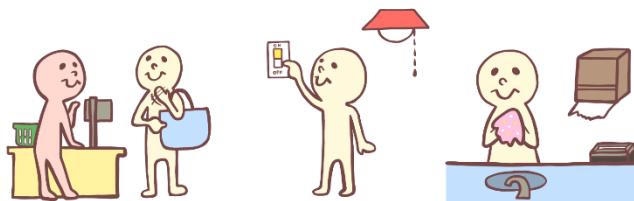


一人ひとりが選んでいる衣食住を中心とする生活、すなわち「ライフスタイル」を支えるために温室効果ガスが多く発生しているのです。

身の回りを見直し、「生活の中で無駄をなくす」「環境負荷の低い製品・サービスを選択する」「地球温暖化対策に取り組む企業を応援する」「地球温暖化について調べたり、他の人と話したりする」などの行動で、二酸化炭素削減に貢献し、社会もえていきましょう。

◊ COOL CHOICE（クール チョイス）とゼロカーボンアクション30 ～ライフスタイルの転換のために

環境省が進める「COOL CHOICE」は、温室効果ガスの排出量を削減するために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のための「賢い選択」を促す国民運動です。



COOL CHOICE の活動は、温室効果ガスを減らすだけではなく、生活コストの低減や快適で健康的な暮らしなどのメリットにもつながります。

具体的にどのようなことをすればいいのでしょうか？「ゼロカーボンアクション30」のサイトにアクセスし、できるところから取り組んでみましょう。

(<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>)

ゼロカーボンアクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！



エネルギーを節約・転換しよう！	太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！	CO2の少ない交通手段を選ぼう！	食ロスをなくそう！
1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスができるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化	8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネルギー工 11 蓄電池（車載の蓄電池） 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫	15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ	17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 収穫の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
環境保全活動に積極的に参加しよう！	CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう！	3R（リデュース、リユース、リサイクル）	サステナブルなファッショント！
30 植林やゴミ拾い等の活動	28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資	24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理	21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

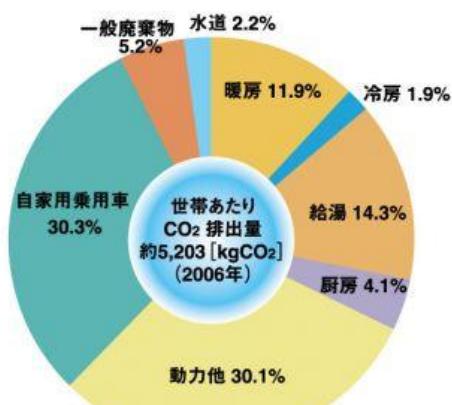
◇ 家庭における温暖化対策と二酸化炭素(CO₂)削減量

私たちができること —うちエコ！アクション①—

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。

自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
(2008.7.9発表)

お風呂／トイレで



シャワーの利用時間を
1日1分短くする **74g**

風呂の残り湯を洗濯に
使いまわす **7g**

入浴は間隔をあけずに
行う **86g**

使わないときは温水洗浄
便座のフタを閉める **15g**

キッチンで

炊飯器の保温をやめる **37g**

ガスコンロの炎をなべ底
からはみ出さないように
調節する **5g**

冷蔵庫にものを詰め込み
過ぎない **18g**

冷蔵庫を壁から適切な
間隔で設置する **19g**



リビングで



テレビを見ないときは
消す **13g**

1日1時間パソコンの
利用を減らす
(デスクトップ型パソコン) **13g**

主電源をこまめに
切って待機電力を
節約 **65g**

夏の冷房時の設定
温度を26°Cから28°C
に2°C高くする。 **83g**

冬の暖房時の設定
温度を22°Cから20°C
に2°C低くする。 **96g**

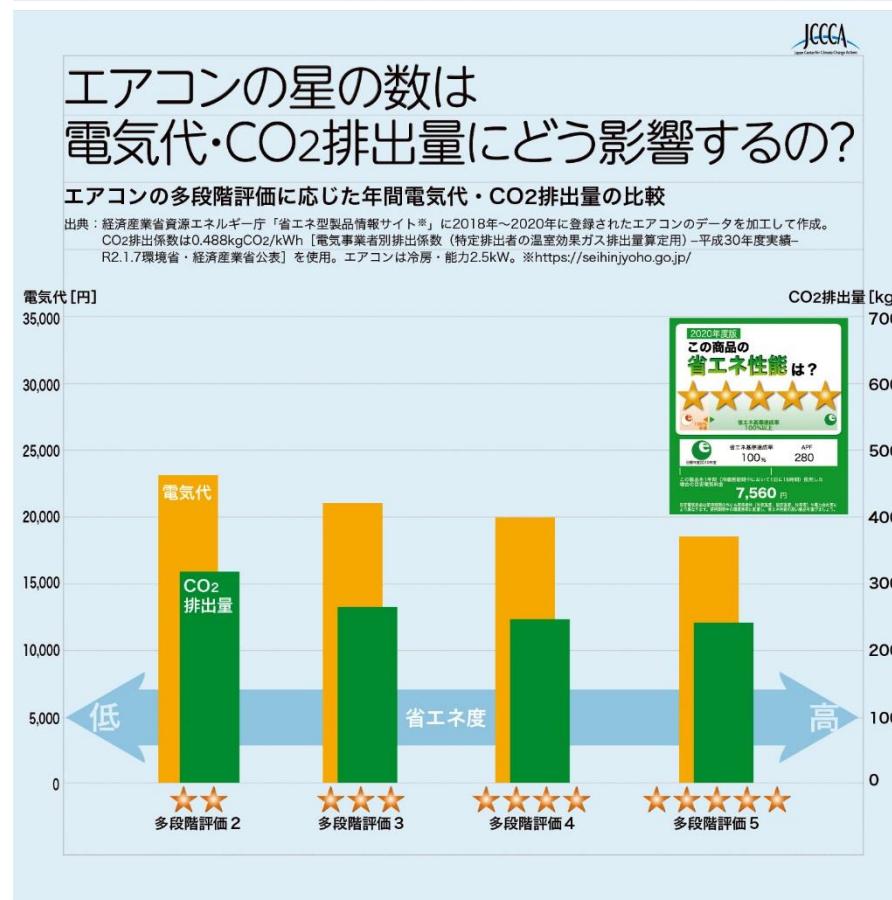
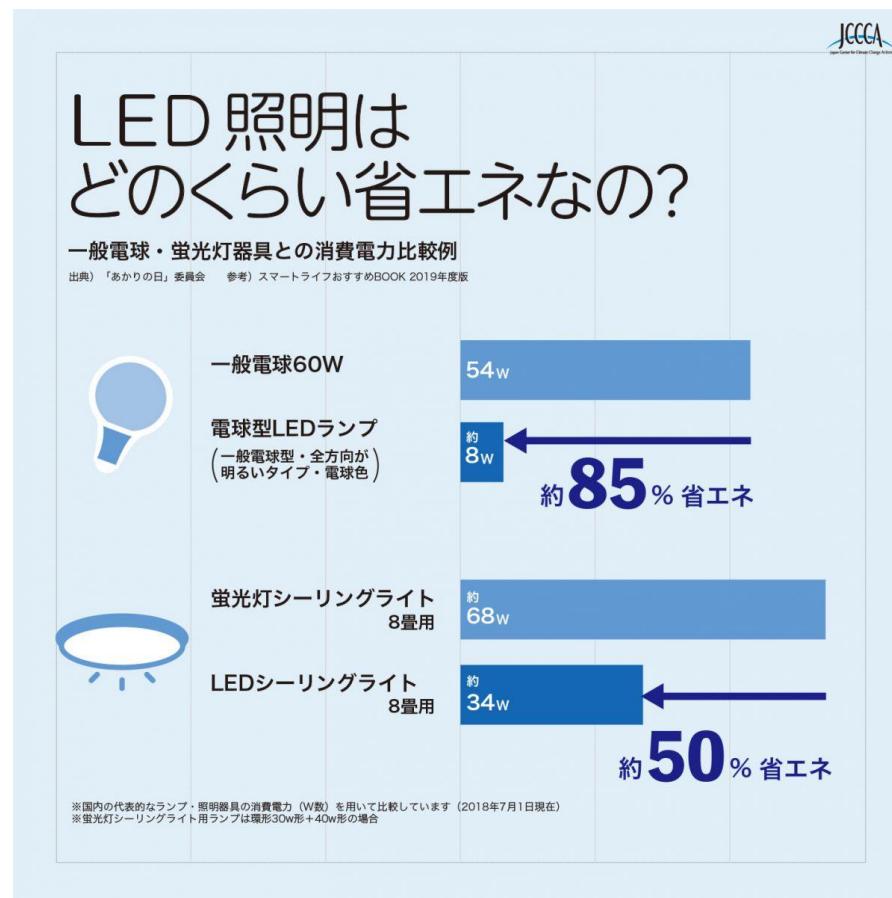
※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
出典：チーム・マイナス6%（環境省）HP
めさせ！1人1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

◇ 省エネ設備の効果について



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

◇ エコドライブについて

私たちができること —エコドライブをしよう!—

やさしい発進を心がけましょう
ふんわりアクセル『eスタート』

最初の5秒で
時速20キロが目安



車は発進する時に多くの燃料を消費します。
普通の発進より少し緩やかに発進するだけで燃費が10%程度改善します。
やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。
時間に余裕を持ってゆったりした気分で運転しましょう。

この他にもできることを
やってみよう

● 加速度の少ない運転をしよう

車間距離は余裕をもって交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。

● 道路交通情報を活用しよう

出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェック。

● 駐車場所に注意しよう

渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

● アイドリングストップは5秒以上!

エンジンを始動するときに必要な燃料はアイドリング約5秒分。5秒以上のアイドリングストップをすれば省エネになります。

参考：(財)省エネルギーセンター ホームページ

<例えばこれだけ省エネ・家計の節約が出来ます>



出典：(財)省エネルギーセンター

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>



◇ 食品ロスを減らそう

平成 22~28 (2010~16) 年に排出された温室効果ガスのうち、8~10%は食品ロスによると推定され、自動車の排出量とほぼ同じです。(IPCC 報告書「気候変動と土地」)

食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや賞味期限切れなどさまざまな理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。(消費者庁資料 (令和3年5月19日版より)

【我が国の食品ロスの現状】

◇ 食品ロス量は年間 600 万トン

(国連世界食糧計画 (WFP) による食糧援助量のほぼ 1.4 倍にあたります。)

◇ 毎日大型 (10 トン) トラック約 1, 640 台分を廃棄

◇ 年間 1 人あたりの食品ロス量は 47Kg

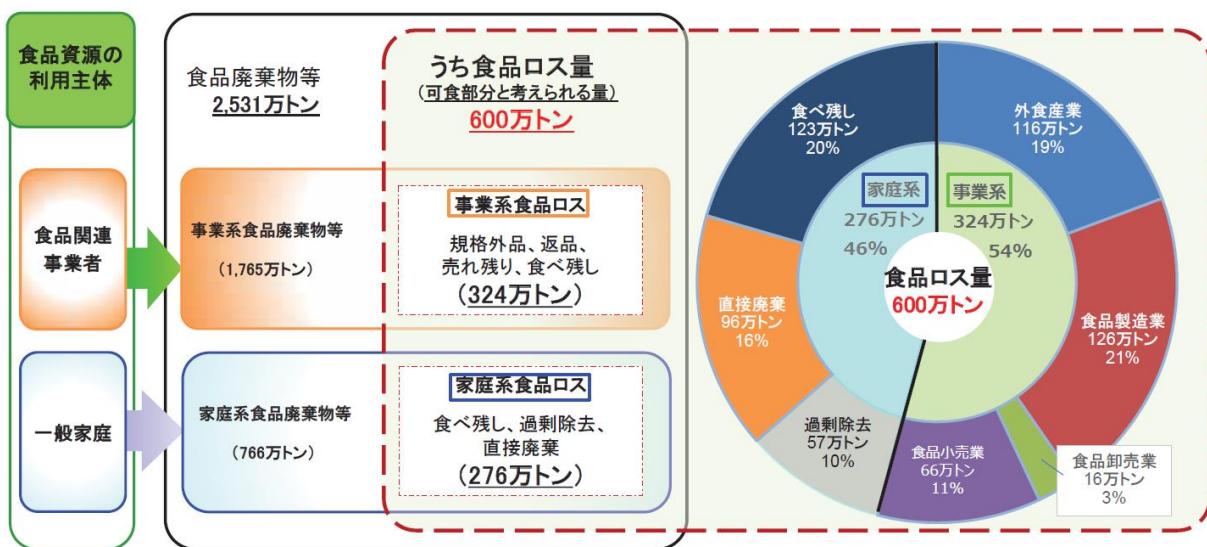
(年間 1 人あたりの米の消費量、約 54Kg に近い量)

◇ 食品ロスの内訳 ◎家庭系 : 276 万トン (46%)

◎事業系 : 324 万トン (54%)

【食品ロスの発生要因】

◇ 食品廃棄物等の発生状況と割合



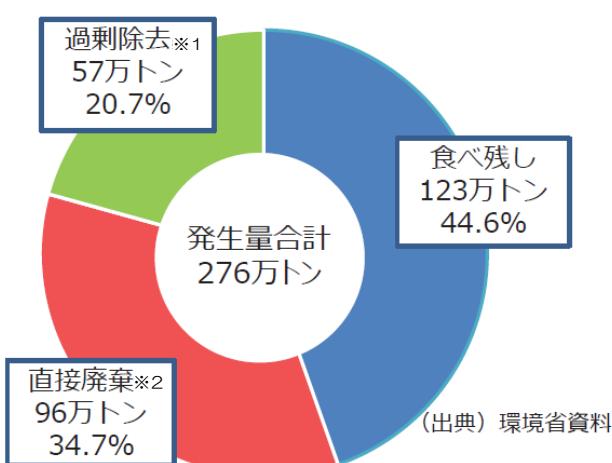
◇ 家庭における食品ロスの内訳

※1：過剰除去

野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられる

※2：直接廃棄

未開封の食品が食べられずに捨てられる



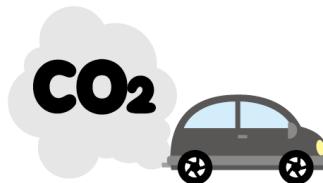
◇ 1トンの二酸化炭素（CO₂）ってどのくらい？

自動車の運転では？

- ・燃費が 10km/ ℥ の乗用車で 約 4,300km 走ると、
1トンの CO₂が排出されます。

(1km 走ると 約 230g の CO₂が排出されます。)

(1 ℥のガソリンを使うと 約 2.3kg の CO₂が排出されます。)



森林の吸収は？

- ・杉の木が 約 71 本 で1年に1トンの CO₂を吸収します。



1トンのCO₂が気体になると？

- ・体積は約 500m³になります。
これは、25m プールひとつ分 の体積です。



CO₂を取引するってどういうこと？ ~「J-クレジット」について~

例えば、企業が、企業から排出される CO₂を減らす目標を立て、すべての達成は技術的に難しいとします。一方で、自治体が、間伐などの適切な森林管理のためのプロジェクトを実施し、プロジェクト実施前に比べ CO₂吸収量を増加させたとします。そこで、企業が自治体にお金を出し、代わりに、自治体の森林が企業の CO₂を吸収していることにできれば、企業は目標を達成し、自治体は森林管理の原資が得られることになり、両方にメリットがあります。

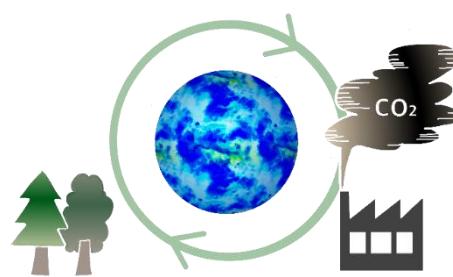
J-クレジット制度とは、このような適切な森林管理による CO₂などの吸収量、また、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂などの排出削減量を、取引（売買）可能な「クレジット」として国が認証する制度です。

令和3（2021）年4月には、
1トンの CO₂が 約 2,500 円 で

取引されています。

（再エネ発電の排出削減の取引価格。

出典：J-クレジット制度ホームページ）



2. 地球温暖化対策・施策の削減効果一覧

町において、各部門での地球温暖化対策として実行できる可能性のある項目とその削減効果を、「環境省 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル Ver.1.1(令和3年3月)」から抜粋しました。各部門で目標を達成できるように、温室効果ガス削減に努めなければなりません。なお、町においては、表中の「地方公共団体が実施することが期待される施策例」の施策を推進するとともに、以下の対策について、町民・事業者などへの周知啓発を行います。

(1) 産業部門における対策・施策の削減効果一覧

対策名	具体的な内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）				
高効率空調の導入	高効率空調の導入	高効率空調の導入支援及び普及啓発	高効率空調の消費エネルギー	25% (エネルギー削減率)
			高効率空調の消費エネルギー	21% (エネルギー削減率)
産業 HP の導入	産業 HP(ヒートポンプ)の導入	高効率産業 HP の導入支援及び普及啓発	追加導入設備容量(KW)	0.81t-CO ₂ /KW
産業用照明の導入	産業用の高効率照明の導入	高効率照明の導入支援及び普及啓発	追加導入台数(万台)	408t-CO ₂ /万台
低炭素工業炉の導入	低炭素工業炉の導入	低炭素工業炉の導入支援及び普及啓発	追加導入基数(基)	0.38t-CO ₂ /基
産業用モータの導入	産業用モータの導入	高効率産業用モータの導入支援及び普及啓発	追加導入台数(台)	0.21t-CO ₂ /台
高性能ボイラの導入	高性能ボイラーの導入	高効率産業用モータの導入支援及び普及啓発	追加導入台数(台)	64.8t-CO ₂ /台
コーチェネレーションの導入	コーチェネレーションの導入	コーチェネレーションの導入支援及び普及啓発	追加導入設備容量(KW)	3.1t-CO ₂ /KW

省エネエネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車分野）				
省エネエネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工分野）	建設施工者が省エネ性能の高い建設機械等を施工に導入する際、その選択を容易にするために、燃費性能の優れた建設機械を認定するとともに、当該機械等の導入を促進するために支援する。	-	ハイブリット建機の追加導入台数(台)	9.6t-CO ₂ /台
省エネエネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（農業機械）				
省エネ農機の導入	農業機械における燃油使用量の削減。	農機の省エネに関する啓発・普及	省エネ農機の追加普及台数(千台)	4.87t-CO ₂ /千台
FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施				
FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	工場のエネルギーマネジメントシステム(FEMS)の導入とそれに基づくエネルギー管理によるエネルギー消費量の削減。	-	-	-

(2) 業務その他部門における対策・施策の削減効果一覧

対策名	具体的な内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
高効率な省エネルギー機器の普及（業務その他）				
業務用給湯器の導入	HP給湯器における適切な管理方法の定着によるエネルギー消費量の削減。	・高効率給湯器の普及促進及び事業者への情報提供 ・グリーン購入法に基づく率先的導入の推進	追加導入台数 HP給湯器(台)	10.80t-CO ₂ /KW
	潜熱回収型給湯器における適切な管理方法の定着によるエネルギー消費量の削減。		追加導入台数 潜熱回収型給湯器(台)	1.32t-CO ₂ /KW

高効率照明の導入	高効率照明の導入における適切な管理方法の定着によるエネルギー消費量の削減。	・高効率証明の普及促進及び事業者への情報提供 ・グリーン購入法に基づく率先的導入の推進	追加導入台数	0.030t-CO ₂ /KW
冷媒管理技術の導入	冷媒管理技術における適切な管理方法の定着によるエネルギー消費量の削減。	フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供	-	-
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上				
トップランナーハウス等による機器の省エネ性能向上	トップランナー機器のエネルギー消費効率向上を進めることで、業務その他における機器のエネルギー消費量を節減する。	・事業者、消費者への普及啓発 ・グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先的な導入	複写機の消費エネルギー プリンタの消費エネルギー 高効率ルータの消費エネルギー サーバの消費エネルギー ストレージの消費エネルギー 冷凍冷蔵庫の消費エネルギー 自動販売機の消費エネルギー 変圧器の消費エネルギー	27.2%(エネルギー削減率) 26.1%(エネルギー削減率) 23.9%(エネルギー削減率) 24.9%(エネルギー削減率) 32%(エネルギー削減率) 9.8%(エネルギー削減率) 24.2%(エネルギー削減率) 4.9%(エネルギー削減率)
BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施				
BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	BEMS導入や省エネ診断による業務用施設(ビル等)のエネルギー消費状況の詳細な把握と、これを踏まえた機器の制御によるエネルギー消費量の削減。	・BEMSの率先的導入 ・BEMSの普及促進及び事業者への情報提供	-	-

廃棄物処理における取組				
第1章	プラスチック 製容器包装の 分別収集・リ サイクルの推 進	容器包展リサイクル 法に基づくプラスチ ック製容器包装の分 別収集・リサイクル (材料リサイクル、ケ ミカルリサイクル)の 推進。	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物品のベール化及びベール品質の向上 消費者への普及啓発 実証事業などの施策への協力 	プラスチック製 容器包装廃棄物 の分別収增加量 (t) 0.89t-CO ₂ /t
第2章	一般廃棄物焼 却施設におけ る廃棄物発電 の導入	廃棄物焼却施設の新 設、更新又は基幹改良 時に施設規模に応じ て高効率発電設備を 導入することにより、 電気の使用に伴うエ ネルギー起源二酸化 炭素の排出量を削減。	一般廃棄物焼却施設の 新設、更新又は基幹改 良時における施設規模 に応じた高効率発電設 備の導入	ごみ処理量(t) ※ごみ処理量あ たりの発電電力 量が改善 0.06t-CO ₂ /t
第3章	廃棄物処理業 における燃料 製造・省エネ エネルギー対策の 推進	低燃費型の廃棄物収 集運搬車両・処理施設 の導入、節電に向けた 取組等の省エネルギー 対策を推進し、燃料 使用に伴うエネルギー 起源二酸化炭素の 排出量を削減。	-	RPF 追加製造量 (t) 2.56t-CO ₂ /t
第4章				
第5章				
第6章				

(3) 家庭部門における対策・施策の削減効果一覧

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上				
トップランナ ー制度等によ る機器の省工 ネ性能向上	トップランナー機器 のエネルギー消費効 率向上を進めること で、業務その他におけ る機器のエネルギー 消費量を節減する。	・事業者、消費者への普 及啓発 ・グリーン購入法に基 づく、トップランナー 基準以上のエネルギー 効率の高い機器の率先 的な導入	エアコンの消費 エネルギー	15.2%(エネルギー 削減率)
			ガスストーブの 消費エネルギー	4.2%(エネルギー 削減率)
			石油ストーブの 消費エネルギー	0.6%(エネルギー 削減率)
			テレビの消費工 エネルギー	16.9%(エネルギー 削減率)
			電気冷蔵庫の消 費エネルギー	16.4%(エネルギー 削減率)
			DVD レコーダーの消 費エネルギー	11.1%(エネルギー 削減率)
			電子計算機の消 費エネルギー	0%(エネルギー削減率)
			磁気ディスク装 置の消費エネル ギー	0%(エネルギー削減率)
			ルーターの消費 エネルギー	13.9%(エネルギー 削減率)
			電子レンジの消 費エネルギー	0%(エネルギー削減率)
			電子炊飯器の消 費エネルギー	3.4%(エネルギー 削減率)
			ガス調理機器の 消費エネルギー	4%(エネルギー削減率)
			温水便座の消費 エネルギー	21.8%(エネルギー 削減率)

住宅の省エネ化				
新築住宅における省エネ基準適合の推進	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合を増加させることで、住宅で消費されるエネルギーに由来するCO ₂ を削減する。	・建築物省エネ法に基づく届出、表示、性能向上計画認定の円滑な運用 ・省エネ住宅に係る普及啓発	-	-
既存住宅の断熱改修の推進	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合を増加させることで、住宅で消費されるエネルギーに由来するCO ₂ を削減する。	・建築物省エネ法に基づく届出、表示、性能向上計画認定の円滑な運用 ・省エネ住宅に係る普及啓発	-	-
高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）				
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ(HP)給湯器の導入によるエネルギー消費の削減。	高効率給湯器の普及促進及び消費者への情報提供	追加導入台数 ヒートポンプ(HP) 給湯器(台)	0.48t-CO ₂ /台
	潜熱回収型給湯器の導入によるエネルギー消費の削減。		追加導入台数 潜熱回収型(台)	0.08t-CO ₂ /台
	燃料電池の導入によるエネルギー消費の削減。	高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供	追加導入台数 燃料電池(台)	0.19t-CO ₂ /台 1.50t-CO ₂ /台(発電効果を含む)
高効率照明の導入	高効率照明の導入によるエネルギー消費の削減。	・省エネ型浄化槽の設置支援 ・浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消置者等への情報提供及び普及啓発	追加導入台数 燃料電池(台)	0.02t-CO ₂ /基

浄化槽の省エネ化	浄化槽を新設若しくは更新する際、現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を10%削減した浄化槽を導入することにより、プロアーの消費電力を削減し、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	・省エネ型浄化槽の設置支援 ・浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消置者等への情報提供及び普及啓発	2013年度の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を10%削減した浄化槽の累積基数(基)	0.02t-CO ₂ /基
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施				
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	HEMSやスマートメーターの導入による家庭のエネルギー消費状況の詳細な把握と、これを踏まえた機器の制御による電力消費量の削減。	HEMSの普及促進及び消費者への情報提供	HEMS追加普及台数(世帯)	0.13t-CO ₂ /世帯

(4) 運輸部門における対策・施策の削減効果一覧

対策名	具体的な内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
次世代自動車の普及、燃費改善				
次世代自動車の普及、燃費改善	次世代自動車の普及と燃費の改善により、エネルギーの消費量を削減することによってCO ₂ を削減する。	・普及啓発 ・次世代自動車の率先導入 ・導入支援 ・インフラ整備	自動車の燃料消費量(平均保有燃費の改善)	41.1%(エネルギー削減率)
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化				
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	環境に配慮した自動車使用等を促進することによるCO ₂ 排出量の削減。	エコドライブの普及・啓発	エコドライブ関連機器の追加普及台数(台)	2.97t-CO ₂ /台

公共交通機関及び自転車の利用促進				
第1章	公共交通機関の利用促進	鉄道新線整備や既存鉄道利用促進(鉄道駅の利便性の向上等)、バス利用促進(BRTやバスロケーションシステムの導入等)に対する補助や税制優遇措置及びエコ通勤の普及促進等を行い、地域における公共交通ネットワークの再構築や利用者の利便性の向上を図ることにより、自家用自動車の使用に伴うCO ₂ 排出量を削減する。	・公共交通機関の整備やサービス、利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・エコ通勤の普及促進	-
第2章	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進			
第3章	トラック輸送の効率化	トラック輸送の効率化を促進することによるCO ₂ 排出量の削減。	・普及促進 ・車両の大型化に対応した道路整備	車両総重量 24t 超 25t 以下の車両の追加保有台数(台) トレーラーの追加保有台数(台)
第4章				
第5章				
第6章				
資料編				

(5) 非エネルギー起源 CO₂における対策・施策の削減効果一覧

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
バイオマスプラスチック類の普及				
バイオマスプラスチック類の普及	カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの普及を促進し、製品に使用される石油由来のプラスチックを代替することにより、一般廃棄物及び産業廃棄物であるプラスチックの焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックを域内に普及させる施策等を推進する ・また、自らが物品等を調達する際、バイオマスプラスチック製品を優先的に導入する 	バイオマスプラスチックの国内出荷増加量(t)	1.1t-CO ₂ /t
廃棄物焼却量の削減				
廃棄物焼却の削減	一般廃棄物であるプラスチック類について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、その焼却量を削減し、プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。また産業廃棄物については、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減。	廃プラスチック等の廃棄物について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、焼却量を削減	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却削減量(t)(乾燥ベース)	1.11t-CO ₂ /t

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(6) メタン・一酸化二窒素における対策・施策の削減効果一覧

対策名	具体的な内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
農地土壤に関する温室効果ガス排出削減対策				
水田メタン排出削減	水田においてメタンの排出係数が相対的に高い稻わらのすき込みから排出係数の低い堆肥の施用への転換による土づくりを推進すること等により、水田からのメタン排出量の削減を促進。	都道府県：水田メタン排出削減に資する環境保全型農業の促進	-	-
廃棄物最終処分量の削減				
廃棄物最終処分量の削減	有機質の一般廃棄物の直接埋立を原則として廃止することにより、有機性の一般廃棄物の直接埋立を削減。埋立処分場内での有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタンの排出量を削減。産業廃棄物については、3Rの推進等により、引き続き最終処分量の削減を図る。	有機性廃棄物の埋立量削減の推進	有機性の一般廃棄物の最終処分削減量(t) (乾重量ベース)	1.44t-CO ₂ /t
農地土壤に関する温室効果ガス排出削減対策				
施肥に伴う一酸化二窒素削減	施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥量の低減、分肥、緩効性肥料の利用により排出量の抑制化を図る。	・ 土壤診断に基づく適正施肥の推進 ・ 環境保全型農業の推進	-	-

(7) 代替フロンガス等4ガスにおける対策・施策の削減効果一覧

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
代替フロン等4ガス (HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)				
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	平成 25 年に改正されたフロン排出抑制法に基づき、機器ユーザーに対しては点検等を通じた使用時漏えい対策を求める。また、産業界の自主行動計画に基づく排出抑制により、包括的な対策を求める。	・都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督・普及啓発	-	-
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	平成 25 年に改正されたフロン排出抑制法に基づき、改正前から求められていたフロンの回収を進め、フロンのライフサイクル全体に渡る対策を推進する。	・都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者、充填回収業者の指導・監督・普及啓発	-	-

3. 国の気候変動影響評価結果（上里町地域気候変動計画関連資料）

国が、令和2（2020）年の「気候変動影響評価報告書」及び令和3（2021）年の「気候変動適応計画」において評価した、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野についての評価結果を以下に示します。「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。評価の根拠として1,261件の文献を引用しています。

※凡例は以下のとおりです。

【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、－：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

※なお、表の中のRCP2.6/8.5の意味は以下のとおりです。

人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定したものを行なうシナリオ」と呼んでいます。RCPシナリオと呼ばれる排出シナリオが、国際的に共通して用いられています。

RCP2.6は、気温上昇を2°C未満に抑えるシナリオ、RCP8.5は、気候政策の導入をしない最大排出量で4°C上昇相当のシナリオとなっています。

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 上段：RCP2.6 下段：RCP8.5	緊急性	確信度
農業・ 林業・ 水産業	農業	水稻	○ ○	○ ○	○ ○
		野菜等	◇	○	△
		果樹	○ ○	○ ○	○ ○
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△
		畜産	○	○	△
		病害虫・雑草等	○	○	○
		野生鳥獣被害	○	○	□
		農業生産基盤（降水量など）	○	○	○
		食料需給	◇	△	○
		林業	木材生産（人工林等） 特用林産物（きのこ類等）	○ ○	○ ○

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 上段：RCP2.6 下段：RCP8.5	緊急性	確信度
農業・ 林業・ 水産業	水産業	回遊性魚介類（魚類等の生 態）	○	○	△
		増養殖業	○	○	△
		沿岸域・内水面漁場環境等	○	○	△
			○		
水環境・水 資源	水環境	湖沼・ダム湖	◊	△	△
			○		
		河川	◊	△	□
		沿岸域及び閉鎖性海域	◊	△	△
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○
			○		
		水供給（地下水）	○	△	△
		水需要	◊	△	△
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	○	○	△
		自然林・二次林	◊	○	○
			○		
		里地・里山生態系	◊	○	□
		人工林	○	○	△
		野生鳥獣被害	○	○	□
	淡水生態系	物質収支	○	△	△
		湖沼	○	△	□
		河川	○	△	□
	沿岸生態系	湿原	○	△	□
		亜熱帯	○	○	○
	海洋生態系	温帯・亜寒帯	○	○	△
			○	△	□
	その他	生物季節	◊	○	○
		分布・個体群の変動（在来）	○	○	○
		分布・個体群の変動（外来）	○	○	△

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 上段：RCP2.6 下段：RCP8.5	緊急性	確信度
自然生態系	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	○	△	□
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	○	○	△
		サンゴ礁によるEco-DRR機能等	○	○	○
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	○	△	□
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○ ○	○	○
		内水	○	○	○
		高潮・高波	○	○	○
	沿岸	海面水位の上昇	○	△	○
		高潮・高波	○	○	○
		海岸侵食	○ ○	△	○
		山地	土石流・地すべり等	○	○
	その他	強風等	○	○	△
	複合的な災害影響				
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△
	暑熱	死亡リスク等	○	○	○
		熱中症等	○	○	○
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	△	△
		節足動物媒介感染症 (ヒトスジシマカなど)	○	○	△
		その他の感染症	◇	□	□
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	○	○	△
		その他の健康影響	◇	△	△

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 上段：RCP2.6 下段：RCP8.5	緊急性	確信度
産業・経済活動	製造業	製造業	◊	□	□
		食品製造業	○	△	△
	エネルギー	エネルギー需給	◊	□	△
	商業	商業	◊	□	□
		小売業	◊	△	△
	金融・保険	金融・保険	○	△	△
	観光業	レジャー	◊	△	○
		自然資源を活用したレジャー業及び関連するサービス業	○	△	○
	建設業	建設業	○	○	□
	医療	医療	◊	△	□
国民生活・都市生活	その他	その他（海外影響）	◊	□	△
		その他	-	-	-
	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
分野間の影響の連鎖	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節	◊	○	○
		伝統行事・地場産業等	-	○	△
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

4. 環境用語集

【あ行】

用語	解説
アイドリング	自動車などが走行していないとき、エンジンをつけたままにしていること。無駄なアイドリングの停止は、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減の効果がある。
亜硝酸性窒素	「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を参照。
アスベスト	石綿とも言われる、天然に存在する纖維状の鉱物のこと。纖維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、平成18(2006)年に全面使用禁止となった。
暑さ指数(WBGT)	熱中症を予防することを目的として昭和29(1954)年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されるが、その値は気温とは異なる。人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標となっている。
エコドライブ	車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素などの排出ガスの削減に有効。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。(P.84を参照。)
エコマーク	様々な商品の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。
温室効果ガス	温室効果(太陽光によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める働き)を持つ気体のこと。GHG(Greenhouse Gas)ともいう。地球温暖化対策推進法で、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、代替フロン等4ガスを温室効果ガスとして定めている。(P.40、77を参照。)水蒸気も温室効果を持つが、人間活動に直接左右されないので、人為起源の温室効果ガスとしては扱わない。

【か行】

用語	解説
カーボンニュートラル	カーボン(炭素)は二酸化炭素を意味し、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。(ゼロカーボン、脱炭素と同じ。)令和2(2020)年10月、政府は令和32(2050)年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。
外来種	意図的、非意図的を問わず人為的に移動させられることにより、その生物が本来移動できる範囲(自然分布域)の外に生育または生息する生物種のこと。
外来生物	外来生物法で、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物、と定義されている。

環境基準	環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、地下水汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染の環境基準が定められている。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響のうち、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。
緩和策	温室効果ガスの排出削減や森林等の吸収作用の対策を行うことで、地球温暖化の防止を図るための施策。（P.38、39を参照。）
気候変動適応法	気候変動への適応の推進を目的として平成30（2018）年に制定された法律。地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
気候変動適応計画	平成30（2018）年6月に成立した気候変動適応法に基づき同年11月に閣議決定された国の計画。現在生じている、または将来予測される被害の回避・軽減を図る適応策をまとめたもの。気候変動影響による被害の防止・軽減、さらには、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。（P.38、39を参照。）
気候変動に関する国際連合枠組条約	国際連合の下、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、平成6（1994）年3月に発効。
吸収源	二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のこと。
京都議定書	平成9（1997）年12月に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書。温室効果ガスを平成20（2008）年から平成24（2012）年の間に、平成2（1990）年比で全体として約5%削減することを決め、国ごとにも温室効果ガス排出量の削減目標を定めた。
クールシェア	一人で1台のエアコンを使用するのではなく、家庭や町の中の涼しい場所になるべく複数の人で集まって過ごすように心がけ、節電につなげようすること。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンマーク	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークのこと。
公共用水域	水質汚濁防止法において、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（こうきょうこうきょ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定義される。
コミュニティバス	主に市町村が主体的に関わり、既存のバス事業者だけではカバーしきれないきめ細やかな路線を設定し、利用者のニーズ、利便性を考慮した乗り合いバスのこと。

【さ行】

用語	解説
災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。
再生可能エネルギー（再エネ）	太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーのこと。二酸化炭素を排出せずに活用できる。
埼玉県気候変動適応センター	埼玉県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や技術的助言を行う拠点。
埼玉県目標設定型排出量取引制度	二酸化炭素の多量排出を行う大規模な事業所を対象として、削減目標を設定し目標達成に努めてもらうための埼玉県の制度。自らの削減により目標達成ができない場合、排出量取引により、他事業所の削減量を取得し、目標達成に充てることができる。対象となる事業所（大規模事業所）は、原油換算した使用エネルギーが3か年度連続で1,500kL以上となる事業所。
次世代自動車	大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。具体的には、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などを指す。
省エネルギー（省エネ）	効率のよい生産技術や商品を選択する、無駄にエネルギー消費をしている行為をやめるなどによって、エネルギーを無駄なく効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	生活系汚水や家畜排せつ物等の不適切処理、窒素肥料の施肥に伴う地下浸透などによって土壤細菌の分解で発生する物質で、地下水を汚染する。乳児等が大量摂取するとメトヘモグロビン血症の健康影響が確認されたことから、平成11（1999）年2月に環境基準として追加された。
食品ロス（フードロス）	食べ残し、買いすぎによる廃棄、食べられる部分が除去されるなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品。（P.85を参照。）
水源かん養	森林の土壤が水質浄化する機能と、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化することで、洪水を緩和し、川の流量を安定させる機能のことをいう。
スマートムーブ	歩く、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段の選択や、エコドライブの実施、カーシェアリングの利用など、二酸化炭素排出量の少ない移動を推進すること。
生態系	ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを合わせた、ひとつの総合した系（システム）を指す。生態系は、環境条件が変わると、それに対応して変化しながら自らを維持する機能があるが、そのシステムのバランスが崩れると、生態系が壊されるおそれがある。
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。一般には、自然環境の豊かさを表すものとされる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

生分解性（微生物分解性）	空気中では分解しないが、土中や水中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解されるもの。しかし、数か月かかるものや一定条件下でなければ分解が始まらないもの等があり、すべてが自然界で分解されるわけではない。
ゼロカーボン	カーボン（炭素）は二酸化炭素を意味し、ゼロカーボンは、二酸化炭素などの温室効果ガスの実質的な排出をゼロにすること。（カーボンニュートラル、脱炭素と同じ。）
ゼロカーボンアクション30	「COOL CHOICE」における、温室効果ガスの排出量を削減するための行動とメリットをまとめたリスト。 http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ に紹介されている。 (「COOL CHOICE」及びP.81を参照。)

【た行】

用語	解説
ダイオキシン類	ごみ等の燃焼により非意図的に発生するポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）類の総称で、これらのうち29種類に毒性があるとされている。発ガン性、催奇形性などが確認されているが、私たちが日常摂取しているピコグラムのレベルではほとんど問題とはならない。
代替フロン類	オゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品として開発された物質で、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）などを指す。オゾン層破壊効果はないが高い温室効果を有し、地球温暖化への影響は大きい。
太陽光発電	太陽電池を使って太陽の光エネルギーを直接電気に変えること。
脱炭素	石油・石炭等の消費等に伴う二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出を大幅に削減していくことを低炭素といい、脱炭素は、低炭素を更に推し進め、全体の排出量を吸収量と同等レベルとしていくこと。（カーボンニュートラル、ゼロカーボンと同じ。）
単独処理浄化槽	トイレの汚水のみを処理する浄化槽のこと。台所や風呂の排水は浄化槽を通さずそのまま河川等に流れ込み、水質汚濁の原因となることから、平成12（2000）年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽は新たに設置できなくなった。単独処理浄化槽の使用者は、浄化槽法により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することに努めなければならないとされている。
地域気候変動適応計画	「気候変動適応法」第12条に基づき、都道府県及び市町村が、それぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するために策定に努める計画。（P.38、39を参照。）
地域循環共生圏	各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
地球温暖化	大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが増加して、地球全体の平均気温が上昇している現象のこと。（P.77を参照。）

	地球温暖化対策計画 地球温暖化防止対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講るべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講るべき施策等について記載されている。(P.38、39を参照。)
	地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、温室効果ガス排出抑制（緩和策）等を推進するための行動計画。(P.38、39を参照。)
	地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法） 地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の防止に関し、国、地方自治体、事業主及び国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。平成10（1998）年10月9日公布、施行。
	蓄電池 1回限りではなく充電して何回でも使用できる電池のこと。現在は、リチウムイオン電池が主流で、家庭用にも普及し始めている。
	地産地消 地域で生産したものをその地域で消費すること。地域経済の活性化や、運送・供給に伴う温室効果ガス排出の削減などに寄与する。地産地消としての再生可能エネルギー発電も同様の効果があり、加えて災害時のエネルギー供給も可能となる意義もある。
	適応策 すでに起こりつつある地球温暖化の影響に対処するための施策。防災対策や熱中症対策、蚊等の節足動物を媒介した感染症への対策などがある。(P.38、39を参照。)
	電気自動車（EV） 蓄電池に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。（Electric Vehicle）
	特定外来生物 外来生物（海外起源の外来種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含む。

【な行】

用語	解説
内水氾濫	市街地などへの短時間で局地的な大雨により、下水道や排水路が水をさばききれなくなり、溢れだした雨水が建物や土地、道路などを水浸しにすること。
熱中症	体温が上がり、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなったりして、体温の上昇やめまい、けいれん、頭痛などのさまざまな症状を起こす病気のこと。高温多湿な環境下で起こることが多く、乳幼児や高齢者は特に熱中症を起こしやすいと言われている。
燃料電池自動車（FCV）	車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その発電でモーターを回転させて走る自動車。（Fuel Cell Vehicle）

【は行】

用語	解説
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

プラグインハイブリッド自動車（PHV）	ハイブリッド自動車（HV）に、外部電源から充電できる機能を持たせた自動車。（Plug-in Hybrid Vehicle）
バイオマス	動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。元々が太陽エネルギーによって水と二酸化炭素から生物が生成するものなので、燃やしても地上の二酸化炭素を増加させない、いわゆるカーボンニュートラルとされる。

パリ協定	平成27（2015）年12月に、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された地球温暖化・気候変動に関する国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つことを長期目標とし、1.5℃に抑える努力を追求するとした。世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う。
ヒートアイランド現象	都市部が郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
フードマイレージ	農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のこと。農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出される。この指標を活用することで、なるべく身近なところで食べるといった、環境負荷の小さな食品を選択する取組につなげることができる。

【ま行】

用語	解説
マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみの総称で、大きさが数マイクロメートルから5ミリメートル程度のごく小さなプラスチックのかけら。海洋に流出したプラスチックが紫外線や水中で破断され、微粒子状になったもの。生態系・漁業・環境などへの悪影響が懸念されている。

【や行】

用語	解説
有害化学物質	人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質に、化学物質以外で人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質（天然鉱物であるアスベストなど）を加えた有害物質の総称。

【ら行】

用語	解説
ライフスタイル	生活様式。時代や社会風俗により変化する。
リサイクル率	ごみの排出量に対するリサイクル量の割合。

【英数】

用語	解説
BEMS（ベムス）	(Building Energy Management System) ビル全体のエネルギーの最適化を行う管理システムのこと。ビル等の建物内で使用する電力使用量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有する。
BOD	(Biochemical Oxygen Demand) 生物化学的酸素要求量。河川水や事業場排水の汚濁を表す上で、一般的に使われる指標。水の汚濁源となる水中の有機物量を示しており、対象水中の好気性微生物が有機物を分解する過程（5日間）で消費する溶存酸素の量で表され、数値が大きいほど汚濁が著しい。
COOL CHOICE (クールチョイス)	環境省が進める、温室効果ガスの排出量を削減するために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のための「賢い選択」を促す国民運動のこと。温室効果ガスを減らすだけではなく、生活コストの低減や快適で健康的な暮らしなどのメリットにもつながる。（P.81を参照。）
COP（コップ）	(Conference of the Parties) 締約国会議を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。
ESCO（エスコ）事業	(Energy Service Company) 省エネルギー改修にかかる費用を、改修の成果である光熱水費の削減分でまかなう事業。ESCO事業導入による顧客の利益が、ESCO事業者によって保証される契約形態（パフォーマンス契約）をとることで、顧客にとっては確実な省エネルギー効果が達成される利点がある。
ESG 投資	従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資のこと。
EV	「電気自動車（EV）」を参照。
FCV	「燃料電池自動車（FCV）」を参照。
FEMS（フェムス）	(Factory Energy Management System) 工場全体のエネルギーの最適化を行う管理システムのこと。工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御する。
HEMS（ヘムス）	(Home Energy Management System) 住宅全体のエネルギーの最適化を行う管理システムのこと。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムやガスコーチェネレーションシステム（燃料電池等）などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理する。

LED	(Light Emitting Diode) 電流を流すと発光する半導体の一種で、発光ダイオードともいう。LEDは、蛍光灯に比べて消費電力が約半分で寿命が長く、材料に水銀などの有害物質を含まないことなどから環境負荷が低い。
PHV	「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」を参照。
PM2.5（ピーエムにーてんご）	(Particulate Matter 2.5) 大気中に浮遊している直径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ (マイクロメートル)= 1mm)の1000分の1以下非常に小さな粒子のことで、工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫黄酸化物(SO _x)などの大気汚染の原因となる粒子状の物質のこと。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられる。
PPA	(Power Purchase Agreement) 電力購入契約の略で、発電事業者から再生可能エネルギーの電力を長期に購入する契約であり、初期投資が不要な方法。
SDGs（エスディージーズ）	(Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際的な目標。地球を守るために人類が令和12（2030）年までに達成すべき貧困、飢餓、教育、ジェンダー、エネルギーなどの17の目標と、それぞれの目標を達成するための169のターゲットからできている。
ZEB（ゼブ）	(Net Zero Energy Building) 建物外皮（屋根・壁・床等）の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビル。
ZEH（ゼッヂ）	(Net Zero Energy House) ZEBと同様に、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。
3R（さんアール、スリーアール）	Reduce（リデュースニゴミを出さない）、Reuse（リユースニ再使用する）、Recycle（リサイクルニ再生利用する）のそれぞれの頭文字を合わせて3Rという。循環型社会の構築に向けた基本的な考え方で、ごみと資源に関する問題を解決するキーワードと言われている。政府が令和元（2019）年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「3R+Renewable（リニューアブル）」（3Rの徹底と再生可能資源への代替）を基本原則とし、バイオプラスチックなどの代替素材の利用促進が盛り込まれている。

5. 計画策定の経緯

	期 日	内 容
第1章	令和3年10月29日	第1回上里町環境基本計画等策定委員会 ・第2次上里町環境基本計画（中間見直し）について ・地球温暖化対策の目標値について ・第2次上里町環境基本計画の達成状況と今後の課題について
第2章	令和3年11月4日	第1回上里町環境審議会 ・質問 「第2次上里町環境基本計画の中間見直しについて」 ・第2次上里町環境基本計画（中間見直し）について ・第2次上里町環境基本計画の達成状況と今後の課題について ・地球温暖化対策の目標値について
第3章	令和3年12月13日	第2回上里町環境基本計画等策定委員会 ・第2次上里町環境基本計画（中間見直し）（素案）について
第4章	令和4年1月19日	第3回上里町環境基本計画等策定委員会 ・第2次上里町環境基本計画（中間見直し）（素案）について
第5章	令和4年2月1日	第2回上里町環境審議会 ・第2次上里町環境基本計画（中間見直し）（素案）について
第6章	令和4年2月7日～3月8日	パブリックコメント
	令和4年3月18日	第4回上里町環境基本計画等策定委員会 ・第2次上里町環境基本計画（中間見直し）（案）について
	令和4年3月23日	第3回上里町環境審議会 ・パブリックコメントの募集結果について ・第2次上里町環境基本計画（中間見直し）（案）について ・第2次上里町環境基本計画の中間見直しに対する答申（案）について
	令和4年3月23日	・答申 「第2次上里町環境基本計画の中間見直しについて」

6. 諒問書

くらし第303号
令和3年11月4日

上里町環境審議会会長 様

上里町長 山下 博一

第2次上里町環境基本計画の中間見直しについて（諒問）

上里町環境審議会条例第2条の規定に基づき、下記案件につきまして貴審議会の意見を求めるます。

記

1 諒問案件

第2次上里町環境基本計画の中間見直しについて

2 諒問理由

上里町では、上里町環境基本条例の基本理念の実現のため、平成15年3月に上里町環境基本計画を、平成29年3月には第2次上里町環境基本計画を策定し、多様化する環境課題に対応をしてまいりました。

この間、地球温暖化の進行や自然環境の破壊等の環境問題に対し、温室効果ガス排出削減への取組みをはじめ、廃棄物の排出抑制、緑化の推進、生活環境の保全などの取組みを進めてきましたが、その一方で、気候変動の影響への適応や生物多様性に関する取組みなど、新たな課題への対応が迫られています。

第2次上里町環境基本計画が策定されてから中間年となる5年目を迎え、環境施策のより一層の推進を図るため、第2次上里町環境基本計画の中間見直しを行うにあたり、貴審議会の意見を求めたく、ここに諒問するものです。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

7. 答申書

令和 4年 3月23日

上里町長 山下 博一 様

上里町環境審議会
会長 下山 彰夫

第2次上里町環境基本計画の中間見直しについて（答申）

令和3年11月4日付くらし第303号にて諮問のありました「第2次上里町環境基本計画の中間見直しについて」につきまして、当審議会において慎重に審議を進めた結果、別添「第2次上里町環境基本計画（中間見直し）（案）」のとおり答申します。

この答申に基づき、今後、速やかな計画決定を期待するとともに、計画の推進における点について留意いただくよう、答申の附帯意見として申し述べます。

記

- 1 上里町環境基本条例の基本理念に基づいた望ましい環境像『緑、空、水を大切に、自然と共生するまち かみさと』の実現のために、広く計画の周知に努め、町民・事業者・町が一体となり推進すること。
- 2 地球温暖化対策については、国や県の動向に注視し、的確な情報を町民、事業者に提供することによって、省エネルギーや再生可能エネルギーの使用促進を図るとともに、2050年カーボンニュートラル実現を見据えた取り組みを推進すること。
- 3 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや、環境問題に関する社会情勢の変化の速さ等を鑑み、計画の見直し等の対応を適切かつ柔軟に図ること。
- 4 目標達成に向けた取り組みの進行管理については、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ること。

8. 上里環境基本条例

平成 12 年 9 月 13 日条例第 26 号

改正

平成 13 年 3 月 12 日条例第 8 号

平成 26 年 1 月 1 日横書き施行

○上里町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第16条）

附則

私たちのまち上里町は、埼玉県の最北端に位置し、町の半周を烏川・神流川に囲まれ豊かな自然に恵まれています。

古代の人々の生活は、遺跡から出土している数々のものから推測すると、古くからこの地において暮らしが営まれ、自然豊かな生活を送っていたことがうかがい知ることができます。

町内に点在する雑木林などの自然と共に歩む暮らしさは、私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいます。

今日まで、地域に密着した伝統芸能や、歴史・文化も育まれ、自然・歴史・文化の調和がとれた町として着実に発展を続けています。

しかしながら、急激な人口増加や都市化の波により、豊かな自然が徐々に失われ、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や、生活様式の変化に伴う、都市生活型公害や廃棄物問題なども深刻化しています。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる循環型社会の構築を目指し、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有しています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えて立場にあることを自覚し、自らの社会生活や経済活動を見直すとともに、環境は全ての生命を育む母胎であり、大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、「豊かで活力のある生活文化都市」を将来像とし、健康で恵み豊かな環境を保全し、創造するために、たゆまない努力と英知を結集し、現在及び将来の町民の安全で健康かつ文化的な生活を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するため必要な環境を確保し、現在及び将来の町民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物を含むものをいう。）に係る被害が生ずることをいう。
- 3 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共存する中で、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、町域の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定及び実施する責務を有する。

- 2 町は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。
- （町民等の責務）

第5条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 町民及び、土地、建物その他の物件を所有し、占有し又は管理する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
- （事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため次に掲げる事項に努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する義務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(町の基本的施策)

第8条 町は、環境の保全及び創造を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 大気、緑地、河川、地下水、土壤等の自然的構成要素の保全に関すること。
- (2) 野生生物の種の保存、生態系の保護等生物の多様性の確保を図るとともに、森林農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。
- (3) 町民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのあるまちの創造、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。
- (5) 町民及び事業者が環境の保全及び創造に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため上里町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるよう努める。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 施策の基本方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、上里町環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(規制、助成等の措置)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 町は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等態勢の整備)

第11条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する態勢の整備に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第12条 町は、町民及び事業者が環境保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 町は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(町民及び事業者の自主的な活動の促進)

第14条 町は、町民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(町民及び事業者との連携)

第15条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等町民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第16条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年3月12日条例第8号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

9. 上里町環境審議会条例

昭和 46 年 7 月 23 日条例第 16 号

改正

平成 6 年 6 月 21 日条例第 11 号

平成 26 年 1 月 1 日横書き施行

○上里町環境審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、上里町環境審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、環境に関する基本的事項を調査審議するため、附属機関として上里町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第 2 項第 2 号により委嘱された委員以外の委員がそれらの職を失ったときは、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に委員の互選により会長を置く。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認められるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月21日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の上里町公害対策審議会条例の規定による公害対策審議会及びその委員は、それぞれ環境審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

10. 上里町環境審議会委員名簿

(任期：令和3年11月4日から令和5年11月3日まで)

氏 名	区 分	所 属 等	備 考
沓澤 幸子	1号委員 (町議会の議員)	上里町議会議員	環境審議会委員
黛 浩之			
本城 慶多		埼玉県環境科学国際センター	温暖化対策担当
敷地 富士雄		埼玉県鳥獣保護管理員	(公財) 埼玉県生態系保護協会
高林 美江子		京塚リサイクルの会代表	上里町男女共同参画人材バンク
大野 治夫		気象予報士・防災士	ほんじょう FM
◎ 下山 彰夫		上里町区長会	会長
木村 芳雄		上里町商工会	会長
秋山 拓司		児玉工業団地工業会	会長
○ 伊藤 裕		上里町農業委員会	会長
岩田 義雪		埼玉ひびきの農業協同組合	常勤監事
尾山 叔子		上里町女性団体連絡協議会	会長
小山 省吾	4号委員 (関係行政機関の職員)	埼玉県北部環境管理事務所	所長

◎：会長、○：会長代理

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

11. 上里町環境基本計画等策定委員会設置要綱

○上里町環境基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 上里町環境基本条例第9条第1項の規定により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上里町環境基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

(1)環境の保全及び創造に関する目標

(2)施策の基本方針

(3)前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(4)その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、副町長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
(部会)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する部会員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

5 その他部会に関し必要な事項は、部会長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、くらし安全課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

12. 上里町環境基本計画等策定委員会委員名簿

委 員	役 職
副町長	委員長
総務課長	委員
総合政策課長	//
税務課長	//
くらし安全課長	//
町民福祉課長	//
子育て共生課長	//
健康保険課長	//
高齢者いきいき課長	//
まち整備課長	//
産業振興課長	//
会計課長	//
議会事務局長	//
学校教育課長	//
学校教育指導室長	//
生涯学習課長	//
郷土資料館長	//
上下水道課長	//

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第2次上里町環境基本計画（中間見直し）

令和4年3月

発行：上里町

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地

電話：0495-35-1221（代） FAX：0495-33-2429

編集：上里町くらし安全課



上里町マスコットキャラクター
こむぎっち



リサイクル適性 A
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。